

伯爵東久世通禧述

竹亭
回顧錄
維新前後

東京博文館藏版

白雲

月心

2/0.58
H445t
T



282977

白雲



月心

2/0.58
H4656
T



282977

辛亥夏日題

竹亭田頌錄首

有雨



徑有松傍西岸病時酒清
閑煙盡外日出煙消不見人
數行一響山山綠回首空際下
中流藜上無心雲去如

己亥夏月

竹亭書





（九十七時于影撮年四十四治明）照小卿世久東爵伯位二正

孫海聲敬
書
仁孝天皇御震翰
東久世嗣拜領

孝明天皇御袍



東久世卿拜領

七卿部落の圖 (東久世卿贊)



酒石圖

七卿部落

東久世卿贊

酒石圖

東久世卿贊



東久世竹亭卿席上揮毫ノ竹 (天賜苑藏)

緒言

一不肖眞卿竹亭卿の知遇を蒙ること年久し、常に侍座する毎に卿が王政維新の際國事に力を盡されし事ども其本末を承はること少なからず、或は旅寢の御つれくの折往時を回想せらるゝ毎に語り出たまふことを、其折々筆記して筐底に納めしもの積て數百葉に達す、いま卿に請ひまつりて世に公にするに至れるなり。

一卿の御物語多くは御記憶の儘に説出たまへれば、年月を忘れたまひしもなきにあらず、并は明治前記、明治史要、三條公記、其他の記録によりて之を補正す。

一文章極て拙劣を免れざれど、侍座筆記の儘敢て訂正せず、

一 开は務めて御口話の真相を傳へんが爲なるのみ。

明治四十四年夏七月一日天賜苑の懷古堂に於て

編者誌

竹亭
回顧錄
維新前後

目次

第一 東久世家祖の事……………一

第二 始祖通廉の傳……………九

第三 通積と寶曆騷動……………一二

第四 六卿の密奏……………二〇

第五 先公道德の事……………二四

第六 先帝の御事（其一）……………三〇

第七 同（其二）……………三八

第八 同（其三）……………四一

第九 父皇の崩去……………四六

第十 吾か官歴の始……………五一

第十一 青蓮院の宮……………五五

第十二 堀田閣老の上京……………六五

第十三 一橋問題……………七六

第十四 太閤の内覽辭任……………八一

第十五 安政の勅詔……………八五

第十六 九條關白問題……………一〇二

第十七 安政の大獄……………一〇七

第十八 和宮降下のこと……………一一三

第十九 島津三郎の上京……………一二〇

第二十 永井雅樂の運動……………一二四

第二十一 寺田屋騒動……………一三二

第二十二 關白の更迭……………一三九

第二十三 大原重徳の勅使……………一四二

第二十四 天誅の流行……………一四八

第二十五 岩倉の蟄居……………一五五

第二十六 再度の勅使……………一五九

第二十七 勅使の待遇……………一六八

第二十八 國事御用係……………一七四

第二十九 宇和島老賊……………一七九

第三十 親征の議……………一八二

第三十一 將軍の上洛……………一八七

第三十二 大和行幸の事……………一九五

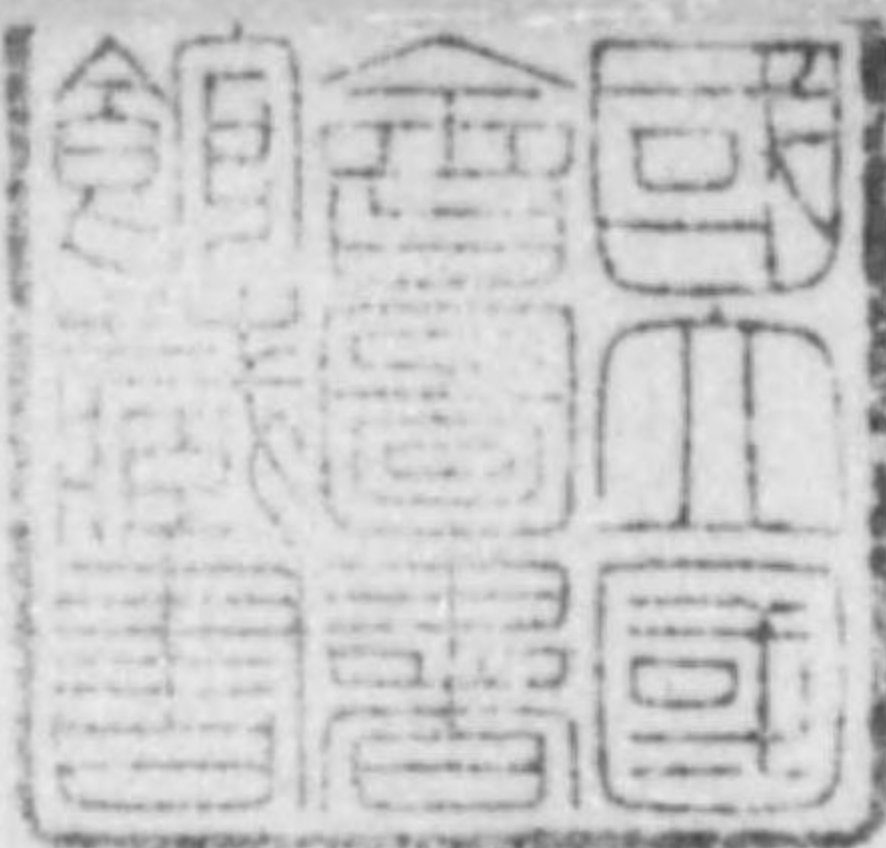
第三十三 八月十八日の變……………二〇一

一 招賢閣……………二一一

一 功山寺……………二一五

一 太宰府……………二一九

一 一言大事を決す……………二二三



竹亭
回顧錄 維新前後

伯爵 東久世通禧述

第一 東久世家祖の事

吾等が先祖は久我源氏の庶流であるが、醍醐天皇(人皇六十三代)の第十四の皇子を村上天皇と申す、其第七の王子を具平親王と云ふ、千種の宮、六條宮とも申して二品中務卿に御叙任遊ばした方で、此宮の第一の王子に源姓を賜つて源師房と云ふ、御幼名は元資すけのちに土御門右大臣と云は此御方である、この子孫數家に分れて久我くが、土御門とみかど、堀川ほりがわ、久世くぜ、岩倉いわくら、千種ちかた、植松うゑまつ、中院なかの、愛宕あたご、北畠きたはた、大河内おほがわうち、赤松あかまつの諸流となり、皆な村上源氏の子孫と稱す、吾等の家は土御門右大臣師房の子が三人、嫡子を俊房と云この人に三人の男子あつたれど子孫は絶た、二男顯房、三男師忠、この師忠

第一 東久世家祖の事

一

目次 終

維新前後	四
長崎視察	二二五
五卿歸洛	二二八
小御所會議	二三二
征東の參謀	二三八
兵庫の事變	二四二
卿時勢を論ず	二五二
堺浦の暴舉	二五五
四條繩手の事變	二六一
官歴の一斑	二六六

の跡も絶て二男顯房の子孫が非常に繁昌した、顯房の子を雅實と云、兄弟五人、弟の雅俊、國信、顯雅の三人は子孫なく、末子雅兼は子孫連綿として其末は播磨の赤松となる、さて嫡子雅實初て久我と稱し、村上源氏一門の長者である、次を雅定、次は雅通、通親、通光、忠通、具房、通基、通嗣、通雄、長通、通相、具通、通宣、清通、通博、豐通、通言、邦通、晴通とつゞく次を通堅と云ふ、元龜天正の頃の人で權大納言、右大臣、正二位、氏長者である、通堅の子三人嫡子敦通、家をつぐ二男は武士となり細川家に仕えて天草の亂に戦死をなした、三男を祖秀と云、これが東久世の祖通廉の父である。

○下津捧庵の傳

吾家の祖、通廉の父は右近衛大將正二位久我通堅の二男で、母は飛鳥井雅綱權大納言の女、元龜元年に生れた、僧になつて山城國葛野郡北山鹿苑院に住し、また相國寺の塔中蔭涼軒にも住し大僧録の職務を兼務したと云ふが、足利家の頃は天下寺院の政務は鹿苑院の蔭涼軒を以て僧録司となし、僧官の執奏、寺院への公達命令みなこの總録司の掌る處である、祖秀もこの寺に居て總録司の職務に參與したものと見ゆる、豊臣家になつて前田德善院が京都の市政并に寺院の事を取

扱たから此時は蔭涼軒の權力は薄くなつた様子であるが、地方の寺院は猶ほ蔭涼軒に據て官位を受る事になつて居たらしい、徳川家康が天下の權を握る様になると金地陀崇傳と云僧に蔭涼軒總録司の事を委任した、この崇傳は材力のあつた僧で世上では黒衣宰相と言つた常に家康の内閣顧問と云ふ資格であつたから彼が總録司に任じてより蔭涼軒の役僧は廢物になつたのである、其後ち寛永のころ寺社奉行が出来て僧録司もまた廢止になつたと云ふ話である。

是より先きに祖秀は蔭涼軒を辭した是は十九才の時、天正十六年である、この時は前田德善院が寺院の政令を執る時であるから、祖秀も其干涉を面白くなく思たかも知れぬ、然るに祖秀は僧侶に似ず常に兵書を學び武藝にも長じ、勇武の聞えがあつたから當時の武士にも親く交際して中にも加藤清正とは最も親善であつた、此年に加藤は肥後の熊本を賜つて廿五萬石の大名と成たから其臣佐々助左衛門を祖秀の許へ遣し、我等も今度一城の主と相成つたれば足下も熊本へ參り候へ客分として三千石進へらすべしと云使命である、素より武勇を以て誇る人ではあり清正が友誼を以て招く其高誼に感じ還俗して自ら下津捧庵と

稱す實名は宗秀と云たやがて熊本へ赴た、三千石と云えば其時代にては一方の侍大將さむらひで百石五人の軍役としても手勢百五十人を有する、寄騎何十騎を添へると云が加藤家の軍制で有たから捧庵も一方の大將に相違なからう、さてこの下津と云姓はいかなる譯であるか詳かに分らぬ、天正の初めに細川幽齋の臣に下津權内と云武勇の士があつて、淀川堤で岩成主税介と云大剛の大將を打取た事がある、其武功は信長も大に感じて黄金を與えたと云話もある、また此の下津は秀吉が紀州根來ねづらを討とき立派に戦死を遂て天下に名が聞えたから捧庵其權内に「あやかる積り」で下津と稱したかとも思ふ、地名では乙訓郡に下津村と云處もあるが其地にいかなる縁故があつたかと云ふ事も詳かでないから權内を追慕したので有ふと思ふ。

捧庵は文祿の征韓の役にも渡海して従軍した、彼の地での働きは傳はらぬ、然るに意外な事で肥後の熊本を立退て再び京都へ住する事に成た、其仔細と云は一説に清正の嫡子忠正と云は慶長四年に生れて同く十二年江戸の屋敷にて痘瘡に罹つた、捧庵の婿板坂某と云ふものは當時良醫の聞あつて是も加藤家に仕へ

て居たから板坂に治療を命じた處、藥石遂に効なく忠正は卒した、清正大に怒つて必竟板坂が治療宜しからぬ故なりと板倉に切腹を命じた。

清正ほどの人でも子の愛情の爲には分別を失つて斯云無理な事をする、捧庵は最愛の娘の夫を殺されて中心不平に耐えない、其が原因で熊本を去り京都の醫師岸道元の邸に寓居して居たと云ふ然るに流石に清正も自分の非を悟つたものと見えて、京都まで三千石の食祿を送つて依然に替ららず優遇したから捧庵も其高義に感せざるを得ない、また互の意思も疏通して間もなく熊本へ還て再び清正の客將となつた、慶長十六年六月に清正卒去して跡は二男忠廣が嗣ぐ僅に十才であつたから主幼にして國危しと古人の言た通り、家老等互に權勢を弄し家中の諸士もおのゝ縁故に従つて黨派を建る様な勢ひに成た、其事は「加藤忠廣事跡」と云ものにある。

是より先き清正が死で忠廣が家を嗣た時、徳川家康は親しく捧庵に命じて忠廣幼稚にして大國を領す、其方は前代の信任を受たる者なれば忠廣を子と思ひて萬づ後見すべし、家老ども萬一分別を違ひたる振舞あらば吾等に密に申聞よと

あつたから、加藤家の老臣等も捧庵を尊敬する事至て厚く、隠然後見職の如き姿であつたと云ふ、捧庵と家康は至て親しく常に腹心を以て待遇した許りでなく其交りも信友でも有るかの如き工合である、元和元年に捧庵が江戸を起て熊本へ下る時駿河の田中(今の藤枝)まで来ると家康大坂の豊臣家を亡して駿府へ凱旋する途中田中の城に休息して居た、捧庵も凱旋の祝儀を述るため田中の城に入て家康に對面いたし、勝軍の祝儀を述べると家康、江戸表の留宿居太儀であつた早や國へ行くかさて捧庵老天下の事も是でざつと濟だぞと言ふ捧庵云く、是より太平に相なりまして私もコレで餘生を娛みませふと茶を立る眞似をして見せると家康笑て、其通りぢやさて捧庵老は幾歳になるぞと聞れた、私は將軍様と御同年で御座りますと眞似目に言たから家康腹を抱て笑つた、捧庵は此年四十四になる將軍秀忠は三十五である、斯云戲言言合ふ程の間柄である、是で信任の程度も分る、其より捧庵歸國して後見をして居ると忠廣と云人は坊チャン育ちで十歳で殿様になり我儘に出來た人であるから家老の言ふ事を聞ぬ、家老も主人を輕蔑すると云有様で、始終紛議が絶ない幕府でも追々之を知て監察を熊

本へ下して調べて見ると果して家老の甲乙兩黨より訴へて出た、其事は津田民部少輔信良の家へ忠廣が招れた時何が行違が出來て忠廣が立腹する、其事は誰の責任だとか何んとか云問題で初めは些細の事が追々枝葉がさして幕府の公裁を仰ぐに至つた、將軍秀忠は捧庵の所存を聞て是非を定めるがよいと急に捧庵を叩て意見を聞と捧庵は自分の思ふ處を申立たソレで加藤家の紛紜も解決して一方の黨派は罪を蒙り、やがて平穩にはなつたが後年忠廣が國土を奪はれたのも實は此時の紛紜が遠き原因をなしたのである。

捧庵は其のち十四年を經、寛永八年壬未五月十九日に享年六十二歳で歿した、墓は肥後の流長院と云寺にある、法諡は智性院捧庵大居士捧庵死去の時に家來が一人殉死をした姓名は分らないが機仙嫌房と云諡である、捧庵と云ふ人はどう云人物であつたか能くは分らぬが、家の傳えでは容貌は至て魁梧で威風の備つた人であるが性質は温和な少も覇氣のない小供も親むやうな優しい人である、されど武藝は餘程長じて居たものらしく殊に薙刀が上手で、一日刺客が忍び入て捧庵を殺さうとしたヌルト、起上り傍の薙刀を執て一剎に薙ぎ倒した事があ

る、しかし斯云事は捧庵の長所ではあるまい、清正が三千石を以て客將としたのは薙刀や一騎打の武勇を賞したのではない、軍國の謀議に參與せしむる爲め、實は帷幕の參謀としたのである、其故に家康も捧庵を見ること一般の家老とは同一でない、加藤清正が死後に家康より發した訓令にも下津捧庵には云々の所領を與へて彼が分別を聞き、國政を執れと言てある、幼年より鹿苑院、相國寺等に入て學問を修め、その上兵法を講し、武技を修めたので有るから、文武兼修の人で當時にあつては文學ある武士は一向にない、皆な文盲な大將ばかり、獨り捧庵學識を有したから、清正も家康も尊敬を加えたので有ふ、だから加藤家の前途に就ても先見がある、死に臨んで、忠廣殿は大國を領する人ではない、當家も遠からず滅亡すべし、一樹の枯るゝ時は先づ枝が枯るゝなり、吾は死すべし、則ち梢の枯るゝのであると言たが、果して其翌年加藤家は亡びた。

羽臯云、幕府は豊臣家恩顧の大名は成るべく潰さうと云ふ手段を執て居た、福島正則を亡し、次が加藤の家であるが、いかに倒さうとしても名義がなくては、手を下す事が出来ぬ、忠廣愚にして大國主の資格はなければ、家康以來、下津捧

庵に後見を托し、秀忠も捧庵とは親善なり、幕府の執政、土井、酒井も捧庵を尊敬する處より、此人の在世には、流石に手を下し兼て居たるなり、捧庵世を去るに及び、土井大炊頭密策を施し、強て罪名を負せて、加藤の領土を奪つた、加藤家が寛永九年まで存したのは、全く捧庵の名望である。

捧庵の子は男子三人、女子五人で、長子は宗正と云ふ、父捧庵の家をつぎ、後ち細川家に仕えて千八十石を領し、下津内記と云ふ、此の子孫は維新前まで歴然としてあつた、二男は通尹、通稱は長齊、初め朝廷に仕えて龜谷兵部少輔と稱し、のち隠遁して肥後國に住む、其子孫は醫者となつて、同國上益城郡甲佐手永寒村に住ていまでも子孫がある、三男は通廉、これが當家の先祖である、其話は次に述やう、長女は上州小幡城主織田兵部少輔信良の妻、二女は大友家の家士吉弘嘉兵衛の妻、三女は紀州の家士天野四郎左衛門の妻、四女は加藤家の侍醫板坂の妻、五女は徳川の旗下川勝主水の妻となつて居る。

第二 始祖通廉の傳

通廉は捧庵の三男で、寛永七年庚午の六月十五日、江戸櫻田の加藤家の邸内に生れた。加藤の屋敷は断絶後、井伊直孝の邸となり、維新後参謀本部の敷地となり、陸軍省も同地にある。あの屋敷で生れたを以て見れば、捧庵の妻子は徳川家へ人質の意味で江戸に住居したものと見える。母は側室瀧野槇子と云たもので、朝廷の修理職瀧野十左衛門の娘で、筆札に巧みな人で、婦人としての藝術は相應に出来たものと云傳てある。捧庵逝去の翌年、通廉は母と共に肥後へ下り、父が遺領の内八百石を頒けられて熊本に住居す。間もなく其翌年に加藤家は断絶したから、母は通廉を携えて京都へ登り、一年程たちて東福門院の女孀に召出された。筆道に妙を得て居たから、祐筆の様な御用を命せられたのであらふ。東福門院は後水尾天皇の中宮でいらせられ、二代將軍秀忠の女であるから、當時上下の崇敬は一方ならぬ御方である。この時名を中川と更め、通廉も其ころ五才で名を徳丸と稱し、中宮に御奉公いたして居る中に、主上の御目に止つて、更らに主上の御傍近く御奉公申上る様になつた。其ころで有らふ中宮より徳丸へ御尋に、其方は公家になりたいか、武家になりたいか、何れなりとも望みの通りいたしてやらふと云御意

である。徳丸は早速母に相談いたし、母より一族にも相談した處、父捧庵殿は正しく久我家より出たる人なり、長子は已に武士となつて細川家にあれば、父の志は長子継たり、一人は公家になす方然るべしと云評議で、徳丸より其旨言上に及たから、未だ十四才ではあつたが、小兒料として三十石三人扶持を賜り、其翌年(寛永廿年)十五才で元服して中務大輔に任せられ、從五位下に叙し、昇殿をゆるされた。此時中宮の御執成しにて新家御取立となり、久我の直庶流と云格で、家の名を東久世と呼ぶ。この東久世と云家名は、此時新たに出来たのではあるが、久我家の十六代太政大臣通博と言たのが山城國訓世郡東久世の莊に住居して居て、世人これを東久世相國と呼だ、其名を襲ふて東久世と云家名を立て、紋は五龍膽車と云事に定められた。通廉は正三位参議に至り、議奏を仰付られ、役料百石を賜つた。貞享三年十二月廿八日、五十五才にて薨去。通廉はいかなる人格であつたか、家の傳へには仁顔儀容、怒ても人怨みず、愛して人悔す、質朴にして鄙からずとあるから、温厚の人であつたらう。至て五葉の松が好で、之を愛したと云ふ。五男二女あつて、長男博高家をつぐ。二女博子は、靈元天皇の内侍に補せられて新内侍と呼び、皇子

德宮、力宮の御二方を産みまへらせ青蓮院宮一品親王の御養母となりのちに大宮と稱する事になつた、この人は長壽で寶曆三年八十一で薨去になつて居る。博高は幼名琳丸と云ふ右近衛中將、正三位まで累進して享保九年甲子九月五十六で薨去、博高に四男五女あり、長男博胤廿五才で逝去、二男少休と云ふ僧となり、三男通積が家を繼だ、この通積の時に彼の寶曆騷動と云ふ大事件が起つて通積も幕府より睨視にらみれた一人である、其大略を話さう。

第三 通積と寶曆騷動

通積は博高の三男にて京都丸太町の邸に生れ、正徳三年童形にて禁中に出仕、享保五年に元服して侍從に任じ、從五位下に叙じ、是より右近衛少將、中將を経て院の別當となり、寛保三年には從三位、東宮の補弼、また正三位に進み、議奏職に任じ、寶曆七年には當家には稀なる權中納言に任じ、正二位勅授帶劔と云ふ非常の寵任を蒙りたれど、竹内式部の門に入て朝權回復の計議をなしたりと云、嫌疑を受けて諭旨免官となり、更に閉門謹慎一門親類と雖も交通を禁すと云、非常の嚴罰

を受た、陛下の御信任極て深く、通積は朕が忠臣なり、彼を罪する謂れなしと仰せられたるに拘らず、幕吏の壓迫に關白恐怖してとう／＼數名の公卿と共に意外な處分を蒙つたのである、其事を世に寶曆騷動と云一通り話をしよう。

山崎闇齋が朱子學と佛法を混化して垂加神道と云ものを主唱して、元祿の末より享保の頃は餘程盛んに行はれ、其門人も頗る多い、其中に玉木葦齋と云者が此傳に據て神書を講じ、其門人に竹内式部と云者が出た、信州の人と云事であるが、正確な由緒は分らぬ、式部の學説は垂加流より出ても山崎の如く佛教臭い説ではなく、其説く處は事實問題にて大義明分を明かにすると云が眼目で、第一に説く處は朝廷が今日の如く御衰微に成りたるは君も臣も其學を修めず、治國安民の道に暗き故なり、君臣學を修め德器を成就し、皇道の復古を謀らば、往古の隆盛に復する事敢て難からずと云ふ前提で、日本紀の講義をなし、大學章句、孟子集註を講じ、其間には孫子、六韜三略、古今戰略の評判と云ふ様な學風である、朝廷に於ては後光明天皇が初て朱子新註を経筵に御採用に成た以來すべて朱子學御信仰で伏原と云明經家が受持て進講する事に成て居た、竹内式部が右の學説を第

一に信服したのは徳大寺大納言公城である、其頃は天下泰平で徳川は第十世となり家重と云凡庸な將軍の代で彼の田沼主殿頭が政權を握つて賄賂は公けに行はれ上下舉て驕奢に耽り、風俗頹廢して享保の善政は悉く地を拂ひ文學武藝ともに廢れ果た時代となつたから幕府も漸く末期になつたと志のある者は皆な觀察したらふと思ふ、此時朝廷の公卿で徳大寺公城、久我敏通、正親町三條公積、烏丸光胤、西洞院時名、わか通積などは皇權の久しく武門に歸して、天皇は徒らに虚榮の地に立たまふ事を常に慷慨して居た處へ、式部が皇道回復の論を以て徳大寺等を説付たから、恰も大旱に雲霓を望んだ様なもので、右の人々は最先に式部を講師として其學術を研究する様になつたのである、此の公城、敏通、初め通積等が果して王政復古と云大計畫を企てたるかどうか其邊は明かには分らぬが胸中には復古の希望を有し、まつ朝廷に有用の學術を採用し君臣ともよく大義を明かにし名分を正し、徐々に回復を謀りたいと云理想を抱たに相違ない、此の理想を現實にする爲には座上の講説のみでは物足らぬ様になり、劍術を學び馬術の稽古をなし、内々にて武器を求むる様な運びにもなる、斯う云ふ事になると

舊式神道の家元吉田兼雄より關白へ向て中傷する、垂加神道を公家にて學ぶは宜しからず上古より當家の唯一神道を御崇敬なされたるに今更先格相廢り申は殘念の至りであると式部が學説を攻撃する、伏原、舟橋の兩家も垂加流の學術を講ずるは以の外の義なりと是もまた關白へ尻を持たむ、時の關白は一條左大臣通香であるが此人は式部の學説を強ち不都合とも思はぬから、反對者の中傷譏誣も餘り其効がない、斯う云うちに式部の門に入る公家は追々多くなる、今上桃園天皇にて御登極十年になり當時寶算十五六位でおいでなされたが至て英邁な御資性にて學問を御好みなされ、世上では後光明天皇の御再生と申た位で、この天皇の時に議奏をして朝夕の御話相手が通積其外に姉小路公文、芝山重寶である、此の三人また皇道復古の希望を有して居た御學問を奨め奉るから日夜日本紀、孟子などを御講究になる、御休息の御話相手には式部が説く處の古今治亂盛衰の有様から現今朝廷幕府の御關係等をも御話申上たであらふ、のちには御所の中で劍術の稽古をする様に成た、もし關白、大臣の中に北畠親房、日野資朝の如き人があらば承久の如き一大事が起つたかも知れぬ、公城、通積等は志はい

かに堅くも其位置が低い、執柄家に英雄が一二人居らねば何しても大事は出来ぬもので文久元治の頃の有様でも分る、此時の關白一條通香、左大臣近衛内前右大臣九條尙實、内大臣鷹司輔平等が萬機を輔佐して居たが此人々も別に識見のある政治家ではない、徳大寺、久我、姉小路、芝山、西洞院、及通積等が式部を師範として勉強するのを見て、初めは奇特な事と思て居たで有ふが、幕府は定規に外れた事を許さぬ筆法であるから、徳大寺等一派の舉動を怪んで來た、所司代松平左京大夫輝高は町奉行に命じて式部の舉動を探索しむる様になると、吉田兼雄を初め舟橋、伏原等の反對者は喜んで種々の風説を言觸らす、評判は段々高くなる、徳大寺等五六人の公家は密に兵學を研究し、武具を買入れ、浪人共と内々密會をなす、鴨川洪水の時は水馬を試みたりなどと云風説も聞える、松平輝高も驚て江戸へ注進をなし、また一方には關白忠香へ堂上方武藝修業禁止の事を請求し、竹内式部を町奉行の白洲へ呼出して軍學、武術等を堂上方へ勸め常々講釋いたすは如何の次第なりやと尋問した處、式部は辨舌の達者な男であるから、左様の事は毫頭無之候世上の風説をのみ御聞取りにて御疑心遊ばされ候ては堂上方御迷

惑にも相なり申べく當時太平の御時節柄、堂上方は申に及ばず、吾々に至るまで軍學武備の必要會て無之儀と存じ罷在り候と陳じたから、俗吏ども尤もなる申立てと感心して其儘式部は放免された、然れども關白忠香は幕府を憚つて早速訓令を發し、近習の衆近來武術稽古致し候面々も有之様に關白殿聞き及ばれ候増長致し候ては如何に候間相止られ然るべく候と云達しだ、此達しは徳大寺を呼び申渡したのである、其から第二の壓迫が來た、式部は神道を説くのみではない軍學をも講ずる者なるに個様の者を師として學問するは堂上方に似合ぬ事なり、師弟の縁を断ち學問をやめる様にと云ふ内命である、これは吉田神祇權大副兼雄が關白へ讒言した結果で、其上所司代よりも關白へ申入たからの事だ、關白杯と云ふものはいつも幕府の鼻息を窺ふ人許りであるから、皇權回復など云事は夢想にも思はない、他動的に學問禁止を内命したが、徳大寺はじめ皆な多少の抱負を以て居る人物であるから應じない、其中に主上に於せられても式部の學説をお聽になる事を思召立て内々で通積に命じ講義の筆記を御覽になる、主上已に斯る思召の上は敢て憚るに及ばずと關白の内訓に頓着せず、常の如く講

義を聽て居た、スルと柳原光綱が密に關白忠香に言ふには、主上にも内々にて式部の講義を聞召さるゝ由確に承りたり、抑も皇朝所傳の諸道に於て神道は尤も重んずべきものなれば正統の學説を聞召すは光綱等の望む所に候へども昨今近臣の進講する神道は徳大寺が家僕竹内式部なる者の所説にして垂加流の末派にて、元來朝廷には累世神道の祕説を傳ふる家あり、神の道を學びたまはゞ先づ此家の説を聞召るゝべき筈なるに幕府の疑ひかゝりたる式部如きの説を御採用遊ばす事餘りに御輕忽のなされ方に候はずや、世上にては式部を謀反人の如く申ものも候なるに此儘に差置んには幕府の聽く處となりて他日由々敷御大事をも惹出し候はんか急き台慮を運らされ然るべきか主上もし御聞入なくば女院へ言上遊ばし女院より止めまへらせられ然るべきにや、抔と密告に及だから關白も俄に心付て其夜九條尙實を招き内談して女院(青綺門院二條吉忠の女櫻町天皇の女御にて主上の嫡母)へつぶさに言上したから女儀の事ではあり、容易ならぬ悪き學問でも遊ばすものゝ如く思召て式部が神道を御學びの儀然る可らざる由奏問になつた、主上は大に迷惑遊ばしたれど素より御孝心の深き

事故彼是と御辨解もなされず其儘學問は御止になつた様な次第、必竟、吉田兼雄が柳原を抱込み伏原、舟橋等と一致した運動の効果であらうが、うしろには幕府と云強大なる後援を有しての反對であるから正義公論も遂に壓迫を受けて仕舞た、この儘で濟ば無事で局を結たのであらうが反對黨は猶ほ飽足らず關白を誘惑して、主上神道御研究は止めさせらるゝと雖も式部信仰の張本徳大寺、東久世、正親町三條等初め近習の人々君側にありては猶御爲に然る可らず、此の人々は關東にても評判宜しからずと聞く急き御近習を罷められ然るべしと申立た、關白これをも採用して議奏にも議らず直に女院に申立て其御同意を得て近衛左大臣を以て近習罷免の事を奏問に及だ處ろ、正親町三條、東久世等は賞すべき事あれども罰すべき謂れなし、朕は別に免じたき者ありと仰出されたから近衛は何者に候やと伺ひたるに光綱(柳原)一人を免したく思ふぞとの上意である、近衛は押返し、御尤に候へども光綱一人を罷て外二人を差置ば公平には候はず、兎も角一時三人を免しまた御再任遊ばし然るべしと頻りに迫り參らせたから兎も角もと宣のたまはられ其儘奥へ入御になつたと云、此に於て通積はじめ式部に就學し

たる有爲の公卿は近習を免せられ或は病氣と稱し參朝を見合せ、大義名分を主義とせし人々は悉く一掃せらるゝに至つた、時勢の思潮と云ふものは人爲を以て壓伏する事は出来ぬ、一時は強迫的に取鎮めたとおもても遠き將來に、必ず再燃するに至る、此時壓迫されて涙を吞て屈した徳大寺、正親町三條、五辻、久我わが東久世等みな徳川の末造に至つて再び倒幕の人となつて居る、要するに皇道回復の思想は子孫に遺傳しつゝ、百年の間血管の中に伏して居たのだ。

第四 六卿の密奏

一時に退けられた人々は皆な大に不満を抱いた、關白及び三公の專横を憤慨して此儘に泣寝入りになる所存にあらずと一同申合せて關白等の處置を主上へ密奏する事に決し、書面を認て曙内侍あけぼの梅園久子に據て獻つた、其後も度々密奏した處ろ意外にも曙の内侍は此の奏狀まじを開封して女院へ密告したから女院より小督の局を以て近衛九條の二公に知らせると二公大に驚だ、急に關白邸へ會して評議をして居る其中に主上は、密奏を御覽になつて如何に思召したか議奏五

辻盛仲を召ていそぎ西洞院をよべ彼に直々尋る事ありと云御内命である、密奏を御覽の上で密奏者を御召しと云は決して御否認の思召ではなからうと思ふ、徳大寺、東久世等の近狀をもお尋になり奏狀の趣きを猶くはしく聞召すために御召しに成たとすれば密奏者の爲には福音で有ふ、果して關白は西洞院御召と聞て愕然として急に參朝し、他の三公も續て俄に參朝して西洞院の御召を抑止した上に、徳大寺以下二十餘人、通積も勿論其主たるもので之を悉く罪に處せる事に評議して居る處へ綾小路直美、日野資枝が關白に向て、徳大寺、東久世の諸卿表面は學者の爲めに式部に親む様に取り拵へたれど其實は尊王を主張し幕府の權を抑へやうと致す目論見に相違これなしと密告に及んだから關白、三公いよいよ仰天して關白より公積等を嚴重に處分致した旨奏問致した處主上は殊の外御震怒あらせられ、彼等は朕が股肱の臣なり卿等朕が股股を斷んとするか斷ば速に斷つべしと俄然玉座を蹴て奥に入りたまふ、關白等勅命を矯めて正親町三條以下十七人の官を奪て親類一門にも交通するを禁じた其中に、通積は議奏の現職であるが亦是遁るべき筈はない諭旨免官の上差控となつて、翌年になつ

て差控は免すべし永く參朝を止む落飾の願を出せと云命で寶曆十年十月落飾して思寛と號し丸太町の別館に隠れて只だ風月に襟懷を慰めて居た、この落飾後も親戚一門に面會を許さずと云嚴重の申渡しであつた。

羽阜云竹内式部は大徳寺、東久世の諸卿が處分せらるゝと同時に京都町奉行より與力同心十名を出して式部父子を召捕て獄に繋ぎ訊問を初めたが、前年訊問を受けた時は軍學の講義は何の目的であるかと云訊問であつたが是は申開が立て、放免に成たれど、今度は式部が門人右中辨日野資枝、中將白河資顯、右中辨中御門俊臣、宰相綾小路有美、等關白の意を迎ひて式部と師弟の契約を斷ち、又かねて式部が講説したる尊王斥せき霸はの説をつぶさに關白へ申述べたれば關白より其事ども詳くはしく筆記して所司代へ送りたる中に、政事天子まつごとに出るを以て正理とす禮樂刑政諸侯より出る時は十世にして衰へざる事なし、關東は當代にて十世なり危き事なりと講義の聞書に書留たれば、所司代之を町奉行に移し此ヶ條で罪に陥すべしと云内議でありしなりされば徳大寺以下の處分等も幕吏と關白と申合せて決斷したる事なるべし、其より町奉行、松前俊廣の掛

りにて、講義の筆記を以て段々訊問したれど悲哉この町奉行等一向の文官にて神書は其文字さへ讀兼ねて碌々訊問も出來ず、禮樂諸侯より出づ云々將軍の事、十世と云は當代(家重)を差した事とソコだけは分りたれば禮樂刑政諸侯より出づ十世にして危しとは如何と尋たるに天下道なければ禮樂征伐諸侯より出づ、則ち衰へざる少すくなしと孔子が申たるに候諸侯とは公方様の御事に當り候へども是は論語の本文に就て申述たる儀に候、私が十世にして危しと申たるには聖人が衰へざる少しと申語を分り易く解とたる迄に候いかにも當代十世に御座候へども將軍家を危しと申譯には無之と辯に任せて答えた、奉行も字義は一向知らず詰問する程の識力しきりはなし、一通りの尋ねにて翌九年五月六日重追放に處し忤主計は京都御構ひと云處分になる、式部は伊勢に至り竹内正庵と改め鞆飼某が家にあり斯は八年の後山縣大貳、藤井右門等と謀る處あり此獄に連座して八丈島に流され三宅島に移て病死したるなり。

通積は明和元年甲申八月廿一日五十七才にて憂苦の中に薨じた、通積は國典にも漢籍にも通じ音樂、蹴鞠、有職の道にも精通したと云ふ、十男八女あつて第六子

道武家をつぐ天明八年京都大火、内裡も公家の家も悉く類焼した其年の十二月九日に四十五才にて薨去、道武左近衛權中將正三位まで昇進して居る、次は通庸これは通武の第一子である、安永二年に家を繼て文政元年九月に薨す五十才、右近衛中將正三位で終つた、次は通岑、通庸の第一子寛政四年に生れ文化三年に従五位下に叙し治部大輔に任じ累進して嘉永元年參議に任じ從二位に至る同年六月五十七才にて薨去、通岑も諸道に達し書道、歌道、有識、音樂一も精通せざる事なしと云、次は通徳。

第五 先公通徳の事

吾等が父は通徳と言て祖父參議の一男である參議一男四女あつて通徳の外みな早世して居る、父は文化十三年丙子正月二日内丸太町の邸に生れ文政元年正月五日從五位下に叙し同く十月廿八日首服を加えて位一級進められ天保元年に方領五十俵を賜り同十月紫震殿奉行となり、同く六年八月より病に罹りて諸醫の治療を受たれど遂に効なく年僅に廿才にて逝去した、吾等がまた三歳の時

である父は幼少より鈴木恕平(撫泉)に就て漢學を修め書は花山院家厚の門人であつた、また廿才と云ふので官歴もなく言行の傳ふる程の事跡もない。

○母蓮生院

吾等の母は大和郡山の城主柳澤堯山の孫柳澤左京信貞の女で信子と稱す、文化三年九月十六日郡山の邸で生れたが姉が風早三位公元（はら）に嫁したから幼少の時より京の風早家にあつて姉の指導の許に教育を受く、天保三年廿歳の時通徳に嫁した翌四年の十一月廿二日に吾等を産む、其のち僅か二年で父が病死してまだ年か若いもので有るから親戚は再嫁を勧めたけれど聞入ないで其歳の十二月六日に薙髮して蓮生院と號し、専ら吾等が養育に心を盡してくれた、父は此年で歿する程の體質で有たから壯健ではない、家事の世話も自分では餘り頓着せず、母が家事向は總て整理して吾等幼少の時分は別して母の手一つで何事も處理した自分で蠶絲を繰りて衣服の材料を造り、裁縫も人には任せず、深夜までも針を持って倦む色がない、吾等は今も母が行燈の前で仕事をしながら種々な話をし、て聞せられた事を記憶して居る、九才になつて童形で東宮へ出仕する様になつ

た、時は母は非常に喜んでくれた、東宮と申は先帝の御事で其頃は熙宮と申上た、この時は立太子の御儀式も濟だ後で吾等は日々出仕して御相手を致す、母は家において家事を整理し召仕も多くはないが家格相應に家來もなくてはならず、下女も召仕て居たが其等の奉公人にも情を掛け何事も細かに指圖して働かせる、吾等が國事係參政となつた頃は漸く國事多端に成て來訪者も多く諸藩の浪士などもやつて來て國事を論ずる、さう云様な繁劇の身分となつては一家の事を顧る違はない、其上吾家は貧乏で借金はないが家計は至極切り詰つて居た然るを母が工合よく整理して吾等には少しも心配をかけない彼の大和行幸の勅詔が下つた一件で俄に參朝を御差止になり吾等は三條卿以下六人と共に西國へ落ちた時は官位を停められて勅勘の身となり親類義絶と云ふ御沙汰であつたから母は非常に歎いた様子であるが元より吾等が愛國の心事はよく知て居る是もお上の御爲と存じてすることなれば一命を捨てても致し方はないと心では深く覺悟して居られたので吾等の許へよこす手紙の表にも其意はよく見えて居た、吾等は周防に居た時も太宰府に居た時も折々母の許へ書面を出した母よ

りも便りに付て書面が來る、山海百里を隔てた地に幽居していて再會が出来るか、吾等が旅路で死なずとも母は憂苦に腦みて病みはせぬかと望郷の念は日夜心頭を離れぬ其時に母が手づから書た書面を手にした嬉しさは今日想像の出来るものではない、されど互に恙きを何よりの喜びとして居るうちに元治元年の七月長州の兵が京師へ打入て幕府の兵と戰て其兵火のために吾が丸太町の家は全焼した、母は子に別れた上にまた住慣た家を焼れて久我家へ立退き裏方に寄宿して只管吾等の歸洛をのみ祈つて居たのである、久我は吾宗家であるから斯様の時には世話に成るも致し方はないが實は吾等が停官廢戸主となつた時東久世の家を嗣ぐ者がなく其家で久我建通の末子通暉を養子にして家を繼せ母は養母と云事になつて居たから久我家でも世話をせねばならぬ義理もあり、それらの緣故で寄宿して居たのである、慶應三年の十二月末に吾等は歸路復任の勅命を蒙て歸た、大阪まで軍艦で來て上陸いたし薩州の屋敷に入て淀川を船で登り伏見へ着て親戚の者も家來等も皆な迎ひに來た、三條卿はじめ五卿は直ぐ參内して御禮を申上げ宅へ歸つたのが恰度五年目で親子の對面、母は泣いた

よ吾等も感慨の情胸に迫つて思はず落涙した。しかし目出たく歸路したのであるから母は非常な歡びで何から話をしてよいかと云様な事で互に手を取らぬ許りいつまで話しても盡ない、其から斯く家に歸ても吾等は家に安居する事が出来ぬ、明れば正月の四日伏見鳥羽の戦争で征東將軍の參謀を仰付られ出陣してから戦争が終ても大阪に詰て居て泉州堺、兵庫等へ往復し、東京へ出張する間もなく北海道へ永く滞在する、歸ればまた洋行と云様な次第で母の傍で孝養を盡す事も出来ぬ、築地の家に住む様になつた後ち初めて母子同居して朝夕母の心を慰る事も出来た様な次第であつた、此時には朝恩に浴して何の不足もない身分で昔の貧しい家計とは違つたけれど母は相替らず自ら蠶絲を繰たり裁縫をしたり、昔のさまと少も變らない、吾家が今日も質素な家風を依然維持して居るのは全く母の遺訓で母が爲てくれた形を成たけ崩さずに守てゆくからである、明治二十三年の三月下旬より心臓病に罹て四月十五日に八十四で逝れた目黒の長泉院へ葬てある。

母は卑陋仕事までも手づからする洗濯もする臺所の事もする女の仕事として

はいかなる事をも爲した、必違は家政のためにした事で、貧しい中にも差したる困難も感じなかつたのは母が儉約の結果である、斯云事にして密に積金をして置た、吾等が國事の爲に日夜奔走するのを見て非常の場合には必ず不時の金子が要るものと初めより心付れたものと見ゆる、西國へ落る時は俄の事で其朝家を出て鷹司家へ集りすぐ妙法院へ移り評議をして其次の朝直ぐ立退だから旅資の用意がない勿論長州藩の家老が供をしてゆくのであるから不自由はなからうが自分にも多少用意をせねばならぬから家來を家へ走らして母に相談した處が積立て置た金子を百兩よこした、斯云遠き慮りもあつた人で、夫から和歌及び雅樂を好み琴曲の技は免許を得て其奥旨に達した晩年は折々琴を掻き鳴らして孫娘を相手に樂で居た。

羽阜云大學總長渡部洪基君と一日家庭教育の事を話した時君が言るゝに、岩倉公曾て言るゝに東久世の母蓮生院は類ひ少き賢母である二十一二で寡婦となり貞操を守り今の東久世を手一つで養育してあれ程の人物に仕立上た、其上家政を治るに長じて奉公人を隣み、親類一門に疎遠せず、其人柄も溫和に

て神佛を尊び人の難儀を見れば必ず之を救ふと云博愛仁慈の心あり、家庭教育と云は斯う云人を得てはじめて圓滿に行はるゝものなりと言れた、吾も大に感じて外ながら母公の行状を調べて學校で演説をした事があると語られし事あり。

第六 先帝の御事 (其一)

吾等は幼年の時より先帝の御傍に勤仕して御遊びの御相手もする御學問御手習の御相手朝から晩まで御附申て保應やすまるくと召れて恰まさで御友達の様にお親しくいたし御即位の後も御奉公申上たからよく存んじて居る。先帝の御事は已に二三の歴史にもある、併し其は外部より傳聞して書たもので御真相しんさうと云ふ譯には行ぬ、吾等は追々高齡になつたから今に遺忘わすれるかも知れぬ今の中に話をして置く、是も將來の史家が誤謬のない様にと思ふ故である、先帝は天保二年辛卯の六月十四日に御降誕なされた、吾等が九歳で御勤仕に出た時は御十一で在せられた様に思ふ御生母は正親町實光まひくの女で稚子まご其ころ權典待であつた實に仁孝

天皇第四の皇子で、兄皇子もあらせられたけれど皆な御早世で皇子一人もましまさぬ時に御降誕であつた、是より先き權典待は正月二十七日に實家まことへ下り、池尻權太納言暉房が御世話卿を仰付られ四辻家の女で千枝子と云が元正親町家へ嫁に来て離縁となり獨居して居たが至極貞淑な人であると云ので此の千枝子が皇子の御世話を申上る事になつて其の命を受た、五月十一日が着帶、此の日に御蚊帳釣り初めと云ふ式があつた、此の釣初めの式は兩親の揃た女が七人でする、朝廷には何事にも先規古格があつて民間とは大きに違ふ、また御産衣縫うぶぎ初と云ふのも此の日である、是も同様兩親のある女が七人であるのだ、六月十四日の朝のころより御産氣の御催しがあつた、直ぐ御世話卿より陛下へ言上すると土御門陰陽頭晴親を御召になつて御祈禱が初る、午後の五時半過ぎの御降誕である、皇子御降誕の旨言上すると大御乳おほいちの人を御使にて陛下より御守刀まもりかたなを進せらる、此の時の産婆は吉田若挾、御篋親おぼは辻和泉守の娘、皇子の御匙おし(醫者)は太田肥後守に仰付られたる由、七月十四日に初めて御參内になつた、この前に六月二十日、七日目に御命令の式があつて、陛下の震筆で備中檀紙三つ折へ熙宮ひろみやと遊ばし

上包をして箱に納め大御乳の人が御使で正親町中將へ賜はる。この震筆は誰も拜見が出来ず中將が謄寫して御世話卿初め一同へ披露するのだ。此の日仙洞大宮より御初衣を進せらる夫れから翌月十四日に御參内になつた。先づ内待所へ御參拜があつて其のち參内して御父皇に謁見する。皇后にも御逢になる。十月十五日は御降誕百二十日目御箸初の御式がある。折櫃一合の内へ烏子紙二枚(松重即ち一枚は前黄一枚は紫敷て紅白の餅二重ね其四隅へ松と鶴を飾る之れを御祝ひの席へ出し御膳三つ出る中の御膳は御粥と御箸二ツを添へ右の御膳には青石二個を小捻りにて括り御皿へ盛る。左の御膳には「カナ頭」二疋を小捻りに括つて御皿に盛る。倍膳は權典待局。是よりのち御祝ひがある時はいつも御膳をあげる。十二月十四日が御髪置き。七日の前夜産毛をすべて剃りて頂上へおケシを置いて其のちたび／＼剃るのであるが御髪置の御式後は御髪を剃らぬ事になる。天保六年御五歳にて儲君とならせられた。此の日前權大納言萬里小路建房が御肝煎、山科右衛門督、園權中納言、葉室顯孝の三人が三卿と云事を仰付られたので、是より先き熙宮は皇后(准后)と云婦の御養君となつて花御殿へ御移りにな

つた。東宮の事は春宮、花御殿などと昔より言て居る今日でも其通りである。九月十八日に親王の宣下があつて御名を統仁と申上る。この御祝ひに父皇より長橋の局を御使にて來國長の御太刀、鶴一羽、御馬代銀三枚二種一荷を進せられ午後親王御參内になり御前にて強飯御吸物が出る。この立親王宣下と云ものは嚴重の御式がある。上卿職事を御定になつて別當家司以下の役人が定るので。此とき別當は新源大納言基豐、家司は六角能通、姉小路公前、池尻延房、山科言成、梅小路定徳、職事は風早實豐、芝山國典、外に藏人、侍者、御監など云役人も出來た。徳川將軍(家齊)より高家織田大藏大輔を上京させて白銀二百枚、三種二荷、内府(西丸)より白銀百枚二種一荷を獻じ目錄を以て親王へ年々米千俵進上の奉書を所司代より差上た。御賄料が僅に千俵である今日の相場にして玄米一俵五圓なら五千圓である。天子様の東宮の定額が今の勅任官一等の年俸位のものだ。天保八年の十二月二十七日に深會幾の御儀式があつた。深會幾と云は下々にて云ふ袴着と云たやうなもので二條左大臣齊信が御鬢の事を奉仕したいろ／＼嚴ましい御式がある。碁盤の上へ御立に成る委い事は覺えぬが山橋の枝、小松の枝を御持になつ

て吉方に向て御立になり、御足の爪先で二つの小石を踏むなぞと云ふ事がある、上臈の女房が附て居て御介抱をする、御服は御半尻御前張りの直衣小葵浮織御奴袴は紫地龜甲の紋に上部白の蝶の丸、御半尻は葡萄二重、龜甲、白菊葉丸等を御用ひになつた様に思ふ、御式の御膳が出て女房が配膳を掌る、まづ斯云やうな事でこれが東宮御七歳の時である九歳におなりになつた六月七日に御讀書初めの式があつた九歳まで御讀書をなさらぬのではない其前より孝經、大學などは御讀に成て鷹司左大將が御相手をして御教授申上て居た、それであるから此御讀書初めは表向きの御式と云ものに過ない當日巳の刻に行はれた御學問所へ出御になる二藍三重襷の御直衣に紫龜甲の御奴袴中段に御着座になる、武家傳奏、東宮の三卿、公卿殿上人御次より御縁へ居並ぶ久我建通(中納言)が御机を持出しておん前に置くと清原三位在賢(舟橋)が進んで御机の前へ座し古文孝經の序文を讀む三遍くり返して讀む、東宮も直ぐ其通り御讀になる、清原三位が退くと久我が出て御机を引くソコで入御になると云次第だ、此お祝ひに粥と五色汁御酒を下さるのだ、其から數年たつて紀傳道の御學問をなさる様になると御卒業

毎に御智惠粥と稱してお内祝ひがあつた是は御内儀の事で女房へ下さるのである、表の方は舟橋三位と御近習の人へ許り下さる、此時分は國學は餘り流行ない朝廷には明經博士、紀傳道博士と云て清原、菅原の兩家があつて紀傳は菅原、明經は舟橋(清原)であるが紀傳、明經とも表向き一通りは御指南申上るが力を入れて御研究と云譯ではない漢學は一通り遊ばした、四經、五經位は容易く御讀になつて講釋を遊ばす位の御學力はある、和書の方はさして御學びはないけれど和歌は父皇の御添作を御受になつて日々御よみになつた、歌は餘程御達者である、雅樂は葉室大納言顯孝が御指南申上て笛が御上手であつた。

太子に御立になつたのが御十歳の三月である天保十一年と思ふ、立太子の御儀式と云は重い事であるから、豫て七社、七寺へ勅命があつて風雨の難なく無爲に遂行はるゝ様にと云御祈りをする、七社と云ふは伊勢神宮、石清水、八幡、賀茂上下の社、松尾、平野、稻荷、伏見、春日(大和)、七ヶ寺は、仁和寺、東大寺、興福寺、延曆寺、園城寺、東寺、廣隆寺である、これは前月に御教書と稱し關白より書面で御達しになる三月十三日には九條右府の邸で召仰の儀と云ものを行ふ、翌十日に御式があつた内

大臣近衛忠熙が太子傅を兼ね、鷹司大納言輔熙が大夫、久我權中納言建通が權太夫となる、此式は紫宸殿にて行はれ、主上出御になり立太子の宣命があり清涼殿にては東宮式の御膳の事がある、また大殿祭りと云も行はれ、其から主上より御歴代の例によつて壺切の御鈿を進せらるゝのである、内侍が清涼殿の鬼の間へ御鈿を、次使御使者中山藏人頭忠能に授ける、忠能より簀子にて藏人に授け、藏人より小舎人に授け、小舎人より東宮權亮に授けると云様な次第で、小舎人は祿を賜はる、祿は一疋の絹を賜はるのだ、此日の御儀式はいかにも嚴重な事で中々一々記憶の出来るものではない、東宮の御装束だけを言ば御髪は總角、また御元服をなさらぬから頂上で左右へ分て御耳の上へ輪にして垂れて居る、聖徳太子の畫像に二人の童が附て居るのがあつた、あの童の髪はやうなものだ、赤色の御袍を召す、廿六日には拜觀と云がある、父皇を拜すのを拜觀と云ふ、これは清涼殿にて行はるゝ御式である、此時は青色の御袍御表袴と云ふ御装束である、關東の將軍よりは溜の間の大名を名代として上京させ御祝儀を申すのだ、此時は松平越中守が登つた様だ、横瀬駿河守、牧野備前守が付添て東宮へ參上して將軍より白銀

千枚献上する、東宮は越中守以下に御目見へ仰付られて御盃を賜はるのである、吾等は天保十三年の十二月二日に東宮へ出仕したから未だ御元服の前である、元來朝廷では兩親の現存せぬ者は喜ばぬ慣例がある、七月中元の御遊などにも双親ある者を召す事になつて居る、七月十四日双親勤番の事但し當役は此限にあらずと年中行事にも書てある、當役とは議奏の事だ、然るに主上に御双親ある時は双親なき議奏は當日缺席して近習の上席が議奏の事を勤ると云事になつて居る、武家傳奏のみは双親の有無に關係はない、斯云妙な習慣であるから吾等の如き母親一人の子供は御召出しになりさうもない筈だ、然るに十歳の時に東宮の御相手に出たのは甚だ僥倖の事で佛者に言せたなら宿縁とか前世の因に縁て此果ありなど言であらふ。

今日でも俗間で有卦に入ると言ふ事を大さう喜ぶが昔は朝廷でも然云事を喜び祝たものだ、弘化元年の三月一日東宮有卦に入つたと云ので御祝ひがあつた、たしか其月七日に御祝ひがあつて主上より長橋局を御使にて御机一ツ金一枚、生鯛一折御拜領、女院御祖母よりも二枚折の御屏風一双、生鯛一折御進上になり

准后(母后)よりは御掛幅二ツ生鯛一折と云やうな事で、御靈の社へ御初穂金百疋上けるとか有卦の神(祇園社内の疫神を云)へ御代參の使者がたつて百味の菓子二臺、強供御(赤飯のこと)一臺御鈴(酒)一對奉納といふ事であつた、東宮附の官人へはソレ／＼拜領物がありまた酒肴を賜はるなど至て賑かな事で、今考れば妙なものが是も天下泰平の兆といつた様なもので有ふ。

第七 先帝の御事 (其二)

先帝の御元服は弘化元年三月廿三日であつたこの御式も立太子と共に御太儀であるから前年より其準備に掛る、廿三日に御鐵漿初めの式があつた、昔は皆な鐵漿を付たのである先帝は鐵漿が御嫌ひで餘儀なく御つけになると云御容子に見えた、此の日より廿四日廿五日と紫震殿で御式の習禮があつた、習禮だの内見だのと随分いそがしい天子御一代に一度の事で當職の者も記憶して居る者は少いから皆記録によつて一通りは演習する、廿六日には召仰の儀と云を九條家で行ふ、これも役人の稽古見た様なものだ、何と言っても七十年の昔の事で能く

は、記憶せぬが當日は未明より南殿の御装束を取付ける是は掃部寮がするので、節會の時の様に御椅子が出る、公卿はみな束帯で螺鈿の太刀を佩き裾を引く、主上出御になつて其次に女藏人が東宮の御冠を持って出る、内侍も出た様に思ふ、次に東宮南殿へお出になる、主殿寮の官員が幔門を開く、鷹司東宮太夫、久我權太夫、お先立で東宮御昇殿になると關白政通が御傍へ付て立つ、九條右大臣が御裾を執る威儀堂々たるもので公卿以下悉く蹲居、地下の輩はみな庭上に平伏と云有さまだ、此時の加冠は内大臣近衛忠熙、理髮は久我權中納言建通であつた、初めに近衛が進んで御冠をあげて退くと其次に久我が進んで御髪を理すと云様な事でソレが濟むと東宮入御になつて別室で御抱を御更になる、黄丹縫腋の御袍を召し御靴をつけたまひし様なり、二度目には南殿を下り階より御登りになつて主上を御拜しになる、理髮加冠の兩卿へは祿を賜つる女藏人二人青色の袍、白の大褂を持って出て近衛、久我に賜はると二人其賜つた祿を肩にかけて南殿を下り、庭上で拜舞をした甚だ盛んな觀物であつた、今は拜舞などと云事を見たものも知た者も一人もあるまい、其から饗宴があつて雅樂を奏すと云やうな事で實に盛

儀であつた、徳川將軍より高家宮原侍従を名代として酒井修理大夫(所司代)と共に參内して將軍より太刀馬代銀二百枚、右大將(西丸)より太刀馬代銀五十枚、其外簾中れんちゆうよりも夫それ獻上があつた、くわしくは當時の記録に書てあらふ、吾等は見聞の儘を話すのである、翌弘化二年の九月九條右府尙忠の女もと基子が御息所みよすゐに成た有栖川絲姫君とこの基子が候補者で双方ともに大に競望した結果九條家が目的を達したなどと云噂があつたが事實であるかどうか分らぬ、糸姫は水戸中納言慶篤の簾中となつて、また若い中に病死したと云ふ、基子はのち准后になり英照皇太后と申すは此御方である、この時東宮は十四才、基子は十二才であつた様に思ふ。

羽阜云主上は鷹司關白の女にても孫女にてもと云御内意もあつた様子なれど關白御辭退申上た、前新皇嘉門院と云いひ當准后しゅうかうと云いひ連々れんれん參入さんにゅういたしたれば餘り恐入り候間御斷り申上たく、久敷絶へたる事なれど宮家みやけより御迎むかひひ遊ばし然るべくと云意見を内奏した、有栖川の姫宮十一才寔に相應ふさはしき御事と云ふ噂もあつて宮家にては御喜びであつた處、幕府より宮家よりの入内たいは御近

例も無之儀なれば御見合せ遊ばされ然るべしと云故障だ、其處へ九條家より内願して基子入内と云事になりしと内藤耻叟の話なり、後勁槐記には有栖川の姫宮、九條の姫君御目見いたしたれど双方とも御氣に召す、有栖川は十一、九條は十二なれば俗説に中四ツ嫌ひなり、されど十二を十三にして表向御治定とある。

基子のち夙子と更む、是は東宮參入御治定の時に御改名と云ふ、九條右大臣尙忠の第三女御母は唐橋前大納言左照の女、名は梅園、實は鴨の社人南大路大和守が娘の腹より生れたまひしなり、天保五年十二月十三日の誕生實際の入内は嘉永元年十二月十五日で、其迄は九條家に御同居此間、玄米五百俵を年々賜はりし由。

第八 先帝の御事 (其三)

吾等が東宮の御傍に御奉仕いたしたのは十歳の時よりと記憶する、東宮は二つ上で在あせられたから隨分戲遊たはむたこともいたす、子供のいたづらもしたのである

御供をして御庭へ出れば花を折れ、蟬を捕など云御意があれば面白いから喜んでする。御泉水の魚もとると云様なことで、ある時、長い棒の先へ鎌を付た物を以て花の枝を折り、其鎌を庭へうち捨て置た。東宮は頻りに飛廻つてお在になる中にどうした事かお足の裏へ鎌の刃が當つて出血したから驚いて直ぐ振袖の袂で御疵の口を押えたが出血がつよい、小供の事で始末が下手だから吾等は手も衣服も眞赤になつて御介抱申て居ると女房が飛で来て驚て御介抱申上たが東宮は平氣でお在だ御氣象が確としてお在になつたから左まてお驚きもない、吾等は女房に散々呵り付られた。

其頃は宮中も仙洞も謎が渡行て殊に女院(御祖母さま)は別してお好で種々な謎をかけて御遣しになる、ある時何と云謎か忘れたが東宮が「徳若萬歳」と御解きに成て御返事を申上ると大さう御感心遊ばして御褒美に唐子人形五十人分進せられた、五十人の中に大將分とも云べき少し際立たのが二人ある、東宮殊に御喜びで保麻呂この人形を二ツに分て二人の大將を定めやうと仰るから其通りに致して名は何とお付遊ばすやと伺た處しばらく御考で一人は松島陸奥守と付

やう、一人は由良紀伊守だと仰らるゝ、それは大名の名で御座りませうと申上たら、さうだ残らず大名にして此者に毎日當番を申付てやると仰られて今日は誰の番だ、明日は誰の番だと人形を皆な武家の大名になされて當番をお定になつた、東宮の御事であるから大納言とか中將とか言ふ名をお付なさりさうなものと當時は變に思て居たが、後に考て見ると寔に不思議な事で、文久、元治から慶應の頃には諸大名が京師へ詰て御門の警衛を勤める様になつた、また御幼少の時分で將來は天下の政治を執て大名を京師へ集め様と云様な先見のおありになる筈はないが、是許りは不思議な現象と思ふのである、其から平日の御様子を言ば、東宮の御在になる處を花御殿と云ふが餘り大きな御殿ではない、奥が四室でそれにお次が三室、奥に六人居る、其内上臈が二人、中臈が二人、御乳の人が一人、御指と云てお薬を煎じたり何かする者が一人ある、其下に下臈と云が一人、外に呉服所、表使、御膳所と云がある、雑仕と云は掃除をするすべて下が八人、これが毎日詰る、また三卿と云ものは御教導申上る役で葉室、野の宮、中園の三人、これが一人つゝ毎日詰る、東宮近習と云のが十人ある、是は表へ(表とは御學問所小御所、清涼

殿等を云成らせられた時御例の事を勤る役で奥へは立入らぬのである、次に日常の事を申すと。

朝は五ツ半頃にお目覺になる御寢衣を御脱に成て平日の御衣を召し御手水がすむと程なく御髪をあげる、其から朝の御膳が出る、御獻立は至極質素なるもので、一汁三菜と云た様なものだ御飯御汁、右に御肴、左に香の物、この膳に猪子へ何か煮た物がつく、其外皿が一つ肴もあれば精進もある、是は朝と晩の召上り物で晝は本膳へ味噌汁と只の汁が一ツ餘分に付だけの事である、一體に御所の料理はまづい、表の御番所などへ宿直して御膳のお膳をたべてもいつも豆腐汁に鹽鯛と極つて居る隨分鹽の辛い堅い鯛だ、どう云譯で斯う云まづい物をたべるかと云ば朝廷の御賄向は總て幕府から出張した役人がする事で彼等は本渡相場と云豫定の價格に據て品物を買入るゝ其本渡相場が寛永度のお定めとか享保の御改正相場とか云て物價の極て安い時分に極た相場を買上代價の定額にして安政年中まで其儘用ひて居る、享保には銀三十匁で白絹の上等を買いたらうが天保の末から安政度には七十匁八十匁になつて居る、主上の御寢衣は毎日白絹

一反つゝ御用ひになるが段々高くなるから役人ども享保の相場では買ないッコで下等の絹を求めて御用に供すると云事になる、食物の材料もみな其通り、だから段々まづくなる何事も萬事この通りの筆法であつた、さて御膳が濟むと今の十時半ごろに父皇の御機嫌伺ひに御出になる、東宮は今の唐子と云やう髪にお結になつて御元服の前なり、純子または縮緬の縫模様の御召し、御下着は白と紅の縮緬、御袴は栗色の様な御奴袴、菊綴はない、御袖を前へ合せて御歩みになる、其先へ中臈が一人、火鉢へ蒼求を焚て之をもつてゆく、其跡へ東宮、其次が吾等で赤地錦の袋へ入れ、深紅の打紐で結だ御守り刀を兩手で正面へ少し高く捧げて供をする、其跡へ上臈が一人、また一人はお手習用の墨を入た器を臺へのせてお供をする、父皇へお禮がすんでお歸りになると午前には御手習をなさる、また御本をお讀になる事もある、午後は多く表へおいでになつて御讀書やら雅樂の御稽古其間には御遊びになつたり、歌の御稽古もあると云次第であつた、吾等は十七までお傍に居てよく存じて居るが先帝はまづ活潑なお方でお體格も非常なもので、今の子爵渡邊昇位はあつた様に思ふ、あれより少し瘦てお在に

なつたかも知れぬ、父皇仁孝天皇も大きな御體格である、體格のよい方は御壯健なもので先帝も御病氣はない、活潑の方ではお在になつても腕力をお出しになつて打などと云事はない、お呵りになる事はいくらもあつて吾等も度々お呵りを受たが呵て仕舞ばそれで御機嫌は直ぐ元の通りになる、只だ宮中にのみ御在で御所の外を御覽になつた事もなく御側以外の者には交際もないから御修養と云事は無論缺て居る、昔の天子様は何所までも生た神様にして封じ込で置くのが幕府の政略であるから新らしい事や珍らしい事をお聞せ申すは大禁物に成て居る、公卿と云た處が世人と廣く交際は出來ず家來が言ふ世間話を聞て世の中の有様を想像するに過ないのであるから堂上に英物の出來る譯はない、三公だの議奏などと言ても皆宜加減の人物許りであつた。

第九 父皇の崩去

弘化三年正月廿六日の未明に父皇仁孝天皇俄に崩去になつた、是は當時に於ては意外の大凶變で宮中は非常の騒ぎである、前日まで御重病と云程の事も聞え

ず、初めは御風氣で御持病の御痰が出て時々御苦しみになると云位であつたのが寅の刻過に御大事になつて俄に關白三公、議奏、傳奏へ急使を走らす皆々仰天して夜の明際に參内した、此時は全く崩去の後であつて皆な悲痛の涙にくれた様な事ではいかなる御次第で斯く俄に御大事に相成つたかと醫者に詰問した人もある、其事は別に怪い譯もない御痰が詰つて御開が付なかつたのだ、御此の玄蕃頭と甲斐守某との意見が違つて廿五日の夜議論した様子、玄蕃頭晋は御風氣であると云、甲斐守某は御風氣ではない御痰が強いので有るから紫雪を時々御用ひになるがよろしからふ御薬は「細胡涼隔散」を上る様にいたさうと云意見互に争ふのを東坊城聰長が制して兎も角も此夜の御容體を能く窺つて置くがよい明朝兩人の意見を關白殿下に伺つて御判斷を願ふと云事で折合たが其夜遂に御大事に成た。

羽阜云仁孝天皇崩去の事を野宮定祥卿が記した日記によると廿二日夜御熱あり廿三日は一向に御熱發せず、廿四日聊か御熱發したる處御痰大きに發す、御熱も殊に熾んなり、廿五日御熱いよ／＼熾んにて晝夜を辨せず御兩便も不

利なる間御痰いよ／＼迫る夜に入りては御熱おさまる御精神快然の御容子御膳をいさゝか聞食其のち暫時御寢になる丑の刻のころ御小水御通しあり間もなくまた御催し御東司へ入らせられんとするに御腰立す女房等抱き奉りて扶けまへらせんとすれど御體格肥大にして女子の微力にては叶はず匍匐して東司へ出御の途中忽ち御痰逆上して披かせられず寔に驚愕云々とある全く俄の御差込と云が事實である。

鷹司關白以下總參内になつて議奏三條大納言實萬が、二條左大臣と九條右大臣、近衛内大臣の三人を小御所へ呼で、東宮御年十六歳にましませど御讓國とか御踐祚とか申ても關東の承諾を得なければ行はれぬ事主上已に御大事になつて御踐祚迄の間何といたしたもので有ふ關白殿攝政宣下と云様な事にいたしてはどうだらうと云發議で、三大臣もソレは尤の事であるが東宮御幼少の際攝政を置た的例があるか其例があればよからうと云様な意見だ、其なら一つ調て見やうと三條が役人を呼で調て見ると三條天皇御不豫の間關白道長が准攝政となつた事がある、後一條天皇の時には頼通が准攝政である、堀川天皇の時の師實

後鳥天皇の時の兼實と云やうに天皇御病中東宮御幼少で准攝政を置た例が出て來たから三大臣評議を極て關白政道へ申出た、關白が言ふには尤の事であるが此事は東宮へ程よく申上て御承知にならねばいけぬ誰ぞ言上して呉れと言ふので三條實萬が東宮へ申上た御異存はないと云御挨拶であつたから即日關白を以て准攝政と云仰出されに成た此時はまた父皇御在世の姿になつて居る、其から所司代を呼び主上御不豫に付御讓位もなされ度く思召さるれど急速にも運び難き事なれば萬々の節は踐祚遊ばされべく女院も御同意なれば關東へ宜く申入るべしと云三大臣列座で申渡したから酒井所司代より早飛脚を以て關東へ伺た、二月六日になつて所司代參内して將軍の勅答を申上て此段申上候處御内慮の通りたるべき旨仰出され候間此段御達可申旨年寄共より申越候事と云切紙の寫しだ、將軍は天子へ對しても仰出されなどと云ふ隨分名分を失つた話で家康の時代には斯云御兩敬と云やうな不敬の事はない、三代家光以下段々と威張て來て朝廷へ獻る物を進せらるなどと言たものだ、獻上などとは決して言はない、そこで二月六日に崩去を公表して御年四十七、其月の十三日に踐祚の

御式があつて東宮は御十六で天皇の位にお即になつた。此御式は立太子御元服よりもお手軽で清涼殿の日の御座へ出御になつて内侍二人、劔璽を持って夜の御殿へ置く。關白は簀子に候す。第一に准攝政を止め更に關白舊の如しと云勅詔があつて關白御受をして御傍へ出て藏人頭を召し、藏人の頭に補すと云ことを申渡す。其から藏人二人召て同じ様に申渡してこれで入御になる。次に上卿左大臣二條齊信が仗座に就て、公卿一同の辭合を演述する。御代替りであるから更に任ずると云事を言渡すのだ。此日は警固固關けいここくわんと云て朝廷に重き御式のある時は六衛の將官に命じて六府を警固せしめる。事がある固關は伊勢の鈴鹿、近江の逢坂、美濃の不破この三關を固める。こんな事は昔の事で全でない事であるが其儀式許りを行つたものだ。踐祚が済で十四日に御入棺にやくわんの事があつて廿三日には御息所みよきよ九條夙子女御と稱する事になつた。三月一日に諡號おくりなを奉つて仁孝天皇といふ。此の仁孝の勸文は東坊城の上げたものを御採用になつたのだ。三月四日に泉涌寺へ葬り奉つたのである。此日の朝先皇の御遺詔を奏聞する事がある。御遺詔と云のは御儀式のもので廢朝五日の外國忌、素服、舉哀者あはれものを停止すべしと云事を上

卿より申上るまでの事だ。御葬式は夜に入てからで御車寄へ輦車をよせ左右へ白い屏風を建て大臣以下公卿一列にたち殿上人小舎人も一列にたち殿上人松火を執て御棺を車へ遷し奉る。御劔を車へ納める。御車の簾すだれは右大臣が手づから褰ひらげるのである。其行列は記したものがあから此には言ぬが此時の御見送りみおくりは右大臣九條尙忠、内大臣近衛忠熙、德大寺、三條の兩大納言、鷹司左大將以下大勢であつて束帶の人も袍ほろの人もある。いづれも白杖をついて歩行だ。所司代酒井修理太夫は將軍の名代で御見送りをする。御車へ入た御劔みよこ安次と云ふは其儘泉涌寺へ御納になるのである。

第十 吾等が官歴の始

吾等は東宮御踐祚遊ばれてから其儘御供をして禁中の小兒と云名稱で奥向に御奉公いたし其翌年十五歳になつて三月十一日に加冠して同月十三日近習となつた。近習は主上が表に居らせらるゝ時御側を勤るので御座右で様々な御用を勤る。嘉永二年十二月四日に侍從に拜任して正四位の下に叙せられ左近衛少

將に任じた。

維新の御回復は外交問題が動機となつて時勢の變遷に際して成就したので、嘉永安政の外交問題即ち攘夷和親の問題もなく、天下依然として泰平無事であつたならば到底王政の復古が出来るものではない、徳川幕府が倒れたるも外交、朝廷が政權に口を出したのも外交、諸大名が勤王佐幕の進退に就て騒いだのも外交問題が初りである、福地源一郎であつたか誰か忘れたが、幕府は大政の御委任を受けて居るから外交問題も無論御委任の内である、慶長元和に屢々外國と通商もなした拒絶もしたれど一々朝廷に伺た事もなくまた朝廷より何等の御干涉もない、阿部伊勢守の時米國の軍艦浦賀に來り通商貿易を求め之と條約を結ぶに臨み大名の異論者多く之を鎮撫するには朝廷の力を假りるに如すと思ひ議奏、傳奏などを取拵へたれど、公卿の方面へは水戸、薩摩等より早くも手を廻したれば朝廷は過半攘夷論に傾きて幕府の思ふ様にもゆかず、堀田備中守上京して勅許を得て米國條約に調印する積りなりしに是また刎付られて要領を得ず、必竟御委任を受たる大權を自ら無視して朝廷へ窺ひたるが誤りなり、斷然

調印して所司代より傳奏へ通告位にて宜敷なりと論じた者もあるが、外交の事は幕府が何とも言ぬ中に、朝廷より一本突込れたのである、是は弘化三年八月の事で此年に佛國の軍艦が琉球へ來た風聞があつて島津家よりは近衛へ交通があつたから幕府よりも早く知たかも知れぬ、其のち和蘭國王より外國と交通せざれば必ず戰端を開くに至るべしと忠告した事もある、弘化三年に佛國の軍艦また琉球へ來た、この時三條議奏、實萬の心付で鷹司關白と相談して三條が立案して幕府へ勅書を下した、是が外交問題に就て幕府へ干涉的注意を與えた、第一着手である、其御沙汰書は三條實萬日記にある、近來異船時々相見へ候趣、風聞有之内々聞食候、彼是叡念に掛させられ候、此上武門の面々洋蠻の小寇を侮らす大賊を畏れず、籌策有之神州の瑕瑾無之様、精々御指揮候て彌震襟を安んせらるべく、此段御沙汰候事とある、外交問題では全く先手に出たから、幕府も御返事をしない譯にゆかぬ、十月三日に所司代より御返答書が出て居る、この返答で見ると外國船の事はさして御心配の筋ではない、渡來いたすとも文化度の例によつて取計ふ積りである、天子様事情を御承知ないに依て却て御心配遊ばさるゝ間外

國船の事は御差支ない限り言上致す方がよろしくはないか所司代より傳奏方へ御相談申上る様にと老中より申しました、今度琉球の事も別紙の通りで御座候と云ふ返事だ、幕府は異船の事は別に憂ふるに足らぬ來らば例の通り御國體云々を申聞け薪水を遣り鶏でも進物にして返すのだ其等の事を天子様が御心配なさるなら寧ろ有體に申上だ方が御安心にならふと云様な極く淺く考たものらしい、然るに此時には水戸中納言齊昭より關白の許まで(烈公)公關よりの關白許まで外夷問題の封事が來て居る、幕府は元來此ころまで外國の事を極く手軽く見て居た、朝廷はさう手軽くも見ないと云は水戸烈公の姉は關白政通の政所であるから水戸と關白とは直書の往復もあり水戸より石川幹二郎と云烈公の信任した人物を政所附の役人として在京させてある、此石川は藤田東湖一派の有志で海外の事情にも略通じて居る始終關白の家に入出して居たから外國の事情は寧ろ關白の方が幕府の老中より知て居たかも知れぬ、この關白政通は尋常の人物ではない光格仁孝今上の三帝に歷仕して従一位太政大臣關白と云地位で朝家の元老である、一人として頭の擡るものはない其上性質豁達にし

て智略に富み變通の才を有し記憶力も決斷力もあるこの人と水戸烈公と始終通謀して居るのだから、幕府から何とも言上しない中にまづ幕府へ一本突込だのも三條の考とは言ものゝ或は水戸から出だ指規矩さしかねかも知れぬ、之に對して自今は安心のため言上致しませうと云御返事をした、ソレでは勢ひ朝廷の御許しを得なければならぬ事になる、此以後も外國問題になると幕府は何事も後手に廻るやうに成て事毎に失敗した、いつで有るか水戸烈公が大きな地球儀を献上した事がある、御學問所の二の間へ飾り付て主上も御覽になり、關白以下公卿殿上人みな拜見した事がある、吾等も御近習でともく見たが老輩の公卿など餘りに世界が廣く日本が小さいのに吃驚して居た、日本の部は金色になつて居たのを見て、流石に豊さか登る日の御國は金色だ外夷の國とは色が違ふなどと喜ぶ愚物もあつた、烈公は斯う云物まで拵えて天子様に海外の事情をお知らせ申手段を執つたのである。

第十一 青蓮院の宮

嘉永より文久元治へかけ攘夷問題で天下騒然としたころ主上の御相談相手となつて翼賛の任を盡したのは青蓮院の宮である。宮は伏見貞敬親王の御子で聖護院宮、梶井宮等も御兄弟になる。此宮は親王家に召仕はれた賤き女の腹に生れたまひし故表向に御届もなく諸太夫某に御遣になつて其家にて御成長になり、七八歳の頃より本能寺の小僧となつて臺所で使はれ味噌こし提て豆腐買などにゆき、或は寺の僧侶の供をして祇園の妓樓へ度々御出になつたと云ある時坊主の文を持って女の許へゆきたるに仲居に怒られて頭を打擲された事もあると御自分で御話なされたと云ふ、十四五歳まで民間に在て斯く艱難をなされた故よく民情に通じ世上の事を能く御存じなされ其上漢學をなされたから益々英俊の器となられたのである。其のち南都一乘院が明た處御入空の宮がない、段々御詮議になると伏見宮の御子が本能寺に御在になると云事が分り其旨奏聞した處ろ仁孝天皇の御震斷で俄に本能寺より御取戻しになり直ちに一乘院の門主となり其後粟田青蓮院へ御入室天台座主に任じたまへしなり、主上の御連枝と言ては此宮と仁和寺純仁親王と御二方のみであるが仁和寺の宮はまた御若

年で御相談相手と云譯にもゆかず此宮は嘉永六年米國のペルリが來た時は三十一歳の御分別盛りである主上は當時二十三でおいでになる未だ御實歴も少い御年配であるから國事に就ては先づ宮へ御相談になる。宮は三條内府(實萬)近衛忠熙も最も親密であるからこの二人にも御相談になつて主上の顧問に備つた。外國問題に就て朝廷の意見がいつも強硬で幕府の威力に屈しないといふものは詰り此宮の力といつてもよい、宮と主上との御間は今日で想像するよりも御親密であつたのだ。斯云話があるこれでよく分る。内裡炎上後幕府より直に御造營をいたして上た、御居間の襖へ書せると云時に奥の女中等が相談して伏見の稻荷初午の圖を書く事になり其下書を拵えて主上に御目にかけて處が御思召に叶て是でよいと云ふ事になつた。其圖は男女群集して參詣する處で主上の御目には珍らしい圖柄であるからお氣に入たかも知れぬ。然るに禁中の事は襖の下繪まで幕府の検査を受ける制規だから愈々其下繪を關東へ送ると云とき三條内府が見て、是は怪しかる圖様だ。斯云猥雜な圖を御居間の襖に書くとあつては主上の御不徳になる。是は御見合がよからふと奥より内々で申上た處お聞

入がない三條も大に困つて是は青蓮院の宮でなくてはいかぬと早速宮へ申上た處、いかにも尤の事である併し初午の祭りのさまを珍らしく思召たのを無下に御止め申すも如何であらふ、初午の圖を屏風に畫て別に差上げ襖の部は別の圖にしてはどう有ふかと云御話し三條も是は至極御尤の御心付屏風の事はいか様にも拵えて差上る間然るべく御取成しを願ふと申上て歸た、宮早速參内して初午の御襖は然る可らざる旨申上たる處、坊主のくせに餘計な事を言ふ左様の事に口出しは無用だと御立腹になつた、スルと宮は膝を進め、私は先帝の御高恩を蒙り候ゆる主上の御爲に相ならざる事を傍觀よそみことは相成らず只今いか様の御咎めを蒙るともどこまでも御諫申上候と申上たので、それなら考て見やうと仰らる、イヤ御考遊ばす迄も御座なく候初午の圖は屏風に書せて三條が差上ます、初午の圖を御覽になるがおわるいと申のではなし襖へ御書せになれば下繪を關東へ廻さねば相成らず其故にお止申上たるにて候と申上たので、さうか其ならそれでよいと忽ち御許容になつた、宮は斯云御間柄である、この宮は無頓着な御方で少しも邊幅を飾らない面白い御氣象がある、初め三條

實萬とは親しくない間であつたが池田大學が宮の侍講を致して日々參殿する池田は三條家へもゆく、三條が宮とお親しくいたし御相談申上たき事もあると池田に言たので同人より其旨申上た、己も逢たく思て居たうしろの山に茸たけのこが出る三條が茸狩に來ればよいと仰つたので三條内府茸狩と稱して宮の御殿へ裡門より入て初て親しく御話をした、其のち宮が桂の宮の御苑へ御出になつた時三條は少將實美を連れて桂川の年魚狩りと稱し桂の宮で宮と父子三人で懇談した、宮は御出家であるから、川狩は出來ぬ、要談が濟だのち三條親子が桂川で魚をとつて居る中宮は殿中に留つて居た池田に向つて三條はさて、氣の利ぬ人だ己も年魚あひをとる處を見たいけれど出家だから行ふとは言れぬ、なせ來て見よと言てくれぬか然う言ばゆくものをと大きな聲でお笑になつたと云、物に拘はらぬ氣象で英雄の姿があつた、三條はまた深徳着實、君子のやうな人で正直であるから宮とは人格がまるで違つて居た、

戊午の秋のころより事態一變して幕府の壓迫いよ／＼激しくなり宮の近臣伊丹藏人、山田勘由の二人は捕縛になり、宮をも遠島に處するつもりで宮の御行跡

を調べて何か罪に陥さうとしたが證據がない、御家來の女が常に親しく御話をしたと云ふのを聞付て召捕り、其方へお手が掛たで有ふと云ふ尋ねだ、女は左様の事は一切無之と言たがのちには拷問にまで掛た様子とうく、白狀しない、遂に宮の座主を廢し壬生寺へ幽閉して置たが壬生寺より御斷り申上たので相國寺の院中僅か二疊敷の一間へ押込め奉つて庭へも出さないと云ふ、是は井伊間部などの處爲であらふが其ころは九條關白の指規矩と言ふ噂もあつた。

羽阜云世古格太郎の筆記に、天上英明なるに青蓮院宮、近衛左府、三條右府を初めとし正論確然として之につぐに其他の堂上までも志氣振ひ東使(老中堀田備中守)へ勅答の御草案の事に及び正義の人々皆力を得喜び居たる處三月八日子早朝例の通り參殿(三條家諸太夫の詰所に居たるに丹羽豊前守涙を拭ひ愁然として奥より出來りし故甚だ怪み驚きいかなる事にやと問ば、豊州大に涕泣して最早如何とも成り難き事出來せり其許にも段々と御苦勞なりしかど事こゝに盡たり、其故は先刻御前へ(内府實萬へ)出たるに御所様(内府にも御涕泣なされ候故怪みて伺ひ候處昨日殿下(九條關白)の命を持ちて廣橋(傳奏青

蓮院の宮へ參上し非職の御身に度々參内なされ直々言上なさるゝは然る可からざる由殿下の内命により申上候と急度申上たるに宮の仰せに勅命を以て召さるゝ故に參内せしなり然らば以後は參内すまじとて直に御本坊へ御歸りになりたり、廣橋また近衛家へ至り殿下の内命なりとて宮、左府(二條)内府など非職の身に方今の時事を論議し屢々會談をなす事如何の次第なり速に内府へも及沙汰候方然るべしと申上たれば左府より其段内府へ御書面あり、故に御所(内府)にも今朝より御憤り當官の三公を非職とは實に相濟ざる事なり如此殿下暴にてはとても正論立つ可らず最早是までなりと思召され御悲憤の體なれば猶さまくと御慰申たりとて泣ながらの話也、余も涕泣せりとあり、宮が主上の顧問となり近衛、三條等と外夷拒絶の方針を執て堀田閣老の奏請を否認せんとしたるより、幕府陰に九條關白に迫りて宮を排斥したるものなり、此運動は井伊家の長野主膳であらふ、此時分には表面は關白、三公の局面なれど裏面には皆な黒頭巾あり、梁川星嚴、梅田源二郎、賴三樹、春日讃岐守、池内大學、伊丹藏人、僧忍向、近衛家の村岡局など裡面の運動者なり、幕府方に

も長野主膳は九條家の小林民部と結び所司代酒井家の三浦七兵衛京町與力、平塚瓢齋など有力なる運動家なり、平塚の書面に、兎角青法師をお側へ近づけぬ手段今日の急事と存候この一事首尾よく参り候は、夜が明たる様に相なり申べく候猶林子へも御話合被下べく候とあり以て當時の事情を知るべしである(青法師は青蓮院宮なり)

文久三年の亥の二月頃に國事掛を置いて國事御用係、國事參政、國事寄人と云三職を定め、三條實美姉小路公知の二人が國事御用係、吾等は參政で學習院を事務所とし御親兵を常備して大に朝威を張る計畫であつた、筑後の真木和泉、初め平野二郎、久坂元瑞、土方楠左衛門、初め有志の者日々學習院へ詰て、天皇大和行幸と云事を企て内々御親征を仰出され外夷を征しやうと云理想を持って勅命を發した、いよくと云間際に、會津、薩州の陰謀の爲に瓦解して七卿西國落となつたのであるが此時會薩の陰謀を輔けて主上の叡念を抑へまへらせたのが矢張り青蓮院の宮である、此御方は中々手腕がある、維新の際にはどう云ものか、廣島へ御預けとなつた、是は岩倉に深い考があつたらしい、何の罪で廣島藩へ御預になつた

のか一向分らない數年の後御召返しになつて久邇宮と稱し神宮祭主で薨去になつたのである。

羽阜云、中島錫胤君の話に、宮を廣島へ配流の時は寺島宗則と吾等が勅命を帶て御使にいつた、其罪狀は徳川慶喜と内應して不軌を謀ると云のであつた、宮が御手形を押した秘密の書面があつて其を持って御殿へ出た處早速御逢に成て、どう云、御用かと御尋になるから委細の事を申上ると其手形を見やうと仰や、る寺島が出してお見せ申すと御自分の手を其上へ當て御覽になつて是は己の手形ではないと仰せらるゝ、いかにも手が違ふ寺島も困つて實は廣島へ御移り遊ばす様にとの勅命で御座るが今一應伺て参りませうと吾等は残つて寺島が急ぎ御所へ歸つて岩倉公に其通り話すと、左様詮議するに及ばぬ、思召の次第あり廣島藩へ御預けと申上ればよいと言ふ少し激した容子、寺島も餘りの事と思つて押返しに言ふとすると、あの御方が居ては御維新の邪魔になると言た儘跡は何とも言ない、其から寺島が立歸て、思召云々を申上ると、莞爾とお笑になつて其なら食事をして行く少し待てくれと近侍を召して湯漬を

持て參れと御命じになり湯漬二膳召上つて其儘直ぐ御起になる、其時廣島の家老一人、侍二十人許り連れ御玄關へ青網を掛た駕籠を昇よせて待て居た、寺島も吾等もお氣の毒で御顔を見る事が出来なかつた云々、本田男爵(親雄)曰久邇宮御召返しになつて今上が御逢になる時三條公も在世の時、宮は西洋嫌ひであるからと言ふので今上も直衣(のうし)を召し條公も衣冠、宮も衣冠で參内になつた御馳走があつて、雅樂を奏した、此の饗應が濟だのち宮は條公に向て己は何の罪で廣島へ流されたもので有ふか其許は御承知だらうと聞れて條公も此の御返事には大に窮したと云事だ、是は宮よりお直に伺たのである一體齟達なお方であるから此の配流を別る遺恨にも思召さず己(おれ)が居ては邪魔になると言ふ事を聞た己が居ぬ方がお上(かみ)のお爲になるなら己の配流(さげ)は御忠節になつたやうなものだらうと笑てお話になつた。

明治十二三年頃の小學讀本には中川宮不軌を謀り廣島に配流と書てあつたがいつの間にか削つて今日の讀本にはない、新舊過渡の時代には斯様の事がいくらかもある。

第十二 堀田閣老の上京

安政五年の正月幕府の堀田(老中堀田備中守)が通商貿易の勅許を得に登つた頃は吾等また近習の時分、年は若し政治上の事には直接關係せぬが主上(おかみ)が攘夷の叡旨であるから矢張り吾等も攘夷論者であつた、若い公家では三條、姉小路、壬生などが攘夷論であつた堀田の時は八十八人の堂上が同盟して騒ぎ出した様な事で随分騒々しい事であつたが其等の事件(こと)にも皆な裡面があるまた主動者と言た様なものもある。

堀田が登つて來たのは安政五年の正月であるが其前に幕府の儒者林大學頭と目附津田半三郎が叡慮伺ひと云名義で登つて來た處が、彼等如き輕輩の者が叡慮伺ひとは不敬だ杯と云論もあつて何となく朝廷の受が悪い傳奏の東坊城が逢て見ると林、津田が頻りに外國の盛大な事を述立て若し條約御差許しにならぬ時は軍艦を以て吾を攻るに相違ない、只今の處海防御手薄であるから戦争と相成ては國家の大事であると言つた様な事を述べた是が益々氣に入らぬ、大に冷

遇されて不得要領だ、東坊城の話に、林は一向役に立ぬ男なり彼では仕事は出来ず、津田は相應に辨ずる男で問答は萬事津田が受持てすると言つた、其ころ京都は川柳狂歌が流行して時事問題をとらへて直ぐ狂歌を読む、林が朝廷不首尾で落膽の餘り八幡へ參詣して武運を祈り神前で神酒を頂戴した處が酒の味が變じて酸になつて居たから林は面をあがめて一口飲んだ彼は之を甚だ氣にして不愉快な顔をして旅宿に歸つたと云話が傳り、例の京童べが。

林家

此たびは公家もとり合すまぬけ山

お神酒のお酸は神の罰く

こんなには嘲弄されて逃歸つた跡へ堀田閣老が登つて來た、今度は勸定奉行川路左衛門、目付岩瀬肥後守が隨行して二月の五日か六日ごろ京都へ着た、本能寺が旅館であつたかと思ふ、時の傳奏は廣幡大納言、東坊城大納言、議奏は久我、萬里小路、徳大寺の三大納言、五人本能寺へいつて堀田に面會して彼が言ふ處を聽た、所司代の本多美濃守、川路、岩瀬も侍座して、外國の事情を詳細に述べて米國條約の草

案二通差出して勅許を求めた、此件は傳奏議奏、數回往復して問答したのであるがとう／＼要領を得ず仕舞だ、川路は奈良奉行の時青蓮院宮と御面識があると云て宮にも拜謁したれど宮は取合ない、岩瀬は外國の事情に通じて居ると云ので彼に辨じさせる積りの處、傳奏は兎も角も近衛左府、二條右府、三條内府、初め已に諸藩の有志の入説にて意見は一定して居るから勅許と云運びにはゆかぬ、主上も三公の意見を御採用になつて御非認の叡旨である茲に於て堀田も大に困つた、初め登る時京都は黄金でまるめるに如すと表向き將軍より金屏風、純子、羽二重、黄金五十枚、准后へ綸子、色綸子、白銀二百枚、兩傳奏、議奏はじめ女房までお土産澤山に贈り別に關白三公以下堂上まで送る見込で三萬兩持て登つたと云噂もあつた。

羽臯云櫻任藏の話として鈴木安之進の記に堀田が多分の金を公家に送ると云事を誰が申上たるや主上より東坊城へ今度は堀田が金攻めにするさうだ用心せよと云ふ御意がありし由果して京都では三萬兩逆さな鱗を撫おろしと云川柳が出来たる由、右の川柳を扇に書とめ池内大學が東坊城公に見せた

るにさればよ此川柳を聞たから廣橋に話した處逆さの鱗とは何の事だと問返した、これが分らぬ程の人よと言れたり云々とあり。

關東の請求に對して朝廷は大かた硬論であつたが鷹司太閤が意外に關東に同意の議論で一時は太閤を攻撃する論者が多かつた、其頃は水戸烈公は飽迄攘夷論の如く皆思つて烈公の意見書と云ものを有志の者は讀で皆な慷慨すると云ふ様な有様であつたが後に聞ば太閤は烈公より内々文通があつて、朝廷幕府の御間柄も不和になつては外國はさて置き内地の治り方如何と苦心いたし候幕府申上候事は少々叡慮をお曲げ被遊候事無之ては公武の御間ワレに相成り雙方の御爲然る可らずと云意味であつたから太閤も尤と思ひ九條關白にも相談して折合を付る意見らしい、他の硬論者は水戸老公の意見書と云ふ偽書を信用して居るのみならず諸藩在京の有志が水戸老公の持論は云々なりと自分細工の攘夷論を以て遊説するから硬論者の目では太閤九條關白等關東の賄賂を受て堀田を助けると許り思つた、吾等とても其頃は然う思つたのである、事の真相と云ものは當時は一向に眞暗なもので彼我の事情は一向に通じない、何れ

もお先まつ暗で騒ぐのである、二月二十一日御前會議で勅答案が決議になつた、全文は歴史にも載て居るから言すともよからう、今度の一條容易ならぬ大事であるから人心の折合を以て重事とする三家以下諸大名の赤心聞食れたく今一應台命を下し書取らせ叡覽に供へる様に關白殿太閤殿命せられ候事と言つた様な勅答である、硬論家も一同これで折合つた、然るに堀田はこの勅答では困るこんな御答を以て歸てはまるで小供の使ひの様で一向要領を得ない、そこでまた非常の運動をした様子だ、此時は東坊城が堀田に賛成して奔走したのは事實である、三月十七八日の會議でとうとう末文を改めて、東照宮以來の御制度を變革の儀は人望如何と思召再應叡慮を煩され候間何分御返答遊され方無之候此上は於關東可有御勸考様被遊度事と云事になつた、是では將軍の考に任せると云意味にとれる。

御前會議は右の如くなつても主上は御不安心に思召て其夜であつたか前夜か確とは分らぬが久我議奏(大納言建通)の許へ内密の御震翰が下つた、議奏の家司春日讚岐守は無二の硬論家であるから大に感激して、其夜岩倉少將(貝視)大原三

位を招ぎ愈々来る十四日堀田を御所へ召て關東へ委任の勅答があるさすれば關東にていかなる處置をなすも知れず何とか急速に勅答延引の工夫はあるまじきやと云相談になり岩倉大原も大に驚も、さまざま密議を凝らした末、岩倉大原は俄に夜中堂上の家を訪問して明早朝に番所へ相詰る様にと觸れた、夜中兩人で八十餘家を叩たと云ふから非常の奔走である、翌十二日の朝取り物もとり敢ず參内した堂上八十八人各々番所へ集て決議をなし第一に東坊城の取計ひ不届なり彼は關東の犬なり先づぶち殺すべしと云騒ぎ夫から一同揃つて關白邸へ押掛け勅答の御草案然る可らず御改に相ならずば一同此處を動き申まじと云ふ談判だ、鷹司太閤邸へも押かける、其騒動と云もの前代未聞の事であるから太閤も關白も弱り果た様子。

羽阜云世古が肝銘録に、今十二日禁中へ八十八人の堂上推參して群議騒然として東坊城は國賊なり打殺せと罵りすさまじき勢ひなりしかば三條内府、東坊城殿をお呼になりて斯の如く人氣立ち候事ゆる早く退出いたし所勞を稱し引籠らるゝ方然るべしと、理解を説て引取らせ給へり、廣橋殿には大にうろ

たへうろくと致されし様氣の毒にてありしとぞ、翌日内府公のお話に始めは御番所御番所にて打寄りて評議する様子なりしが終に一同同意せしなり、今度一同九條へ押掛けモシ開入ぬ時は一同本能寺へ押掛け堀田に詰腹切らすべし杯といきまゝ、夜の五つ頃一同禁中を出たり供の者も歸りて大方は杳もなかりければ禁中の煤掃草履を出させそれを穿き各々番太刀を提け押してゆく斯く大勢の中に提灯三ツ四ツにて清華も納言も打混じ九條家へ押掛たり同家にては實に不意の事故諸太夫も仰天しけるに一同玄關より押上り燭臺火鉢も打倒す、平日參殿の時は謹みて諸太夫にも丁寧に申さるゝ、處今夜は何れも居丈高になり大聲で申さるゝ諸太夫大に怖れ畏りて承るまゝに殿下へ申上し處殿下も此勢ひに避易して何と返答すべきやと考らる間にも堂上方口々に殿下を惡口す、諸太夫出て篤と御勘考なさる間御一同一先御引取りなさる様にと述べれば一同口々に斯く切迫の場合に勘考とは何事なるや左様なる未決の御答へにては決して退出致すまじ是非御決答承はるべし、其方取次に及ばず御居間へ罷通るべしと騒ぎ立れば諸太夫大に怖れてまた殿下

へ申上る、次には、彌相違なく、勅答案御取替に相なる様取計ひ申べしと挨拶したから、一同漸く退散に及ぶ、八十八人の家來ども追々九條邸へ駆付引とる時は三百人餘りの人数となり多くの提灯を燈し連れ甚だ立派なる事なりし、本能寺の堀田も此騒動を聞て大に怖れ驚きし由云々とあり。そこで勅令は前回到に決した通りの案にて十四日に御答になつた、是は岩倉の仕事である。

羽阜云、八十八人の堂上と云は則ち左の人々でなる。

- | | |
|---------|--------|
| 中山 忠能 | 大炊御門家信 |
| 正親町三條實愛 | 五條 爲定 |
| 今城 定章 | 庭田 重胤 |
| 野宮 定功 | 堀川 康親 |
| 柳原 光愛 | 舟橋 在賢 |
| 西洞院信堅 | 大原 重徳 |
| 持明院基政 | 町尻 量輔 |

- | | |
|--------|--------|
| 愛宕 道祐 | 三室戸 陳光 |
| 藤波 教忠 | 豊岡 隆資 |
| 五辻 高仲 | 今出川 實順 |
| 倉橋 泰聰 | 吉田 良熙 |
| 清岡 清熙 | 鳥飛井 雅典 |
| 石井 行光 | 桑原 爲政 |
| 岩倉 貝慶 | 久世 道熙 |
| 澤 爲量 | 西四辻 公恪 |
| 武者小路實建 | 六條 有容 |
| 平松 時言 | 花山院 家理 |
| 交野 時晃 | 長谷 信篤 |
| 唐橋 在光 | 堀川 親賀 |
| 清水谷 公正 | 榊 隆韶 |
| 錦織 久隆 | 鷺尾 隆賢 |

阿野公誠
梅溪通善
今城定國
武者小路公香
河鱒公述
三條西公允
慈光寺有仲
千種有文
難波宗禮
植松雅言
東坊城夏長
堀川康隆
勸進寺顯彰
穂波經度

滋野井實在
東園基敬
高野保美
西大路隆意
土御門晴雄
石山基文
交野時萬
小倉輔季
愛宕道致
舟橋康賢
岩倉貝視
倉橋泰顯
石野基佑
吉田良美

芝山弘豐
中御門經之
四條隆訶
持明院基和
梅溪通治
葉室長邦
姉小路公知
錦小路頼徳
澤宣嘉

裏辻公愛
山本實政
園基祥
勸進寺經理
六條有義
橋本實梁
千種有任
西四辻公景
岩倉具綱

以上八十八人

然るに堀田が歸るとき一橋慶喜を將軍の世子にすると云ふ事に付て朝廷の同情を得て西丸は年長者且つ人望ある者を建てよと云勅命を受けて歸つた是が一つのお土産ではあるがこれは井伊大老に反對されて堀田も免職になつた。羽阜云一橋侯を西丸に直す運動の主動者は越前の春嶽なり島津齊彬山内豊

信、伊達宗城これが羽翼となり、幕府にても堀田閣老岩瀬、川路、水野、井上を、初め當時有力なる幕臣は國家多事の際年長且つ賢明の君を立つべしとの論也、水戸も表面こそ知らぬ顔もしたれ内實は大賛成なる事勿論なるべし、堀田上京の時松平春嶽の考にて勅命を以て一橋侯を立る策をとりたれど朝廷にても餘り干涉がましくては宜しからずとて年長賢明と云御沙汰となり暗に一橋侯を推したれども、紀州の水野土佐守非常に反對運動して井伊大老を抱込み大奥を拵えて紀州侯を立てるなり。

第十三 一橋問題

一橋慶喜は水戸烈公の子で當時賢明の聞えもあり、將軍家定は愚物ではないがハキ／＼した人物ではない天下の大事を決断する程の器量の人ではないと云評判であつた、越前の春嶽が主として一つ橋を世子に立やうと自ら運動もなし、島津齊彬、山内豊信、伊達宗城なども賛成し幕府の有司にも同意者が澤山あつた様子、併し堀田が上京までは決定して居ないと云は幕府の大奥に反對者がある、

反對者の主動者は紀州家の水野と云噂もあつたまた幕府の後宮では水戸の隠居を嫌ふ譯もある、一橋は水戸隠居の子であるから節儉主義の人である一橋が將軍になれば大奥の女中に木綿の着物をさせる杯と云ふ評判があつて女中ども大に怖れたと云ふ噂もあつた、さう云事が有たかどうか知らぬが大奥で反對したのは事實らしい、堀田が條約の勅許は得られず何の土産もなしそこで西丸問題を持出した、この事は朝廷でも賛成者が多い三條内府なども島津齊彬より西丸へ一橋を建たいと云意見書を送られた返事に賛成の意を表して居る、この事を堀田より持出したが朝廷より堀田へ諭したか其邊は分らぬが、朝廷でも鷹司太閤父子は水戸の縁故で大賛成、三條は土州、薩州、越前より兼々相談を受けて居てこれも賛成、近衛左府は不賛成だ、近衛は佛法信者である處が一橋は水戸流で佛法が嫌ひこれが近衛不賛成の理由だと云ふ妙な處で賛否が分つたものだ、處で九條關白はどうかと言ふに九條は伊井大老の意見を聞き且つ關東の内間うちまの模様まように依ていつれとか定めたいと云意見である、井伊の家來長野主膳へ内々尋ると長野の言ふ處は、主人直弼の存するには年長且賢明を建ると申は外國流の

事に御座候、皇國にては御血統の近き御方を立て候が道にて候、朝廷に於せられ
ても近き御血統を差置き遠縁の年長者をお立なさると申例は御座あるまじく
候、皇國にては御血統近き方こそ寧ろ人望有之候云々と云ふ意見だ關白もこれ
は尤と思つたらしい、併し主上の思召も一橋にあり、滿朝の意見みなその通であ
るから關白も一橋と決して年長且つ人望のある者を建てる様にと云御沙汰書
を下したのである、徳川家の一家の事まで干涉するはよく有まいと言ふ説もあ
つたが其ころは已に王政御回復と云ことを言ふ者もあつた時分で朝權を張ふ
と云底意から斯云事まで立入て御沙汰もあつたものと思ふ

羽阜云其ころ王政復古を云ふ者ありと云御話に就て取調べて見るに、武家吟味
書の中に鷹司家の諸太夫高橋兵部權大輔俊璿が町奉行岡部土佐守、小笠原長
門守の尋問に答た書取の中に、太閤殿存せらるゝには御政務の儀は關東へ御
委任の事故右御使堀田のことの御主意餘儀なく御取持の決心にて御諫諍な
され叡慮に叶はせられず存外御不首尾にて御參内もなされざる様に相成り
其後堂上方の形勢御熟考の處御使の御旨意柄は何れも不服にて王政御回復

の儀を唱へ候方盛んに有之候、王政之儀は久我家、萬里小路家其外公家衆の内
にて専ら衆評有之候を太閤殿にも御聞及ばれ候云々とあり

又云、この一橋問題に付て、堀田家譜に記す處は左通りである。

(堀田家譜)正睦の京師にある三たび天皇に謁し天盃を賜り又宴を賜ふ使事畢
り京を發せんとす紗綾十卷、十體和歌御手鑑を賜り准后自讃歌を賜る朝廷ま
た正睦に諷し將軍の爲に宗室の子年長する者を世子に立て之をして天下の
大政を聽しむべしと意蓋し一橋刑部卿を立てるにありて諸執政と議す時に井
伊掃部頭新たに大老職を拜し専ら大事を決す怒て曰く將軍若し世子を立て
んと欲せば紀邸に公子あり乃ち文恭公(家定の祖父)の孫に係る、豈に親を捨て、疎
を立んや正睦否な國家昇平四海無事なれば幼を立るも亦可なり是れ天下多
事の時に當りては長を立てるに如はなし刑部卿英名海内に重く諸侯に信服せ
らる此人に非れば諸侯は駕御する能はず、直弼曰諸侯を駕御する自ら祖宗の
常典あり何の難き事かあらんと之を争ふて止まず諸執政皆な直弼の議に従
ふ此に於て議遂に決す。

羽阜云西九問題は當時に在りては最も急務の一事なり、外國通商を迫りて和戦の問題は朝幕の間に横はりて未だ歸着する處なく諸大名の舉止もまた一定せず、政局の主腦たる將軍は殆ど愚物に近く老中は互に猜疑して一致せず、この時一橋侯の如きを以て將軍となさば朝廷の御信任も深く諸侯も悦服し有志の幕臣も歡喜して其職を盡すべしとは朝野の志士みな期待せし處なれども此時勢にては一橋侯將軍となりたりとも逆も理想通りにゆく事に非ず、侯いかに賢明なりとも外國を拒絶する事は絶對に不可能なるべし、拒絶せざれば條約を結ぶの外なし、朝廷の信頼は一橋ならば拒絶して震襟を安め奉るならんと思が故に賢明年長との注文を出したるなり、越前、薩摩、山内等は開國論を心中に持たれば侯ならば朝廷をうまく拵え天下の人心を鎮めて通商條約をも首尾よくなすならんと思ふなり、上下の注文には大きな相違あれば侯出れば必らず板挟みとなるべし、當時の幕府は已に不治の肺病患者の如くなればいかなる名醫にても一人で全治せしむる事難し、伊井大老が「ブランデー」の如き激烈なる興奮劑を用ひて安政の大獄を起したれど是がために却

て衰弱を増し、僅に八年にして斃れたり、一橋侯と雖もこの大病人の治療は叶ふ可らず、朝廷に責付られ下は有志の諸侯に苦められ、板挟みとなつて大政を投出す慶應三年の如くなるべし、寧ろ維新の大改革が文久時代に出來たるやも知れず。

第十四 太閤の内覽辭任

堀田が東歸すると間もなく鷹司太閤が内覽を辭すといふ一件が持上つた、前にも話す通り太閤政通は朝家の元老で威權滿朝を壓する程の勢ひであつたが、堀田上京中の處置振りが關東「ひゐき」と云ふ様に見えた處置から大に人望を失つた氣味がある、此内覽辭任の事を申出た時は主上御喜びで早速お聞届にもなる様な叡慮らしく見へる九條關白へ賜つた震翰で見ると、堀田一件に就ての處置が思召に叶はず其上常々烟たく思召れた御様子も見える之を商家にたとへて申せば八釜しい隠居番頭で萬事舊格古例のみ堅く守て若主人に強意見をする、若主人は自分了簡で商賣の取引もして見たいと思ふ處が隠居番頭あぶなく思

て萬事口出して夏蠅うるさいから何とか押形付て置たいと思て居ると云様な工合もあらふかと思ふ、近衛左府へ賜つた震翰では當人も追々老衰いたしたれば何事も無い中に無事にソロ／＼と退任させるが本人の爲めと存するとある、然るに太閤は實は辭したくはないのである、近頃は公卿堂上の中に反抗の態度を以て太閤を目する者が多い關東より莫大の賄賂を貰つて堀田の爲に力を盡した朝家の爲には不忠な爺おやであると云事を専ら言ふ有様であるから自然と權力も薄くなつて餘儀なく辭表を出したのだ、主上が得たり賢しと直ぐお聞届になる御様子を見て太閤もまた意外に思つたらしい、其ころの御製に、

櫻さく花のあたりは春ながら

心にそまぬ色香なりけり

と遊ばして近衛左府へ賜つた震筆がある、心にそまぬは言ふ迄もなく太閤をさしたのである、ところが久我、萬里小路などが只今太閤の内覽をおやめに成は朝廷の御不利である堀田への勅答に關白殿太閤殿命せられ候とある其人を只今除きては關東へ對して勅答も軽くなるであらうと暫く見合するがよいと云議

論である主上も餘儀なく其儘になされたが、七月になりて間部閣老が上京すると云事をお聞になつて断然と太閤の内覽をお罷おあになつたのである、また關東の「ひゐき」をする様な事があつてはと思召たかも知れぬ、九條關白も太閤の内覽の上の瘤であるから心中では喜で取計つたのであらふ、その頃の噂では太閤は餘りに主上を小供の様に思つて遠慮なく御意見をするそれを殊の外お厭いとひになつたと云人もある、或はさうかも知れぬ。

太閤は凡庸の人ではない三條實萬なども太閤の引立で内大臣に成つたので常に三條とは親しくして随分恩恵を與えた、卿は華族の中でも格別の家柄であるから攝家同様の裾すそを用ひらるゝがよしと太閤の許しで用ひさせた木蘭の如き色の裾で攝家の外には用ゆる事が出来ぬ、裾は來帶の時うしろへ引くものなり、また廣小路の町口に舊大判事の屋敷があつて本願寺が此屋敷へ里坊さとを設けやうと思つて關東へも手を入れ所司代へも頼み、太閤へも願ひ随分運動して十分事が整ふた時太閤より三條へ話に、大判事の舊邸は卿の邸の近傍なれば所望致されては如何卿ならばいかやうにも心配いたすで有ふ本願寺へ遣るは無益の

事なりと深切に言れた故三條も必要ではないが太閤の好意を無にしてはと直ぐ拜領願を出した處直に三條家へ下された。太閤は人心を收攬するに妙を得たのかも知れぬ。准攝政に任した時も三條が主として運動した。其のち堀田が登つたころ關東ひろきで條約勅許の論を主張したから三條と太閤は全く反對になり、九條關白と共に勅許論を唱へたが小林民部權太輔が一夜太閤を切諫して意見を翻へさせまた三條と中直りさせて今度は九條とは水火の如き中となつた。戊午の九月間部が登つて來て太閤の家臣小林、高橋、三國大學など召捕られた時關東より強迫されて落飾入道して拙山と號したのだ。此時は七十一才である。一時堀田に賛成した時は幕府の受もよかつたが間もなく三條と同主義になつたのは小林、高橋等が賛與した結果であらふ。

この人は公家に似合す武張つた事が好で刀劍を愛して名刀を集めたり、内裡炎上して主上假の皇居いざにお在の時皇居へ往來するには打物うてもの（薙刀）の鞘へ虎の皮を掛け、鎧櫃よろひびつを持せて往來した。火事の時同家の女中が河原の邸へ立退た時は火事羽織を着せ薙刀を持せたなどと云話もある。其人物も公家らしくない容貌俊秀

で眼光人を射ると云ふ體であつた。學習院を設けたのも太閤の力である。學習院に王仁が櫻花の下に書を読む圖を畫かせて掛物にし、告朔こくさくの衝立つくだてなど拵へさせたのも太閤の工夫で自筆の聯を講堂へかけ無位の者には黄袍きを着せると云も同時に出來た事だ。兎に角太閤は卓越した人物であつた。

第十五 安政の勅詔

堀田關老は江戸へ歸て六月廿三日に免職されて同時に松平伊賀守も免じられた。伊賀守は井伊を大老にする事に骨を折た男で井伊を利用しやうと思つて引出した様子なれど井伊は据膳をたべる人でないからドシノ、專斷をする元來大老は別室に坐して老中が決議したのち其議を聞いて承認するだけの職掌であるが井伊は別室に居らず、中部屋の上席に坐してともく評議して自分で判斷するのだから堀田も松平も大に持餘もちあまして毎事ごとごとに反對する様になつてとうとう首を切られた。堀田が上京の時、勅答があつて條約の事は今一度三家以下諸侯の意見を申上ると云ふ御沙汰を受て歸たれど井伊は斷然之を專決して六月十九

日に井上信濃守、岩瀬肥後守に命じ米國の「ハルリス」と條約を締結した當時の事情では、ハルリスも最早延期の承諾をせず、英佛魯土四國の軍艦四十艘不日來る旨を告て驚ろかしたから井伊もこれに恐れて調印させたと云説もある。この條約調印の決斷を以て井伊を開國者の本尊の如く稱譽するのであるが開國のことは阿部伊勢守の時代にとても攘夷は出來ぬと云ふ事に定つて居て、安藤對馬守、堀田備中守等素より開國論の人で其のち外人と親しく接して益々通商條約は世界の通議なりと悟つて幕議を定めたれど只々朝廷と天下の輿論を憚つて開國とも攘夷とも明らかに國定を定めぬ迄の事で實は内實開國論に極つて居たのだ。堀田が登て見れば京都は意外なる硬論で容易に勅許を得られさうもないからまた米國の「ハルリス」に談判して延期をするより外に手段はなしと思て居た處ろ、井伊は元來鎖國主義なれど軍艦四十艘に恐怖して條約を結び、四五日たつと前に言た如く堀田、松平を免職して掛川の太田道淳を還俗させて太田備後守とし、鯖江の間部下總守と共に老中に任じた。此に於て井伊内閣には一人の異分子もない様になつたが輿論の反對はますます強くなつて其翌日尾州、水戸、

一橋、越前の四侯急登城で、勅旨に違つて條約を結ぶはいかゞの御次第なるや是より朝幕の間ますく御不和に相成り後患實に測る可らず斷然條約を謝絶なされ然るべくと云論である。井伊は老中一人を上京させ御申譯仕る間御心配遊ばすなと云ふ様な一向手輕な拶揆であつたと春嶽が話した。此日四侯は將軍に拜謁を願て直々言上致すべし御逢を願ふ由申入たるに將軍は病氣と云て逢す大老と老中が面會したと云。

羽阜云、尾、紀、二卿まづ登城し越前へ使をやりたるに今朝櫻田の井伊邸へいたりしと聞て使者は井伊家へいたりしに越前侯已に歸り掛にて門内にて其使者の口上を聽き直ちに登城したれど越前侯の席は大廊下の間にて三家は上の間なれば同席は出來ず、烈公と大老と談判中、越前くくと二聲三聲よびたるに越前守殿は御同席の儀は相なり申まじと老中が言たので其儘になつたと云ふ。此時大議論のありし様には傳ふれども一向さる事はなし、また一橋侯は三卿なれば登城は風呂屋口より入りて中奥に控所あり、此席にて大老に逢て京都はいかゞ致す所存なるや勅命に背きての調印は恐入たる事なり其

方上京して御詫を申上ずば相なるまじと云ふ詰問に掃部頭も御尤に存じ奉ります、私事は御用多く候間間部を上京致させ御詫仕るべしと云話で此の方は片づき其のち尾張水戸に逢たるなり、此の日將軍は小姓を連れて吹上の庭を散歩し半藏門の内の山へ登つて麴町邊を眺望し嬉々として喜び居たるを御小姓朝比奈甲斐守が今日は御所勞になり居るに是は飛んだ事だと山より引下したと云ふ話がある(櫻痴居士の談話)

條約調印の報知が京都へ達したのは六月廿一日附の書翰で調印後三日目に發して居る勅令に背きながら三日間等閑にして置たのはどう云次第であるか幕吏ども随分不敬である、其書翰が所司代の手を経て傳奏へ達したのが六月廿六日の夜、主上逆鱗遊ばして直に九條關白へ震翰が下つた、廿七日の朝であるさて其震翰は、さてく存外の事實に心配痛歎絶體絶命此時と悲歎無限候定て尊公も御覽候て當感察入候右に付今度は此以前に増し大評區々に無之様御所勞氣の毒ながら明日入來頼入候左には、三公三條前内、二條亞相兩名召設大評の積りに候、此段申入候事此一大事中々ウカく致居候時節に非ず格別御出席御評議

無之では不叶候と存候云々とある、主上いかばり御驚き遊ばしたるやは、文意にても知れる、次にまた長文の震翰が九條關白へ下つた、其御文章の中には、怒いに帝位に居り世を治め候事所詮微力の及ばざる事又此儘帝位に居り聖跡を穢候も實に恐懼歎かはしき事に候、英明の人に帝位を譲り度候差當りさとのみや祐宮有之候へども天下の安危に拘る重大事の時節幼年の者に譲り候事本意にあらず依て伏見、有栖川二親王の中へ譲り度此段各存意承りたき事(御名)斯う云御震翰もある、これを傳聞て朝廷は騒然とした、一人として切齒奮慨せざる者はない。

羽阜云銘肝録に去五日宮中騒然として御讓位あるべしと仰出されしにより三公以下誠に驚動さまく言上にて止め奉りたまひし事あり、此事鶴飼(水戸藩邸留守居名は吉左衛門)に聞たるにより、丹羽豊州(三條家諸太夫)に語りけるに豊州より内府公へ申し上しに、然る事あり、是は誠に秘中の秘にて漏るゝ筈なき事をいかにして世古が聞たるやとお驚きなされし體なり云々とあり、鶴飼は水戸藩にて鷹司太閤夫人の御用をもつとめ常に出入したれば同家にて聞たるなるべし。

此に於て關白、三公の評議にて尾州水戸及び大老の中一人上京すべしと云命を下した、この命は七月四日に江戸城へ着した様子、井伊大老はこの勅命には驚いた、尾州水戸などを上京させる事は思ひも寄らずまた自分で登る事は嫌なり、さりとして勅命を握り潰す譯にもゆかず、そこで七月五日に俄に尾州大納言、松平越前守に慎み隠居を命じ、水戸老侯をも駒込邸へ謹慎を命じ、水戸中納言、一橋刑部卿に登城差控を命じた、この處分は随分亂暴であつたから老中にも異論者があつて太田備後守が罪跡なくして親藩を罰するは如何であらふ、後日はより患害を生じはいたすまじきやと言た處、井伊が罪跡は必ず京都にある、京都を搜索すれば其證を得る事受合なり、萬一罪跡を得ざる時は拙者其責を受べしと言たさうだが、長野主膳と云男を京都へ置いて九條關白へ取入らせて居たから、此者より何か文通を得てこの暴斷をしたのであらふ、それから朝廷へは尾水二家は思召あつて謹慎中であるから上京は相成らず、大老は御用多端にて登り難しとお斷りをした。

主上いよ、逆鱗、三公みな憤慨して居る處へ、日下部伊三次が登つて來て水戸

藩へ勅書を下さるれば一藩の全力を擧て聖旨を決行すべしと云ふ内申をした、寔に時機はよい處であつた。

水戸藩へ下つた勅書の事は日下部が登つて來て水戸藩邸の留守居、鶴飼吉左衛門に相談し、鶴飼より村井(修理少進)森寺(豊州)などと密議して其から三條内府の手へ持込み、三條と近衛左府と相談の上、主上へ言上したらしい、勅詔の草案も三條が書たと云事だ、九條關白へは一切相談をしないと云のが事實らしい。

羽阜云、世古氏の記に此度の勅淀水府へ御渡し迄は當春堀田へ被仰出す時とは違ひ甚だ秘密のよし、故堂上中にて、其事に關係の御方より外へは更に知れず、況や地下民間に出たるは十日過の事にて既に池内(大學)なども知らざる事にて八日に鶴飼傳奏へ召され、何か御渡しといふ計の事なりしかば、池内十日過に鶴飼へゆき、吉左衛門に幸吉の事を問しに、所用にて大阪へ遣したりと答ひし云々とあり、幸吉は勅書を首に懸て木曾路より江戸へ下り、小石川邸にて安島帶刀(水戸家老)へ渡せしなり。

又云、勅書御下賜に就て水戸藩鈴木蘭臺が手録したる賜勅始末あり、當時政界

に奔走し諸有志の談話を記せしものなれば左に録して参考とす。

○賜勅始書抄出

勅書之寫

先段墨夷條約無餘儀次第ニテ於神奈川調仰使節へ被渡候儀猶又委細間部下
總守上京被及言上之趣ニ候得共先達 勅答諸大名衆議被 聞召度被 仰出
候詮モ無之誠ニ皇國重大之儀調印ノ後言上大樹公 叙慮伺ノ御趣意不相立
勅答之御次第ニ相背キ輕卒ノ取計大樹公賢明ノ處有司心得如何ト御不審ニ
思召候右様ノ次第ニテハ蠻夷之儀ハ暫ク差置キ方今御國內ノ治亂如何ト更
ニ深ク惱叙慮候何卒公武御實情ヲ被盡御合體永久安全ノ様ニト偏ニ被 思
召候三家或大老上京被 仰出候處水戸尾張兩家慎中ノ趣被 聞食且其餘宗
室ノ向モ同様御沙汰ノ内モ被 聞食及候右者何等ノ罪狀候ヤ難被計候得共
抑モ柳營羽翼ノ面々當今外夷追々入津不容易ノ時節既ニ人心ノ歸向ニモ可
相拘旁被惱 震夷候兼テ三家以下諸大名衆議被 聞食度被 仰出候者全ク
永世安全公武御合體ニテ被安 叙慮候様被 聞食候計リノ儀ニモ無之内憂

有之候テハ殊更被腦 震襟候被是國家ノ大事ニ候間大老閣老其他三家家門、
列藩外様譜代共一同群議評定有之内ヲ整ヒ外夷ノ侮リヲ不受様ニト被思召、
早々可致商議 勅詔ノ事別紙及左大臣口達書ハ略ス)

○諸藩有志の徒西上せし中に日下部伊三次なる者あり曰吾三條公を知る公
大老と縁あり公をして大老に諭し罪を謝し自ら退かしむる歎然らざれば尾
水越三候を宥すか二ツの者其一を爲さんと意氣頗る慷慨せり始め伊三次故
ありて水戸に生れ久敷水戸に在り藩士と相識る者多し西上するに及び安島
帶刀、荻清左衛門、鮎澤伊太夫、加志村準藏、木村三穂介の徒と市店に饒宴す途に
安中(上野)に泊し其藩山田三郎と相識るを以て其意を告て去ると云他日餘帶
刀と談ず伊三次の事に及ぶ帶刀曰伊三次人をして來り告て曰く急に面謁を
請ふ然ども願くは邸に謁せんと即ち出て之に會せしに其饒宴の席に招がれ
しなり、杯盤狼藉審かに其の真情を聽す伊三次已に京師に達す舊藩伊地知新
右衛門(正治)西郷吉兵衛(隆盛)其他來り寓する者多し、曰く薩侯以爲く幕府の爲
す處正理に乖戻し皇國の爲に非ず默視す可らず因て參觀の期九月にあり八

月初旬を以て國を發し精兵三千を卒ひ大阪に着し勅命を以て直に入京皇居を護し而して幕府をして聖旨を奉せしめんとす議已に決し處分已に定る日々侯上途の報を待つのみ子が輩徒勞をなす勿れと伊三次驚喜言ならず共に淹留せり伊三次先きに京師に在り識る者多し徒然の餘り互に往來す故に其來るを知る者あり(鮎澤伊太夫口話)

○七月下旬廿四日薩の飛報あり京師有志の士争て其報を問ふ曰く本月八日侯少しく病あり然るに病勢ますます進み十六日卒去せりと人皆之を聞て愕然たり事已に去る爲す處を知らず或は伊三次に就て江戸の事情を問ふ伊三次曰く水戸の氣勢頗る事を爲すに足るものありと此に於て勅書を水戸に下し力を盡さしむるの議起ると云(高橋多一郎口話)

○八月八日 主上深く叡慮を腦され曰く朕天下の形勢如此なるを傍觀す是れ皇座を汚すなり祖宗へ對し奉り恐懼して措く處を知らずと乃ち 勅使を伊勢に發し神宮に來由を告げ 皇位を避け給はんとす三公諸卿争て之を止む主上聽給はず且曰く然らば國の爲に計ごとありや皆曰く外に爲すべきな

し只一事あり 勅書を水戸に下し且つ有志の諸侯に命じ共に力を盡さしめば或はまた國勢を挽回する事あらん歟 高座を下らせ給ふ御事は暫く待せらるべしと主上之を許し是に於て水戸邸の留守居鶴飼吉左衛門を召して勅書給ひしなり(鮎澤伊太夫口話)

○同八日吉左衛門の子幸吉をして勅を奉じて江戸に赴かしむ諸藩有志の徒も亦皆東下して此事を周旋せんとす是に於て伊三次も江戸に歸れり伊三次余に謂て曰く京師の議に曰ふ勅書を以て水戸より幕府を責めば大老必ず罪を謝して退くべし其機に乗じて將軍宜下を一橋侯に下し紀公は官位を進め元の如く儲戴たらしむべし且つ水戸の力足らざれこと有んが爲に 勅を水戸より諸藩に回示し諸藩水戸に左袒せば大老傲且つ暴なりと雖も勢ひ退かざる事を得ざるべし始め西郷吉兵衛伊三次の爲す處を見て殆しとす晝夜走る事五十四時(四日半)江戸に來り安島帶刀を見て曰く足下何ぞ伊三次の輩をして京師に周施せしむるや必ず大事を誤らんと告るに勅書の事を以てす帶刀驚て曰吾命する所に非ず吉兵衛曰然らば其爲す處を格止んと直に馳去る

こと復た五十四時にして京師に反る、其前日勅書已に出て留ること能はずと
(茅根伊豫介口話)

○同十六日夜幸吉江戸小石川水戸邸に來り勅書を致す明日邸中衆議して閣老を召す十八日大將軍の葬日なるを以て來らず十九日太田備後守間部總州來る公勅書を示し且つ曰く列藩に回示すと二人協議して答ふべき旨を陳じて去る明日二人又來る曰く議未だ決せず回示の事は姑く之を待つべしと後數日答ふる所なし公頻に之を促す二十四日二人書面を以て家門諸侯に回示すべき旨を答ふ因て即日之を回示す外様諸侯に回示の事は未だ答へず公素より幕府を敬す或は其當を過るに至る於是閣老答ふる所の遲延なるを以て朝命を奉せば幕府の旨に違ふことを患ひ頗る其進退に惑ふ是時に當て有志の諸侯江戸に在る者土州宇和島二侯のみ有志の徒公の共に議する者なきを患て二侯に説て水戸邸に來らしめんとす宇和島侯敢て來らず土州侯は規格あるを以て急に來りがたし公孤立して爲す所を知らず日夜閣老の答を待つ二十六日又二人を召す二人來らず公の惑益甚し

○初め備州等の水戸邸より反るや直に急脚を以て京師の事情を所司代に問ふ二十七日所司代の答報あり曰く密に公卿の間を覘ふに水戸より來る者勅書を請ふが如し云々と蓋し伊三次のことの謬傳に出る者ならん閣老二人其報を得二十八日來り答ふ意氣頗る揚々たり曰く條約調印の事務已むことを得ざる者なり故に總州に上京奏聞を命ず發途の期に際し大將軍薨去せり其事遲延すと雖も此又已むことを得ず總州不日發途して其事を陳謝すべし故に回示の事は必ず之を爲すこと勿れ且つ勅書水戸に下る所以の者甚だ怪む可し是に由ても回示を止めよと且つ説き且つ諭し頗る雄辯を逞ふす公答ふる所を知らず其言に従ふ二人營中に反り笑て曰く水戸を欺く其術中れりと謂ふ可しと(二人以下日下部伊三次口話)

○是時に當て諸藩有志の徒皆回示を待つ議論紛々たり家老等公に勧め閣老の言を用ひず回示せんとす議既に決す公更に之を側用人桑原治兵衛に議す治兵衛曰く此れ幕府を輔翼するの勅命なり幕府を輔くる宜しく閣老と熟議すべし閣老の言を用ひず之を回示せば恐くは別に不測の害あらん公の心

又動き回示することを欲せず於是衆議又變ず以爲く諸藩の形勢を見るに事を爲すに足ると云に非ず今前後を慮からず之を回示し大に幕府の譴責を受け是に由て國中瓦解せば大難目前に生せん然則總州上京の事情に由て事變ありと雖力を盡すことを得ざるべし京師の勢既に如是總州必ず狼狽せん暫く國力を養ひ後事を待に如かずと終に回示をなさざることに改議せり。

○按ずるに後安島帶刀余に語て曰く回示の事當時甚だ難きに非ず唯國內の瓦解眼前にあるを患ひ猶豫して其機を失ひたり今に至ては之を悔ゆと雖其時に當ては他日ことあるを待つを以て得策とせりと茅根伊豫之助も亦曰く既往の跡に就て之を論すれば悔ゆる者なきに非ずと雖之を回示し諸藩にて奉承するとも書を幕府に呈し勅を奉ずべしと云の外は策なかるべし大老の倨傲如是其等の事意に關せざる明かなりされば回示すると回示せざると事の成らざるは則一ならん歟唯回示せざるが故に事成らざるの責を水戸に受けたり回示せば其の責を諸藩に負はしむべきのみ然れども責を受くるが故に國內を保つことを得責を受ざるときは國內の事蓋し言ふ可らず一得一

失之を浩歎に付するのみと以て當時の事情を見るべく且つ老公の命じて之を爲すに非る所以のものも亦見るべし。

幕府既に回示を止むと雖大老等未だ安んぜず公に告て家老を黜陟せしむ公乃ち岡田信濃守武田修理後耕齋大場彌右衛門後一真齋安島帶刀尾崎豊後を黜く幕府更に鈴木石見守太田丹波守を用ひしめんとす高松侯朝胤先に水戸の政に預り老公用る所の人を黜罰す故に老公と相好からず侯彦根侯と婚するを以て日に彦根侯に出入せり幕府竟に侯をして再び水戸の政に預らしむ國中既に勅書を回示せざるを以て議論紛起せり石見丹波及高松侯のことを聞に及で皆憤る士民數千人江戸に來り之を訴ふ侯大に畏る幕府も亦水戸の形勢容易ならざるを以て大に政事を改革せしめずして事止みたり。

○始め總州の使命を受るに當て伏見奉行内藤豊後守偶江戸に在り之を聞て笑て曰く總州も亦備州の轍を蹈む歟總州之を聞て計を豊州に問ふ豊州曰く公卿事を爲す者僅々二三人に過ぎず諸藩士の京師に出入する者を禁じ又處士と諸太夫を捕へ以て其手足を絶たば與し易きのみと於是豊州をして京師

取締を兼ね密に其事を計らしむ(安島帶刀口話)紀州の國老水野土佐守狡才あり紀公の外叔父たるを以て儲貳の事に於て頗る力を盡せり又御側藥師寺筑前守と婚姻を以て深く結び密に幕府の事に預れり於是計を總州にすゝめて曰く京師の外國の事を以て幕府を責る其根原水戸老公にあること明かなり大に京師を搜索せば必ず其證を得ん之を以て老公を罪に處せば公武間の確執立ところに止まん然りと雖將軍宣下あらずんば幕府の權去るべし故に先づ宣下を促し本を堅ふして而後に漸く之を處置するに如かず總州其計を以て是なりとす是に由て其上京は表に外國の事と稱すと雖實は宣下の請求なりと云茅根伊豫之助口話

○總州の發途するや有志の徒皆之を患ふ薩藩堀仲左衛門なる者あり人と爲り果斷我藩鮎澤伊大夫と相識る處士柴田藤五郎なる者あり奇節を好む伊大夫忠左衛門と議し藤五郎を京師に遣し老公に 綸旨を下し幕府を討たしめんとす藤五郎之を諾して曰く僕内外の事情を詳にせず請ふ事情を知るもの一人を得て共に西せんと伊大夫乃ち余をして共に行かしめんとす余以爲く

282977

老公の幕府を敬する其道至れり今直に兵を擧て其奸臣を除き而て一橋公を立つ老公豈之を爲さんや縱令 綸旨ありと雖幕府のため百方罪を謝するのみ且つ老公をして果して兵を擧るの意あらしめんか既に賜ふ所の 勅書にして足れり豈 綸旨を賜ふを待ん事甚た大なり水戸存亡の關する所なり余妄りに之を諾することを得ず乃ち曰安島大人之を知るや伊大夫曰く知らず余曰く大事なり何ぞ議せざる伊大夫曰く大人必ず斷せず故に之を議せず然則兄試に往て議せよと余即ち帶刀を訪はんとす途に茅根伊豫之助を過ぎ其事を告ぐ伊豫之助曰く伊大夫周章狂謀を發するか速に之を安大人に告げよと余直に帶刀を訪ふ夜將に半ばならんとす帶刀既に寢に就く余枕頭に就て之を語る帶刀曰く伊大夫の過激厭ふべし幕府未だ兵を以て京師に臨まず我藩安んぞ兵を動かすことを得ん面責せずんばある可からず子唯伊大夫に明朝我舎に来るべしと云へと余乃ち之を伊大夫に告ぐ伊大夫憮然たり是に由て余遂に西上せず帶刀明日嚴に伊大夫を責しと云

京師諸有志も亦總州の西上を聞て大に患ひ水戸の早く事を擧ることを望み

鶴岡幸吉を促す幸吉鷹司公諸大夫小林民部權大輔に就て 綸旨を水戸に賜ふことを請ふ權大輔之を疑て事達せず有志の徒或は 主上をして大阪に潜幸せしめ城代土屋采女正に頼り勤王の兵を徴さんと欲す三條公入て之を奏す主上曰く朕は決斷すべし然れども護兵なきを如何せん未だ大阪に達せずして捕はるゝは宮を出でざるの愈れるに如かずと公主上と相對して惘然たり既にして涙を揮つて退きたりとぞ偶法性院忍向一名月照公に謁す公具さに之を語る忍向も亦如何ともすること能はず忍向書狀を九月十八日吉左衛門に送りまた書を帶刀に贈り京師皆水戸の事を擧ぐるを望むの意を通す同日吉左衛門父子囚に就く其發する所の書も亦途中幕吏のために奪はる是より後有志の徒或は逃れ或は囚はれ京師索然たり、

第十六 九條關白問題

堀田免せられ條約には調印相濟み勅命にて召したる三家へは謹慎を命じ其上大老は事故に托して上京せずいよ／＼朝廷を踏付くる致し方と一同憤慨して

居るうちに若狭の酒井修理大夫再び井伊の命を以て所司代となり老中間部下總守とも／＼上京と云噂さ専らにて京都は大に恐慌を引起したと云ふ有様今度間部の上京は條約調印御申譯の爲めではなく其は全く表面一通りの名義にて京師を搜索して大に爲す處あるならん杯と云噂さも聞えたる折柄八月廿四五日のころ西北の間に彗星出現して初めは光芒微々として短かく夜の更るに従て長大になり廿八九日ごろは數丈の長さに至り九月の初めに消たまた其頃は俗に「コロリ」と云傳染病流行して大阪には死亡者數千人といふ噂さあり八月末より京都へも此病氣入りて日々十人十五人死なざる事なく公家では今城女官で勾當内侍等此病で死んだ梁川星巖もこの病に罹つて遂に死亡昔は天變地妖只事にあらずと恐怖して居る其處へ間部が登つて暴な事をやられてはと云ふ心配がある其に就ても關東と合口は九條關白殊に今度の所司代酒井と九條とは最も親しき間柄にて何事も打明けて話す間であるから今後いかなる事になるやも測り難し早く九條の關白を止させて近衛左府を關白となさば朝廷の御爲に然るべしと云ふ一派の運動者がある是は矢張り民間の有志者の仕事ら

しい其頃越前の橋本左内も上京して土州の藩醫桃井伊織と稱し三條内府の家へ密に出入して居る、頼三樹、梅田源二郎、春日讃岐なども交通して居て此の仲間には鷹司の小林民部、三條の丹羽、森寺なども這入て居たから此連中が酒井と間部が上京前に九條を除ふとした計畫らしい、此の運動が功を奏したものは三條も九條を止させねば何としても震襟は安まらぬと思たので有ふ、ソコへ端なく大きな不始末な事が露現した、間部下總守より傳奏廣橋、萬里小路へ當てよこした書面がある、下總守と太田備後守が水戸中納言に逢た時の模様を記し且つ自分も近々上京すると云意味の書面である、關白はこの書面を窺覽に供するとまた議論が沸騰するから秘密にして置けと兩傳奏に握り潰させた、いま一ツは水戸中納言へ勅言が出たとき九條關白より傳奏に命し密に添書を付て、斯様に仰出されても別に御心配には及ばぬと云ふ意味を書いて老中へ送つた、勅書の取消文を添て渡した様なもので、この事がどうして露見したかと言ふに、太田備後守が小石川の水戸家へいつた時、中納言慶篤が勅書を出して見せた處、太田が此の勅書には御添書が御座るから少も心配には相なりませんと言た、水戸家へ下

つた勅書には添書がないから、中納言も大に不審して急に京都へ書を發して鶴岡吉左衛門に尋ると鶴岡も素より知らぬ事だから三條家へいつて森寺、丹羽に尋ぬる、ソレハ奇怪千萬な事だ、然らば其は關白の仕事で有ふ兩傳奏も知らぬ事は有まいと三條内府へ申立る内府も驚て急に近衛左府の邸へゆき相談して兩傳奏、廣橋、萬里小路を呼び兩人より詰問したが一向存せずと許り陳じて事實を言はない、近衛は正直な人であるから立腹して、いよく申上ずば兩人とも東坊城同様に致すが宜敷やと言れて眞青になり、遂に白狀した關白の命にて添書を出した事と水戸へ勅書が出た事を關白へ密に申立てた事、また間部の書面を握潰した事まで皆白狀したから、左府と前内府直ぐ御前へ出て委細に言上した、主上逆鱗遊ばし關白を呼び御面責になつたと云話し、此時主上は關白の頭を御打になつたと云噂が専らあつたが然云事はない、八月晦日二條家に祕密會議があつて三條前内府、鷹司右府、中山、徳大寺、野宮など集つて關白、兩傳奏の處分に就て相談して居る處へ近衛左府も來て、昨日斯様の御内勅があつたと一同に示したのは、今度關白の處置奸策に出たるにあらずとも輕慮の致し方不忠不埒の所置

致し方なりたとへ親縁の者と申とも天下國家のため彼は申間敷とも難言しかしなげら併國に忠を盡す心あらば此際關白辭職の事と遊ばしてある、一同御尤の御事と言て一人も異議はない、九月二日に左府以下三公御前へ召されて關白辭職の事急度取斗ふべしと云仰渡されがあつて三公より其旨關白へ告たから九條も四日に關白及内覽を辭し、近衛大臣忠熙に内覽の宣旨を賜り、其旨を幕府へも御通知になつた。

然るに所司代酒井より傳奏へ書面を出した今日で言ば抗議である、御沙汰の趣は關東へ申遣し候へども當今御用繁の御場合に候處關東の返事なき前に黜陟をなされば後日の御爲によろしくない兎角關東の返事來るまでは其儘に御据置然るべしと云ふのだ、關白傳奏などは將軍の同意を経なければ任免が出來ぬやうな事になつて居たのだから實に淺ましい次第である。

果して關東老中よりは溫恭院様の家定將軍こられは前月薨去御遺言には間部下總守上京の上は關白様、兩傳奏によりて奏問致せとの遺言に御座候間下總守上京の上委細申上候と云く苦しい口實を設けて反對して來た、間部が上京したの

ち朝廷に迫つてまた九條關白の辭職を止め近衛左府の内覽を罷めさせた、つまる處九條は勤王黨に退けられんとしたのを佐幕黨が防ぎとめて其位に復させたと云ふものである是より勤王黨大打撃をうけて朝威振はず、幕威を以て大獄を起すに至つたので其間に消長波瀾があつて幕威まさに頂上に達した時櫻田の一撃でまた地に墮ち、朝威再び光りを發した、始終五年三年の間に消長して居る。

第十七 安政の大獄

安政のころは吾等は近習で主上出御の時御側を勤めるだけの事であるから直接政治上には關係はないが、いかに職掌でなくも川向ふの火事を見物する様な心持で居られるものではない段々切迫して來るに従つて國事を憂ふる念が深くなる、先年八十八人の堂上が騒出した以來、公卿堂上人の思想も大に進歩して昔の長袖者流ではない様になつて居たから、間部下總守が上京のころは皆な前途を氣悶てどんな變動が起るかと心配した、其頃は誰が言出したともなく幕府

は承久の先例に據て主上を廢し奉り彦根城へ御遷し申すなどと云説もあり、酒井所司代も間部も大勢の供を連て上京する杯とも言ふ、皆な一時の訛傳に過ないけれど斯云風説の起ると云も多少其原因がなくてはならぬ事だ、ある人が話たには三條前内府と近衛左府と相談して薩摩の兵を京都へ呼寄せ禁中を守護させる内議があるなど言た、その中に酒井が京へ着したが別段に大勢の人数でもない、然るに着すると直ぐ梅田源二郎を捕縛した、彼は攘夷論で堂上方へも出入した者だから儲こそと云騒ぎで皆な心配したが梅田は若州小濱の者で酒井が領地内より出て居るから何か他に罪狀でもあるだらうと云ふ者もあり、彼是して居る中に間部が九月十七日に入京して妙満寺へ宿し其翌日鶴飼吉左衛門父子を召捕て獄へ下し、廿二日には鷹司家の小林民部、池内大學、宇喜田一慧、二條家の金田伊織等が手初めて十二月までに百人餘りも獄に下した、其時に斯云噂があつた間部は京へ着しても病氣と稱し門を閉ちて出ず、其間に自ら刀を磨ところの肖像を畫き其上に題して月夜老夫摩刀像と、叡山の僧に贊をさせて、胸中自有安逸意、笑向長空撫佩刀、さうして三十日許りも引籠つて居て町奉行の手で

ドシ／＼召捕つた、今度は八十八人の堂上も騒ぎ出す處ではない毎日々々今日
は誰が連てゆかれた今日も誰々が召捕られたと云騒ぎだから、諸藩の勤王家と
言ふ者も皆な逃て仕舞つて西郷隆盛、月照などが逃て國へ下り海へ投したのも
此時で、最早天下の事爲す可らずと思つたのである、斯云工合に朝廷を恐怖せし
めて置て、條約調印の事後承諾を求め、次に將軍宣下を要求した、九條は素より井
伊大老、酒井所司代と意氣投合である傳奏等二人はどうでも成る人物なり、反對
の近衛、三條、鷹司恐怖して居るから抗議もしない、大原重徳等が憤然となつて騒
ぎ出し大阪へ微行して土屋相模守に説て何か挽回策を謀つたのが露現して謹
慎を命せられたのも、此際の事だ。

羽阜云此間の消息は井伊大老の親臣長野義言の書面を見れば明瞭となるべ
しその大意は此冬關東より仰上られ候節は外夷通信のこと斷然御止めなさ
れ度叡慮に候へども然さありては國家のお爲に相成らず且つ關東の御趣意も
相立ざる儀に付殿下九條も格別御心配遊ばされ候より然らば後年急度夷人
を退け候様御書付進せらるべしとの御注文是以て後年の大害と思召殿下も

間部殿も格別の御心配にて御書付の事も相止み候、併し兵庫開港の事を始め一つも窺慮の廉相立ず候ては、逆も公武御一致の場には至り不申候依之段々御心配の上漸く御猶豫と云ふ事にて、強て窺慮の旨を立て、其餘は關東の思召通りに相成り候、右猶豫(兵庫開港猶豫の意)の二字は京都にては大切の文字に候、殿下の思召にて一件治り御一和に相成り候上は、素より御委任の政務に付諸大名へ御達し等の儀は將軍思召通りにてか然儀に候、關東よりは行く、夷人を退け候との御内約等は公民とも御内意に可有之儀、此事殿下の思召と云事は決して不相成、また御相談相成り候と云風聞にても有之候ては御差岡相成候云々とあり。

これ一は間部と關白と、グルに成つて主上を欺き奉ると言ふものなり、まづまづ此場合さへ切拔れば跡はどう共成るから主上のお顔を全潰しにも出来まい、兵庫開港御猶豫と云條件で此場をくろめて置く、と云事になるなり、素より英明の陛下なれば輔佐の名臣あつて君徳を涵養しまへらせ海外の事情をよく御指導申上なば豁然として御發明なさるべきに、廷臣みな凡庸、關東の勢威

に怖れ一時の纏縫を是れ勉む、歎はしき事也。

それから間部は井伊の命を受けて左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙を諷して辭職させ、其上落飾させた、前關白政通、前内大臣三條實萬にも落飾させて勤王の三公は朝廷より一掃して仕舞た、主上非常に御愁歎にて關白に命じ幕府の嫌疑を融解させやうと遊ばしたれど一向に利目がない、其時の御震翰の中に、

夷狄を遠けたき忠憤の情より三大臣初め人々苦心致しく候譯にて、大樹へ對し異心を挟み候筋には一切無之云々、朝廷にも大臣數輩永く引籠候ては、彼是差支に候間速に出仕候様、關白取斗可被有之事

とある、いか許り窺慮を腦したまひしかは、是で分るではないか、九條關白は震翰を間部へ廻付して相談した、一つ穴だから關白が盡力すべき筈もなく、間部よりは落飾お願出はいかにも殊勝の御心掛などと冷酷な返事を差出して居る、間部は參内しても主上は拜謁を仰付られない、御風氣と稱して二度とも御逢はなかつた、彼は江戸へ歸ると召捕た人々悉く處刑になつた、どれ程の罪と云ふ確とした證據もないから、寺社奉行板倉周防守、勘定奉行佐々木信濃守評定所留役

組頭木村敬藏等、京囚を究問するを不可として、其旨大老へ申立た、京都囚人共の關係書類を検査するに、其言ふ處は皆賢明の將軍を立て、外夷の驕傲を制したいと云旨意で、皆な國家を思ふ論にして、私の爲にするにあらず、更に罪すべきものなま、但し公武の間自ら盟約ありて、士庶みだりに政事を京紳に議するを許さず、然らば盟約を破りたる者は、よろしく罰すべきが如しと雖も、是亦朝廷の嘉納する處にして、其責め自ら歸する處あり、併しながら北條、足利の如き悖逆は、徳川家の決して行ふ可からざる所なれば、今京囚を鞠問するは、到底害ありて益なし、寧ろ其罪を問ざるには如す、また水戸の家臣を鞠問ありとも、臣をして其君の罪を證せしむるは、徳川家の典刑に背く處なり、且つは其臣たやすく君の非義を言ふ可らずと云ふ論、是は木村の意見として、當時世上で大に喝采した論であるが、大老は石谷因幡守に相談した處、嚴刑に處せざれば、御威光立たずと云ふ意見であるから、大老大に喜び、板倉、佐々木の職を免じ、木村を小普請として、差控を命じ、町奉行池田播磨守、寺社奉行松平伯耆守を、糾問係とし、木村の代りに吉田昇太郎を用ひ、とうとう水戸家老安島帶刀を切腹、同側用人茅根伊豫介、同藩編飼吉左衛門

を死刑、幸吉を梟首、小林民部、鮎澤伊太夫を流罪、池田大學を追放、老女村岡(近衛家)を押込次に、飼泉喜内、頼三樹、橋本左内、吉田寅二郎等死罪、其外遠島追放、押込のものの前後百餘人、之を安政の大獄といふ、徳川家創業以來未曾有の嚴刑である。物には必ず反動がある、押へんとする物は、揚る道理なり、井伊は幕府の親藩を罰し、政府に立た有爲の人材を退け、有力なる諸侯を押込め、朝廷の大臣を罪に陥し、天下有爲の人物を死刑にし、是れにて幕府の御威光なりと言ふに至ては、言語同斷の事なり、政治家は人心を收るを基とするに、彼は上天子の叡旨に戻り、下民意に背きたるなり、徳川が倒れたるは實に此時にあり、慶應三年まで持續たるは、情力に過ぎず、果して櫻田の變に先づ其身を犠牲に供したるは、自業自得といふべきである。

第十八 和宮降嫁のこと

和の宮様が關東へ御降嫁の勅許は、萬延元年十月朔日であつた、この事は井伊大老が存命の時に起つた問題で、一年許り未決の儘で居た、久世大和守が老中首席

の時になつて井伊の遺志を繼て首尾よく御降嫁になつたが是には種々の内情がある。

此の事の發端と云のは京都の町與力に加納繁三郎と云者があつて此者は陽明學者で大鹽平八郎、春日讃岐守等にも深く交り、縉紳家にも出入して世上でも多少尊敬した人物である、其人となりも見識があつて俗吏には似合ず高尙な男だ、三條前内府へは屢々出て直々お話も致した様子、ある時前内府に謁して間部閣老の上京問題に就て話のあつた時前内府が斯様な時節になつては將來の事も痛心にたへられぬ、かゝる時に主上おかみに姫宮などまじ在て將軍に降嫁となれば聳舅の御間柄ではあり公武の御間も萬事スル／＼と運ぶで有ふと不圖話が出ると加納が御尤の仰せ私も左様に存じます就ては和の宮様は如何御座りませうかと問ふ、宮は有栖川家へ已に御婚約に成て居るから今更致し方がないと云、左様かも存じませぬが若し有栖川家で御辭退に成りましたらば御差支は御座りませうまいかと言ふ、先方で御辭退なされば其迄の事と言ふので加納は大に喜で其事を所司代の小姓頭三浦七兵衛に相談して酒井に話した、酒井は是は妙だと云ふ

事で井伊に相談した處是も大喜び、此の中に三條前内府は近衛、鷹司等と共に退けられて仕舞つたから此話も一時中止になり翌年は大老が殺されるまた延引と云ふ姿、萬延元年の夏久世大和守と安藤對馬守が全權時代になつて酒井へ命じて運動させた、此事は所司代より岩倉へ相談したので有ふ、初めは主上おかみも御承知がない、和の宮も御不承知、それを纏めるのであるから岩倉も非常に骨を折たであらふ、岩倉の考では自分が和宮の御供をして關東へ下り將軍より攘夷の誓書を取ると云ふ考であつた、主上も此條件で御承諾になり和宮も天下の爲に身を捨やうと云思召で御承諾になつたと云事だ、併し是は御内輪の事でまた發表も何もない處へ關東より登つて來たのは幕府の大奥で上臈をして其頃は職を退き勝光院といつたのがある、上臈の時は姉小路とか言た、是は橋本大納言實久の娘で、この人の妹が和宮の御生母になる、これが屈竟の内縁であるから大目付坪内伊豆守と云ものが勝光院に縁故があるので坪内から勝光院へ相談をかけ、同人を京都へ登せた、京都では内々は御治定になつて居た、岩倉具視、千草、富小路などが大に働き奥では常侍の堀川、千草などか賛成した、後に三姦二嬪と言れた

のは此事に關係したからである其頃の噂では幕府は公家へ一萬五千兩、宮中へ五千兩、筋散したなどと云ふ噂もあつた、いくらか金も遣つたらうが勘定したと云人もあるまい。

羽阜云三條公實美の御話とて、晃山問答に出て居るのを見ると、攘夷の事は岩倉も素より同意なり、和宮降嫁の事に岩倉が骨を折つたのも攘夷をしたきよりの事なり、併し姦物の譏りを受けて蟄居を命せられしは却て本人の爲となれり、とありまた、嗟峨實愛卿の御話に、岩倉の考と云は久我等とは違て餘程大きな事にて幕府にだまされて、然うして幕府をだますと云策なり、浪人どもは私門を營むなどと言たが、さう云ふ事ではない故に三奸と言れても事實は大に違ふ、岩倉は策路家にて、世間では吾を姦物と言ふが、いかにも然うかしらんと言た事もある。

降嫁の時は岩倉が御用係で御婚儀の御装束から御調度、其外の仕度萬端大さうな事で其を岩倉の邸で總てやつて居た、自分も岩倉を輔けて書類の調査、先例の取調などにも掛たから同邸へも度々いつたが、所司代酒井より役人をよこして手傳をさせまた若い小姓の餘程美麗なやつを美々敷着飾らせて二人よこして何事にも御前の御用を仰付られ御遠慮なく御召使ひ遊ばす様にと云事でこの少年が岩倉の手許で用を足して居た、岩倉が云にはあの二人は隠し目付に所司代よりよこして置のだからあいつが居る處では祕密の話は出来ぬと言て居た、かう云譯で有から萬事油断は出来ない、岩倉の先代具集と云人の娘にあたる、溯平門院(皇后)の上臈をした知光院と云婆アさまがあつたが此婦人は男まさりの豪い氣象の人でその住居が岩倉の邸と接して居たから、こゝへ薩州の堀二郎、大久保市藏、長州の木戸なども折々來た、本邸へは幕吏だの所司代の三浦七兵衛などか入交り立交り來て御婚儀の御用を勤めて居る。

其ころ浪士などが岩倉は關東より賄賂を取つて和宮を賣るなどと誹謗して居るが岩倉の眞意は朝廷でも二三の有力者の外は知る者はない、要するに、今度幕府の希望と云ものは降嫁を願つて天子様と聳舅になつて親類つき合でゆけば諸藩の者どもがなんと云ふとも口は出させない、然うなれば攘夷々々で攻付らるゝ憂ひもなしと云底意だと岩倉は見抜て居る、然るに幕府はそれを秘して必

す攘夷をいたすから御降嫁を願たいと云て来て居るが其實は攘夷をする心は毫頭ない、ソコで此方では宜しいと彼が手に乗つて自分が江戸へいつたら將軍に直談判して攘夷のお受をさせ自筆の誓書をとる、必ずやつて見せると云意氣込であつた、うまくゆけばよいがと危んだ人もあつたが和宮が江戸へ下つて清水邸に居る時久世、安藤、脇坂の三老中に逢て御約束であるから攘夷實行の御受書を出して貰たいと談じ込だ、久世が老中連署で出さうと言ふと其はいけぬ諸君はいつ退役をするか譯らぬ諸君が退役をして跡の老中がどう云意見をもつか分つたものではない今度の下向に就ては御内勅の次第もあるから直に將軍に謁して差上る積り其上將軍家が拙者の拜見する處で直筆で御受書を認めて頂きたいときびしく談判したから老中も拒む譯にゆかぬ、和宮を連れて来て置くの談判ではありモシ將軍が直書の御受をせぬなら和宮様は連れて歸ると云底意をほのめかしたのだ、遂に老中も我を折て岩倉を將軍に逢せ目の前で御受書を書せ十年たてば必ず攘夷をすると云直筆の受書で外に老中連署の添書までとつて、目出たく御婚禮を濟せて歸京した、將軍直筆の受書と云ものが是迄にない

ものだからアレは偽物ではないか杯と疑つた徒もある、何といつても岩倉であつたから出来た仕事で同行した公家は富小路、千草、これらは凡庸の人で何の役にも立ぬ全く岩倉獨力の手腕であつたのだ。

羽阜云、和宮降嫁の發端は加納繁三郎と三條内府遇然の會話より其端緒を發したる様に御話もあり、唱義見聞録にも同じ様に書てある、然るに九條家の島田左近と井伊家の長野主膳とは和宮降嫁問題に就て其以前に内談をして居た、安政五年八月八日附にて島田より長野へ贈つた書面がある、三條内府が加納に話したのは同年の九月ごろらしく思はる、然すれば此事の起りは島田と長野と已に祕密の間に相談して關白と大老へは申立てあつた、ソレを知らずに加納が酒井所司代へ持出し其賛成を受け所司代よりまた大老へ持出したものと見ゆる也、島田の手紙中には有栖川宮にても實は皇女を申受ては御慕し向も御入用嵩みて御迷惑の由云々とあり此事は御主君限りにて田印、三印にも御話御無用とある、田印は將軍の後見、田安卿也、三印は三條前内府である。

斯る順序を経て岩倉の手腕に倚て首尾よく關東の理想通り天子様は御舅將軍は聳となつたれど御親類名許りで公武御一和の實は一向擧らず歲月を経るに従てますく朝幕の間確執絶えず要するに根本に於て主義を異にするが故なり朝廷は出来ない相談の攘夷を迫るのみにあらず岩倉が將軍と約束した十年期限を無視して頻りに攘夷を促す幕府はますく開港に方進を向けて居ながら一時の瞞着手段を取て朝廷を欺くと云有様詰り根本に於て主義を異にしながら一時を紛飾するが故なりされば島津の公武合體も永井雅樂の公武一和もみな失敗に歸せざるを得ず全く勢ひの然らしむる處なり。

第十九 島津三郎の上京

島津三郎(のち久光)が六百人の精兵を率ひて大阪へ着たのは四月(文久二年)の初めで有た、この上京の原因と云ふものがズーと以前から引續た事で、安政四年であつたか五年であつたか多分五年だらうと思ふ三郎の兄の齊彬が深く時事の日に非なるを憂ひて江戸より歸國の途伏見に一泊し翌日密かに上京して禁闕

を拜し其翌日近衛家にいたり忠熙に逢て色々國事上の相談をした、其席へは三條内府も出て共々協議したと云話、此前に家老の鎌田出雲を近衛家へよこし申入た事があるので近衛より奏問した處、島津を頼み思召さるゝ旨の震翰が下り出雲へは御文庫を賜つた事がある、其のち度々近衛と島津とは文通がしてあつて今度上京の事も主上御承知の筈になつて居る、此時齊彬がどう云事を申上たか分らぬが當時井伊大老が専權で幕府の威勢なほ燃んであつたから尋常一樣の手段では目的を達しられない多少兵を率ひて上京してまつ禁闕を守護すると云考はあつたらしい、當時諸藩の浪士が島津精兵三千人を率ひて京師を守護し天下に號令して攘夷の大典を行ふなどと言觸らした様子であつたが齊彬は若い時より西洋の事情に通じ已に此四五年前には西洋形の帆前船數隻製造して其中貳隻幕府へ獻じたり琉球では密に外國貿易をして居たのだから、浪士輩の言ふ如く無謀の攘夷をする考はあるまいと思ふ、彼の考では當今外國を相手にして國威を失墮せぬ様にするには第一に公武の間を調和し上下一致して國是を定めねばならぬ即ち公武一和と云ふ事だ此の事は主上の御宿志であるか

ら齊彬の意見は早速御嘉納になつたので有ふ、齊彬國へ歸り今度は兵を率ひて上京し兵力を擁して幕府へ交渉すると云方針であつた處が國許にて急に流行病に罹つて卒去した、此凶報を聞て朝廷は申に及ばず、有志の士は悉く落膽したのである、然るに薩摩では齊彬がかく國論を決するに就ても一藩の有志は皆な其議に參與して共に力を盡した處、大切な主君に死なれたから最早一藩の力を舉て活動する譯にゆかぬ、有馬新七、柴山愛二郎、高崎五六など初め更に方針を轉じて他藩の同志と結で事を舉やうと云ふ手段をとつた、此が爲に堀二郎、高崎五六等は水戸藩の高橋多一郎と交渉し、また岡藩の小川彌右衛門、筑後の眞木和泉、長州の桂小五郎、人江九一、筑前の平野二郎、肥後の轟武兵衛、土佐の吉村寅太郎を初めいづれも氣脈を通じ、薩摩より數十名脱して大阪へ會し諸藩の士も皆な會して事を舉やうと云手筈を極めた様子、薩藩士と水戸藩士との相談の中に大阪へ會する前に大老を斬て幕府の勢威を挫き其虚に乗じて事を舉やうと云約束になつて櫻田の時には薩州よりも十人許り出す事に内約が出来て居た、然るに島津家の方針がこゝに一變したと云のは齊彬が死だ時其跡は弟の三郎

久光の子の茂久が相續して父の三郎(その頃は周防)が後見して居る、齊彬が存命中藩力を舉て朝廷の爲に盡すと云事になつて居たのを三郎もよく知て居る中、山忠左衛門、小松帶刀、大久保市藏なども其論であるから更に三郎に勸めて再び藩の力を以て國事に當らふと云事にした、それまでの運びを付る迄には大久保、小松などは一方ならず力を盡したさうである、さうして薩論を一致して三郎を推して活動せんとするに就き藩士が個々別々に運動するはよろしくない、と云事になつて江戸に出て居る者も京阪に居る者もみな國許へ引よせた、是が爲に諸藩有志と盟約した事は悉く畫餅となり、櫻田の時は江戸の薩摩邸には僅に有村兄弟が残つて居た許り、水戸へ對して義理が立ぬと言て有村治左衛門が出て水戸藩士と共に働き、兄の雄介は金子孫二郎(水戸藩)と共に上京した、水戸の高橋も約の如く大阪へ出て見ると薩藩の有志は一人も會さぬ、彼も天王寺で自殺する金子は召捕れて江戸へ監送される、此時の有志の計畫は悉く失敗に畢つたのである、薩の有馬新七、一派は此事を非常に憤慨して居た、それが一つの原因になつて伏見の寺田屋騒動も起つたのであらふと思ふ。

第廿 永井雅樂の運動

文久元年の十二月に和宮の御婚儀が済で江戸では御祝儀の能樂を興行して公卿を饗應し天下泰平の觀を裝ふて居るが數日經ぬうちに春日神社の神鏡が破裂して三片になつたと云事を宮司より奏問した主上大に驚かせたもふて御齊戒の上御祈念遊ばすと云ふ様な事で京都は人心穩やかならず是れが文久元年正月元日の事だ其十五日には江戸坂下門外で閣老安藤對馬守が浪士の爲に斬られる此機に乗じて幕府の老中へ公武合體を説たのが長州の水井雅樂である。頗る好い機會へ投したもので殊に雅樂は風姿の立派な男で辯舌はよし智略はあり、押出した處ろ誰が目にも大藩の重臣と見える、彼はまつ主人大膳大夫をして城中で各老中に朝廷の御模様、諸大名の内情等を演述させた、天皇殊の外御震怒あらせられ、關東は朕を欺きたりと云御不平、諸大名皆之を知て内々は關東に心を離し専ら京師へ手を入れ公卿と相結びて事情日に分迫せりと云様な事を述べた、老中大に怖れたと云是より先き幕府の數寄屋坊主長坂清壽と云もの九州、

中國を巡つて江戸へ歸るや否や老中へ建議した、早く御政治を改革し朝廷を御尊敬なさらずば御當家は恐ながら滅亡仕るべし、九州、中國邊の大名の内情を探るに天子を擁して幕府を倒すべしと云議論いたす者多く諸藩より脱走して京大阪に集る者數千人、これ等の徒は何れも幕府を討つ相談のみ仕り居り候と云建白をした、處ろが例の老中の事だから坊主なぞが何を知つて左様の事を言ふかと一向取合なかつた、毛利慶敬が同じ様な事を述べたから初て愕てさては長坂が申立たのにも全く種のない事でもあるまいと云様になつた、其處へ永井が久世閣考に逢て公武合體の利を詳かに説たから大に喜び京都の周旋を一任したのである、雅樂は三月七日に江戸を發した、幕府より相談相手として目附淺野伊賀守を同行させたのである、さて雅樂は上京して中山忠能に謁して公民一和と開國論を説た、雅樂の意見とても別に新らしい説でもない、公武御一和と云事は誰も異議ある問題ではないが朝廷は兎も角も當時京都には過激の攘夷家多く集り居て島津が上京を待て居る矢先だから永井などの言ふ事は頭から耳に入らない、其上永井は最先に幕府と相談して登つて來たと云のが氣に入らない、彼は關東

の犬だなどと言て罵る、有志者の勢ひが猛烈だから朝廷の大臣も恐れて永井に同情するものがない、いつの世でも仕事は其人を得ざれば賛成者は少いものだ、併しこゝに一つ記憶して置ねばならぬ事がある、永井の開國意見を奏問した時主上より京師及伊勢の警衛はどうすると云御尋があつた、さうすると永井が開國を遊ばせば京師は自ら御安泰であるが鎮國となりては京師を守る大名は一人も無之候其故は一たび條約を破つて鎮港と相成れば曲は吾にあり各國悉く一致して吾國を砲撃仕るべし御承知の通り吾國は周圍すべて海に御座候間外國の連合艦隊來襲と申時は有力なる大名は各々自國の防禦にのみ掛りて京師へ人數を出す者は一人も無之候、御頼みに思召さるゝ薩摩、毛利、土佐、伊豫、廣島、岡山、加賀、越前、紀州を初め何れも數十里の沿海を有したれば何萬人の人數有之候ても兵に不足を生じ候事必然に候其場合には兵庫、大阪へも外患必ず寄來る事に候、幾内には有力なる大名一人も無之候へば京師は最も危く候はんと云ふ事を申立た、主上も此の説には大に御驚きになつて略々開國の已むを得ざる事を御悟りになつた折柄、長藩の目下義助、桂小五郎、入江九一など盛んに防害運動を

したから雅樂の説はとうとう失敗に終つて江戸へ逃歸つたのである、伊藤俊輔、品川彌次郎などが永井を斬ると云て附ねらつたのは此時である。

永井が京師に運動して居る内に島津三郎は鹿兒島を出發した、是より先き藩士堀次郎を京都へ出し伏見邸の留守居本田彌右衛門と共に近衛家へ出て朝廷の模様を探り近衛より主上へ内奏して叡聞に達した處ろ殊に御満足に思召す早く上京する様にとの御沙汰もあり、所司代酒井も同意したから京師の模様は至極好都合である、斯下拵へも十分に出來て鹿兒島を發すると云前に西郷隆盛を島より呼返した、この事に就て吾等は聞た事がある、三郎がいよいよ登ると云ふ事に決した時、同藩の重立た者が今度は西郷を引出して一ツ働で貰ふがよかうふと云事になつた、西郷は諸藩士の間にも名望があるから島へ置くは惜いものだと云相談、高崎左太郎(正風)、高崎五六などが三郎に勸めて漸く許しを得て、西郷を島より呼だ、西郷は此前に島へ流されて居た出て來た時にはたしか大島三右衛門と稱したらしい、西郷が鹿兒島へ歸た處へ大久保、小松、海江田(信義)などが集て今度先君の御遺志を繼て三郎殿上京なされ公武御一和の御盡力をなさる間

貴公も一ツ骨を折て呉れと云ふ相談だ、西郷之を聞いて、今度の御上京に就ては江戸の老中で誰が御同意いたして居るや京都では誰々が盡力せらるゝやと問ふた、老中は誰も申合せた者はない京は堀本多等の盡力にて近衛家へ申立てあると答えた、スルと西郷が其は到底いかん御上京はよすがよい三郎様はまだ江戸も京も見た事のない御方だ田舎者が飛出したとて何としてゆくものぞ却て御名譽に關する様な事が出事やうと云て反對した、小松、大久保等が最早お止りなる事が出来ぬ近衛公に據て奏聞してあるさう云事を言すに一ツ骨を折て呉れと頻りに頼だから、それなら己が一足先へ出て諸藩の様子を見やうと云事に成て其旨三郎に話すと、然らば吾等が下の關へ到着した時該地へ來て諸藩の模様を話してくれと云事に極て西郷は中村半次郎(桐野)外一人を連て鹿兒島を出立した、其ころ筑前の平野二郎が鹿兒島へいつて尊攘英斷録と云意見書を出して速かに御上京なる様にと云事を申入た、大久保が取次で三郎へ出した處大に喜で金子などを平野にやつたと云、一説には年の暮の事とも言ふ、三郎が上京の事は其前より聞えたから此時諸藩の有志者京阪の間へ集つた者が澤山ある、彼等

は三郎がどう云意見を抱いて登つて來るか其れも能くは知らず、只だ今度こそ尊攘の大典を行ふ事が出来る、幕府命を奉せずば幕府を併せて討つべしと云激論を唱えるものがある。

羽阜云當時諸藩有志の京阪に集る状況を近代月表に記せしもの左の通り。

二月十八日久留米藩士十餘人脱走して京師に行く

三月十六日鹿兒島藩士數十人脱走して京師に行く(是れ有馬新七、柴山愛二郎等の激派なるべし)

三月十八日豊後國藩士十餘人脱走して京師にゆく

同廿六日鹿兒島藩士九人江戸を脱し京師に行く

廿八日此日九州諸藩士脱走して京師に行く者皆大阪に會す無慮數百人
島津三郎は六百人許りの同勢で國を發し、下の關へ來た處が西郷は來ない三郎大に不平で兵庫へ着し段々聞くと西郷が諸藩の激徒と一處になつて騒て居ると云事を申立たものがある、中山忠左衛門が讒言したとも云ふ、そこで三郎立腹して西郷をまた島流しにした。

羽阜三本田男爵の話に西郷が伏見の文珠院へ来て己おれを呼からいつた處が、永井雅樂が建白書を出したと云が其建白書を是非見たいから手を廻して手に入て來れと云ふ承知したと受合て近衛家へいつて拜借して寫して見せた西郷は餘程驚いた様な顔をして居た、其處へ平野二郎が來て所司代を屠ほらうの關白を斬らふの彦根城を抜くのと盛んに論ずる西郷はハイと宜加減に挨拶をして平野を歸した跡であの男はいつもあんな事許りいつて居ると笑て居た、其から祕密の相談があるが人が來て話が出来ないから西郷と桐野、己おれと堀二郎と船に乗て宇治の菊屋へいつて酒を飲ながら話をして居ると藩邸の足輕が輕舸を飛して菊屋へ來た、何事が出來たかと、聞ば兵庫より大久保市の藏殿が早追で御出になつたと云、其なら直ぐ歸らふと一同其船で伏見へ歸て見ると大久保が非常に心配な顔をして居た、三郎殿が大立腹で西郷に腹を切らせろと云ふ其を様々に諫めて島へやる事にしたと云て大久保は落涙して居る、西郷は謹て命を受けて直く兵庫へいつた、海江田が供目付で西郷を預て居て潮どきの加減で一泊させたさうだが此夜大久保が西郷を畑の中へ連出

し、君を此の逆境に落したのも詰り自分の不行届である寔に申譯がない寧ろ兩人で此處で刺違ひて死なふと言出した、西郷がソレはいけない今大事な場合であるに君が死んでは天下の事をどうするか、己れは島へゆかねばならぬ身である跡は君が踏とめて殿を助けて上てくれと大久保を諫めて兩人涙ながらに別れた、此事を知つた者はないと話された事がある。

島津が大坂へ着したのは四月十日で其時分は有志の士と稱する浪人が京都伏見へ大勢集つて居て討幕の論が盛んに行はるゝ所司代の酒井を斬れ九條關白を討てと云事を唱える徒もある、朝廷でも大に怖れて居る所司代初め幕府も甚だ畏縮して仕舞つて取締がつかぬ、島津が國を出る前に癸丑以來國事に關係して謹慎を命せられた縉紳諸卿の赦免を請ふ旨の建白書を出して居る、是は近衛と打合せて出したのであるが、九條關白は幕府の意向が分らないから關東へ其旨を申送たまゝ打捨て置た、然るに幕府では近來島津が朝廷の御爲に盡力する許りではない諸藩とも藩臣を多く上京させて朝廷の爲に力を盡す様子で何となく薄氣味がわるひそこへ縉紳赦免の建白が出たと聞て、これは朝命で仰出さ

れてから赦免去てはいけないと先んじて四月廿五日に老中連署の奉書を所司代へやつて先般御縁組の事は先例も無之古今莫大の恐悦である故に天下別段の大赦行はれ度思召候などと理窟をつけて尾張前大納言はじめ悉く赦免になつた徳川慶喜(一橋)松平春嶽山内容堂鷹司准后近衛前左府鷹司右府中川宮もと青蓮院宮等赦されて参内以下すべて遠慮に及ばずと云ふ事である幕府も少し怖くなつて御機嫌とりにした事である幕府は是より段々下り坂になつた自分から箔を剝した氣味もあり朝廷より落されたのもあつて段々木地を現はして遂に倒れたのである。

第廿一 寺田屋騒動

浪士は島津が大阪へ着したので益勢ひが強くなり成て今にも大事を惹出しさうな模様に見える主上も殊の外御心配になつて所司代へ御沙汰もあつたが酒井も手の出し様がない岩倉(貝視)は斯云事には直ぐ方進の立つ人であるから酒井所司代に面會して今度島津が登つて来たのは幸である浪士どもを鎮撫させるは

島津に限るどうだ不同意でなくば堀二郎を大阪へやつて相談せさて見やう御受をすと言ふなら勅命で鎮撫を御命じになる様にしやうと言たので酒井は大に歡だ至極よい御心付其に就ては内々でのみ御取計ひは如何であらふか議奏衆へも御相談遊ばすが後々の御爲であらふと言たので岩倉より正親町三條と中山に話すと夫れは至極妙である近衛へ一ツ話すがよからうと岩倉中山より相談した諸卿も浪士がやつて来て強迫じみた議論をするには内實弱て居た處だから早速相談が出来て堀二郎を大阪へ急行させて小松大久保に話し島津の意思を問た處是も異存はないお受をしやうと云ふ事になつた島津は今度初めての上京で朝廷の御信用の程度もまた分らないまた幕府の権力も實際どれ位まで朝廷に及んで居るかも分らない島津の目では幕府の實力も大きく見えただ有ふと思ふ此時は幕府に主動者と認むべき手腕家もなく兵力も一向ないのであるが外部には其が少も分らぬであるから島津は朝命で仰付らるゝならば御辭退はせぬと云事であつたらしい。

島津は十五日伏見に着し十六日京都錦小路の邸に入り直ぐ旅装を更めて近衛

家へ趣く此席へ正親町三條中山の兩大納言も来て面會すると三郎は日々國勢の切迫する状態を述べ幕府の失政を論じ、私は今度東下いたし幕府に建白致さんと存じたるに播州姫路に至るとき諸藩の浪士數多集會し幕府の罪を數へ事を擧んといたす様子まつ其動搖を制し浪花に滞在せしめ上京いたしたる次第此上は御指揮を仰ぎいかやうにも力を盡し申すべしと演述した、近衛左府初め大事は忽せになり難しと直ぐ參内して奏問したから主上即ち三郎に浪士の鎮撫を御命じになつたのである、此日岩倉も出席したと云説もあるが此日は岩倉は出ない様である、島津は此席で九條關白と所司代を辭職させねば浪士の激動を鎮る事は至難であると言ふことを申述たと云ふ。

羽阜云此時京都に多の浪士集合した事は自ら原因あり其事三條實美公記に記す處左の如し。

議奏中山大納言忠能卿積年王事に勤勞し頻りに皇威の棄れん事を慨き其臣田中河内介(綏猷)と議る所あり(中略)河内介其男左馬助を伴ひ客歲秋京師を發し中國を経て九州に至り志士を求るに筑前藩平野二郎、肥後の處士米良主膳、

松村大成、轟武兵衛、川上玄齋、松田重助、竹下熊雄、以下數名、筑後水天宮神職眞木和泉守父子、其弟大島居慶太、久留米藩原陸太古賀簡二、鶴田陶司、荒卷半二郎、酒井傳二郎、淵上謙二、以下數名、岡藩小河彌右衛門以下十餘名、長州藩久坂義助、來原良藏、佐瀬八十郎、寺島忠三郎、檜崎彌八郎、品川彌二郎、堀眞五郎、山縣少輔(有明)土屋矢之助、以下數名、佐土原藩富田孟二郎、池上隼之助、秋月藩海賀宮門、薩藩是技柳右衛門、大島三右衛門、村田新八、森山新藏、美玉三平、大久保市藏、小松帶刀、有馬新七、田中謙助、柴山愛二郎、森山新五右衛門、橋口壯助、橋口傳三、弟子丸龍助、西田直二郎、河野四郎右衛門、永山萬齋、指宿三次、伊集院直右衛門、西郷新吾(從道)大山源介等猶數十名なり、此時に當り東國より薩藩伊牟田尙平、羽州の人清川八郎、江戸の人安積五郎と共に京師に來り報を齎して曰く頃日關東に於て塙二郎をして専ら廢帝の故事を考察せしむるを聞き其事實を索め確證を得たりと報す、茲に於て志士益々激怒す、冬に至り各々鎮西に集り恢復の時機熟せりと稱し、歲中に計畫を定め早春をまち大舉して京師に登り君側の姦を除き進んで幕府に關せず直ちに攘夷の舉に出んとす、平野二郎曰く今鳥合の衆を以

て尊攘の説を唱へ義舉を謀ると雖も之を統一する處なくば何事をか成し得べき却て反逆の黨に陥り遂に征討を受け虚しく亡滅に歸せんのみ故に一雄藩に依る事を爲さざる可らず余が意素より決せり今の勢ひを察するに薩長二藩の外他は謀るに足らず曾て薩州に赴き筑前侯の使者と偽り己が草する處の尊攘英斷録を薩侯に呈したるに侯深く嘉賞し大久保市藏をして應接せしむ余猶意見を陳じたるに市藏大に感じ密かに國論の機密を語りて曰吾藩に於ても來春太守の實父和泉上京して一舉の志あり依て其心得あるべしと是より厚く其勞を慰し太守より金十兩を賜りたりと志士之を以て雀躍して喜び皆平野の意に賛同せり和泉(三郎と稱す)薩摩を發せんとするに臨み志士争ふて近畿に集り和泉の到るをまつ土佐の吉村寅太郎重松綠太郎宮地宣藏備前の處士藤本津之助以下鎮西の志士只だ後れん事を是れ愧ぢ是又大阪に來りて其徒に加り共に大舉を謀る云々。

其から平野二郎が近衛にいつて建白した三策と云ものがある其大意は島津滯在中勅語を下し大阪城を奪ひ取て彦根城を焼き二條城を拔て同時に京阪の幕

吏を追捕し直に七道へ勅を下して諸侯を召集し天皇六師を率ひ鳳輦を箱根山に駐め幕府の罪を糺し謝罪に於ては之を赦し將軍職を奪ひ所領を滅して諸侯となし又命に抗するに於ては進で之を征す且つ豊臣家の故事に倣ひ五大老を置いて天下の大政を議せしむと云様な大計畫を立た是は平野一人の考であるが過激黨は皆是位の考は持て居たらしいまた九條關白と酒井所司代を斬つて仕舞ふと云ふ論には多數の浪士一致して居た浪士側では島津が上着すれば必ず自分等の意見に同意するものと信じて居たのである處が小松帶刀中山忠左衛門初め有司側の考は全く違て居る島津も素より同様であらふいま浪士の説を入れて暴な事をするは取も直さず浪士につか使はるのである島津家には自ら島津家の體面と云ものがある彼等鳥合の徒と共に事をする譯にはゆかぬ若し本藩を頼むなら保護は致してやる其代り個々別々に運動はさせぬ總て本藩の指揮を受けねばならぬと言ふので諸浪士も意外に思つて居る處へ浪士鎮撫の命を受たと聞いていよく憤慢した自分等と共に事をする人と思た其人は自分等を取締ると云のだから驚くも無理はない此に於て薩州を先に脱して居た有馬

柴山等の一派と諸藩の有志相合して一團となり、伏見の寺田屋に會し一舉して關白を斬り所司代を屠らふと云申合せをした、それを高崎左太郎が大阪の邸にて聞て早駕籠で京へ登り島津に報告したから鈴木勇右衛門、奈良原喜八郎、大山格之助、森岡善助、江夏仲左衛門、道島五郎兵衛、山口金之助、鈴木昌之助の八人を使者として寺田屋へ遣り、島津が今度勅命を受けた主意今後の方針等を委細に言聞せて暴動を思ひ止らす積りで、有馬、田中、柴山、橋口の四人に面會して懇ろに論じたが一切聞入ない、そこで上意と稱して有馬以下八人を斬た、道島も斬られ森岡鈴木も深疵を負ふたと云話である、其より田中河内介を呼出して説諭を加へ漸く一同を思ひ止らせたと云ふ之を寺田屋騒動と云ふ、此時島津三郎は單に説諭して連て參れと云命であつたのを途中で中山忠左衛門が御説諭を奉せぬなら切腹させろと言渡したと云噂もあつた、有馬、柴山一派は常に中山を姦物姦物と罵て居たと云話であるから或は然云事もないとは限らぬ、田中河内介父子を薩摩へ送つたのも中山の爲た事で、之を船中にて殺して父子の死骸を海へ投じたのである、薩摩では此事を祕密にして居るが、備前の海岸へ死骸が漂流して其

事が知れた是も中山の密かに命じた事と云噂だ、彼は維新の際に要路を退けられて郡長の様な事をして居たが維新後上京して何か祕密の計畫をした爲に獄へ投せられて獄中で死だと云ふ、才幹のあつた男であつたが權謀家で猜疑心の深い人たと本田男爵が話した事がある。

羽舉云、三條公記に伏見の敗れたるに及び志士所々に散亂し、田中河内介父子、千葉郁太郎、中村主計、海賀宮門は薩藩にて海路之を薩州へ送り未だ達せず船中に於て皆害に遭ふ、大島三右衛門、伊年田尙平は本國に幽閉す、美玉三平は逃れ去るとあり。

第廿二 關白の更迭

島津三郎が國許より近衛家によつて建白した書面の中に癸丑甲寅以來國事に關係の故を以て謹慎を命せられた縉紳以下の赦免の事がある、朝廷でも素より賛成であるが例の長論議で未だ決定せず是は關東へ御達となる性質のものであるから島津が上京の上に能く相談して極やうと其儘に成て居た其事を所司

代の酒井が聞付て久世大和守へ申送たには、縉紳方御赦免の事は必ず仰出さるゝに相違ない朝廷より仰出されてから赦免しては何事も朝廷の御差圖を受ける様になつて關東の御威光に關係するから寧ろ先だちて赦免の申立をいたしてはどうで有ふと言ふ注意である。久世大和守も尤と思つて内藤(紀伊守)板倉(周防守)等と相談して廿五日に今度の御縁組古今莫大の御恐悦であるから大赦を行はれて尾張前中納言初め先年御不興の市々御赦免遊ばされ候間其地に於ても獅子王院宮(青蓮院宮)の事鷹司入道同右大臣殿初め叡慮を以て悉皆御宥免遊ばさる様にと所司代を経て言上した是が四月廿五日である。其人々は鷹司准后、近衛左府、鷹司右府、獅子王院宮、已に薨去になつた三條前内府も同斷宥されたのだ、大名は尾張越前、山内等である。

赦免になつた人々は參内苦しからずと言ふのであるから九條關白にとつて大に工合が悪い、先年井伊大老の壓制にて三大臣に辭職落飾を迫たとき主上殊の外御歎息なされて九條關白に何卒して大老を説諭し左様の手荒の事をせぬ様に盡力を頼むと頻りに御相談になり度々震翰も賜つたに拘らず關白は冷然と

して一向訓停もしない、殊に世上の評判では關東の賄賂にて近衛家の伊丹の眞似をして灘を領分となし近衛の向を張て酒問屋を營ませたから有志者は關白を惡むこと一方ならぬ有様であつた、伏見寺田屋へ集會したのも關白を斬ふとした爲で島津が鎮撫によつて僅に免たれど猶世人は罵々として關白を罵る、右の三大臣赦免參内となつて心中安からず、此に於て四月の末に辭表を呈して引籠つた五月の初めに三條(實美)が建白して速に關白の辭職を御聞届に相成る様にと申立たさうして居ると幕府より和宮降嫁に就て盡力した御褒美と稱し關白以下の家祿を増すと云達しが來た九條關白が千俵、久我が三百石、廣橋が百石、正親町三條飛鳥井、久世の三人が五十石づつ橋本(和宮生母の兄)が三百石、千草、岩倉が貳百石、富小路が百石と云ふ事だ女官二人も年々銀二貫目づつ。

公家は至て貧乏であるから加増を喜ばぬものはないが此時幕府より加増を貰ては其名義の如何に拘らず工合がわるい其でなくても此連中は關東より過分の賄賂を貰つて皇妹を賣たと云れて居る此場合で加増などを受ると直ぐ天誅に行はれるかも知れぬ形勢であるから關白以上悉く加増を關東へ返した、此の

事を所司代へ申入た日に關東より公文が着て所司代酒井は免職になつた、浪士が九條と酒井を仇敵視して居る事は關東でも知て居たが九條が在職中は酒井が居らなくては萬事差支ゆる事情がある、九條已に辭表を出して見れば酒井は朝廷向に通りのわるい男になつたのである、此等の内情で免じられたのであらうと其頃皆な評判した。

六月七日に近衛左大臣(忠熙)に復飾を命じ廿三日になつて九條關白の辭職は聞届の上、近衛が關白となつた、九條尙忠は安政三年に關白となつて文久二年まで七年間の在職であつた此間に國家の大問題が起るたびに幕府の爲に力を添た様な傾きがあつて勤王家の攻撃を受たれど才氣のある人で尤も浪士の言ふ如く權謀奸才などと云働きはない書をよく書て風雅の方である、平凡な長袖者流に比すれば立優つた處はある、殊に主上の御舅様で一通りの御親任はあるから七年在職が出来たのである、もし御舅でもなくば疾に免せらるゝので有ふ

第廿三 大原重徳の勅使

大原三位を勅使として關東へ下したは其もとは島津三郎(此ごろは和泉と稱し、老中水野和泉守の名を憚て三郎と言た様に思ふが公武合體の建白に基て老中久世大和守に上京を命じた處久世は登つて來ない堀田の事に懲りて居るから登らぬも無理はない、久世が登らぬならば勅使をやらふと言ふ事に成た、此相談には岩倉も預つて最初は岩倉が行く様な話であつた島津も別に異存がない様子、岩倉を推舉したのは中山、正親町三條の二人で相談して近衛關白に申出たので近衛も至極宜らうと言て居る處へ建仁寺の天章和尚が近衛へ來たから今度岩倉を勅使として關東へ下す事になつたと云ふ話をした處が天章和尚が、岩倉卿は明辨達識な御方で朝廷に御大事のある時は是非此御方でなくばいくまい、此御方は京都を御離れに成らぬ様に致したい大原卿は忠亮にして剛毅の御方で所謂使して君命を辱めすと云御人格であるから大原卿が宜しからふと申述べた、近衛も成程さうかも知れぬとまた中山、正親町三條に相談して大原を遣る事にした、其勅使の眼目と云ふのが、第一に大樹早く諸大名を率ひ上洛して朝廷に於て相共に國家の大議を議定し萬民の疑を解き皇國一和速に蠻夷の患難を掃

ひ上は祖宗の神慮を慰め下萬民を化育すべし、第二、豊臣の故事により沿海五大藩を以て五大老とし、國政を諮決し夷戎を防禦するの處置を定むべし、第三、一橋刑部卿を大樹の後見に越前中將を大老職に任じ幕府を輔佐せしむべしと云大綱である、五月二十二日に京都を發して東下した島津三郎が四百餘人の同勢で勅使を護衛して下つたが斯云勅使は幕府初つて此方初めて有ふ、幕府でも直ぐにお受は出来ない第一條の上洛はさして異議はない五大老に就て最初大に疑惑したそれは斯云事情があるのだ島津が上京して頻りに周旋するのを幕府が甚だ疑惑してどう云譯で島津の家督でもない三郎が出て騒ぐのであるか何か内々目論見があるではないかと例の猜疑の眼を以て見て居た、其處へ探索方と云者が密に京阪の間に立廻て探索した報告書が將軍の手に這入た、其内偵書には島津三郎公武の御一和を謀ると云は表面の事で内實は五人の大名と共に天下の五大老となり、東照宮が四人の大老を退けて天下を執たる如く島津一人にて天下を掌握しやうと云隠謀であると云事が書てあつたと云、老中ども偕こそ島津が野心は分つたりと言て居る處へ大原と共に下つて五大老云々を持出

したからます、島津を惡む譯である、幸に島津には左様の心もなく五大老問題は全く朝議より出たのであるから大原よりも説明し、また越前の春嶽が一方ならず盡力してとうとう三ヶ條共に承諾させたのである此の勅使は随分骨を折た様子で大原は最後の決心までして登城したと云話だ、薩摩の吉井幸輔が大原の家來に化て山科兵部と稱して萬事の周旋をした。

(參照) 大原重徳卿が江戸より岩倉卿へ送りたる六月二十六日附の書面左の如し。

(前文略之) 御認の文十七日に着拜見候是は七日の御返事也幕府模様御傳聞御用部屋杯不承に存候共日々登城大老同様のこと致し居候様子自分に申居候春嶽より大原へ一橋登城勿論に候十日小子申述候翌日登城迄面會の由に承話したる事也併し追々被用と申す様にも無之候中略新役二人和一橋十一日に初て登城り候將軍に拜謁の事なるべし州久世は父とは容貌顔色とも大相違君子は容貌如愚の古言ウッ歟御笑周州板倉は随分可然先づ常式對話極意は不存候用人山田安五郎屹度したる人の由何事も是によるか脇坂は三郎出會段々の話に惜き人を多く殺した事じや

と申たる由寺田屋の事扱はガテンデ引候歟と申候事に候同人も周州も朝命遵奉は屹度其心得に候へ共併し矢張是れ迄の心得が離かね云々一橋一件今日埒明可申今日極可申也と段々延引相成候其の内面白からざる事を申上候ては御心配相掛候もいかゞ云々長州上京の事周布に御聞被遊候はゞ可分と存候此藩主正議は元よりの事なれども屹度したる人にてもなく一國の持上と相見へ候併何分大物程好く御あしらい可被遊候(中略)薩の事御心入畏入候六人の者とんと家來同様使合ひいたし人柄と申とんと安心側近習同様云々内より連來し者はハダハを起し候へども六人は孜々として相勤め感心の次第中にも吉井事山科兵部屹度間に合ふ人にて重疊三士も時に來り大に力を得候(中略)脇坂板倉相招き對談此前兩度相招應對候へ共そここの事にて言上迄にてもなし中山衛門大久保市藏參り段々長引候ては人心に拘り候故今日は是非御受到に相成り候様御對談相成候様若し御受け致さぬ時は老中兩人席を起さぬと申位になくては不相叶旨申述候小子云老中限りにて御受を申事迎ても出來間敷く御受到に可相成返言を可聞夫にて兩人承知云々(中略)江戸着より

最早二十一日に相成何をして居るやらと可被思召何共恐入候へ共何分人相手登城と申ても仰山の事老中招可申としても高家やスツタト堯々敷事にて埒明兼候云々

(同手簡)六月二十六日附(前略)一昨日の處にては一橋を出して用る積りなれ共一橋に權が付き大樹がシリニシカレル左すれば譜代の者共無念な左すれば外藩が一橋に歸依して居故に譜代と外藩との論が出来る又一橋に權が付た處で外藩より奏問して將軍に据る様な事でも出來様かと案じなども申候其様な事のあるべき筋か能々可考云々

(福地源一郎口話)京都所司代より朝廷は近衛中山岩倉等の諸卿今度の事に重立司施致し其中心は島津三郎にて候今度島津關東へ下り候はゞ鄭重なる御あしらへ被成候方可然と申來りし由幕閣にては毛利と島津と互角の勢を保たしめ其中間であまく操らふと云策略なれどまた實は島津に對して猜忌の念をもちて心中甚だ之を歎ばず將軍上洛の事は元來長州の持論にて島津は之に重きを置かずそれ故三郎は脇坂に向つて三ヶ條悉く御遵奉にも及ぶ

まじ上洛の事は他日に譲り追て御受けいたしてもよろしからん其よりも一橋を出す事を甚だ拒み薩摩よりも勅使よりも頻りに追られてイヤイヤ承諾したる有様なり何故に大困難なる上洛を甘受したるか此間の消息は一向に分らず上洛は長州の持論なれば毛利へ對して御馳走且は將軍上洛せば時勢ために必ず一變して幕府の勢力は昔の如くなるべしと思ひしならん寛永年間の夢を見たるものと言んか。

第廿四 天誅の流行

島津三郎が寺田屋の激徒を斬て其殘黨を京都の屋敷へ呼よせソレぐ處分した時はさしもの過激黨も恐怖して皆な遁走した様子であつたが島津が大原と共に關東へ下つた跡へ毛利大膳大夫の世子(のち元徳)が上京したこれは久坂入江などが島津いま在京して公武合體を唱え朝廷の御受もよい追々勢力が加はつて來る此の分でゆけば天下の事は島津一人で掻廻す様になるで有ふさうなつては吾藩は彼が驥尾に就て働く様になる是は今の中に藩主を京都へ出して

島津の勢力を抑へねばならぬと云考から急に藩主を勸めてまづ父子共に上京させた桂小五郎も無論其考で運動したから朝廷でも毛利の感情を損してはならぬと云ふ御考もある途中まで使を出して其藩は祖先以來勤王の家筋で頼母しく思召さるゝ間父子暫く滯京して國事に盡力せよと云御沙汰を蒙つた是は毛利に取て甚だ難有い勅命だから大膳大夫慶親は京の河原町の屋敷に住し世子定廣は伏見の藩邸一門の毛利淡路守(廣篤)は紫野の黄梅院に宿陣して京師を守つた此人數も七百人許りて實は島津の六百人に對して對抗の兵力を有す必要から斯く大勢を率たのだ朝廷の側より見ると島津が京都守衛に残した三百人と毛利の七百人は則ち朝廷を守衛する兵であるまた一度散亂した浪人も毛利が上京と聞てまた追々集つて來たから京師は頗る賑かになつて朝廷の勢力が餘程強くなつた様な感じかした。

羽阜曰三條公記に既に薩長兩藩京師を守るを以て朝威大に振ふ諸國の志士或は國を脱し或は藩主の内旨を受け微行し争て京師に集り皆攘夷の 叡旨を貫徹せんと欲し頗る周施に盡力せんため緣故を索め諸藩紳家に出入し或

は其家の臣下に列するあり云々とあるこれにて當時の情勢を知るべし。今日の考を以て文久二三年の當時の姿を見ると總てが妙なものになる。今日は開國だの攘夷のと云事は歴史に残つた過去の夢となつたが當時は國家の急務は攘夷の一事に存し、攘夷を實行せざれば日本國は滅亡して仕舞ふものと思込み、攘夷の目的を達しさへすれば國家は安泰なものと思ひ切つて居たから攘夷に反對する者は國賊であると思つたのである。今の人は歴史を讀でもまさか其程の事とも思ふまいが實に想像以上の事であつた。其故幕府の爲に盡力すると云ものがあれば誰彼の區別なしに國賊視したのである。當時は萬事が祕密主義であつたから事實の真相と云ものが一向に知れぬ事實が知れない時は憶測したり邪推したりして虚説が傳はる。虚説がまた虚説を産出し果ては針小棒大に言觸して忠臣も姦物と目され、誠實の人も佞物と見らるゝ様になる。岩倉を大姦物と目したのも此筆法である。

右の次第であるから追々浪士が勢力を得るに従つて暗殺天誅と云事が初つた。最初は殺したいと思ふ者があつても輩殺の下へ血を流しては恐れ入ると朝廷を

尊敬する心より遠慮して居たと云ふが出羽の人で清川八郎と云者が幕府の村上俊吾と相談して九條家の諸大夫島田左兵衛權大尉を天誅に行ふではないか彼は井伊の長野主膳と腹を合せ正義の公卿及び勤王の處士を多く罪に陥れた奴であるから彼を斬て復讐してやらうと云相談をした至極宜らうと二人で二度許り島田の家へ押入たが兩度とも逃られた。其事を小河彌右衛門が聞て島田は是非やつて仕舞ふがよい己の手でやつてもよいと是も附廻して居ると七月廿日ころに島田が九條家の領地池田邊へいつた處を見届け薩藩藤井良節に告げた。藤井より本多彌右衛門に話し、本多より田中新兵衛に話したから田中は編木孫兵衛、志々目獻吉の二人を伴ひ島田が木屋町の妾宅に居る處へ踏込で切殺し其首を三條大橋へ梟首したのである。

羽阜云島田は美濃の加納の産にて始め本願寺の寺侍となり、其のち九條家に縁故を求めて勤仕し左近と呼ぶまた勘解由とも稱した彦根の長野主膳とは以前より知る人で長野は左近と相談して九條家へ取入たのである。彼は頗る辯舌に長じ最も俗才があつて人を説くが上手である處から關白の氣に入り

追々用ひられて左兵衛權大尉と稱し出頭人となつた幕府よりも過分の手當を貰つて榮華の身となり木屋町へ妾宅を構ひ日々こゝへ來て酒宴を催して居る。七月廿日には九條家の祖納の事に付て池田へゆきたるに五人の浪士が跡を付たる様子この五人は薩藩の本多彌右衛門の内意を受た井上彌八郎、鶴木孫兵衛、廣瀬友之允、福原武三郎である。島田之を避て間道より密に木屋町の妾宅へ歸り、入浴して丸裸の儘川邊の板縁に出て小女二人に團扇を以て煽がせて居る處へ、田中新兵衛外二人(鶴木志々目なり)入來り在宅なるやと問ふ。取次の女何心なく居られますと答え御名前はと問ふ時田中ズツと奥へ入來る。島田は之を見て庭へ飛下り堀を乗越へ逃んとする處を田中追かけさまに一太刀切る。島田は肱の番を切落され堀の向ふへ落る處を田中同く飛越て切付るそこへ鶴木志々目の二人も馳來り罪狀を數へて首を打落し、其まゝ三條の橋際へ持ゆきて曝したりと蘭臺筆記にある。

天誅の口開けが一つ出來ると其から一向遠慮なしになつて翌月は越後の處士本間精一郎を殺し五條河原に梟して此もの諸藩を離間せしを以て天誅に行ふ

と云札を建たまは町奉行所附の目明し文吉を縊殺し裸體にして三條大橋へ肆しこの者は島田左兵衛に隨從し正義の士を不韋の罪に陥したるにつき斯の如しと云やうな捨札をたてまた九條家の字郷玄番が首切て島田と同罪なりと云札をたてた。

羽阜云目明し文吉は洛地御善提地の農民の子で博徒である堂上方の下部屋に立廻つて奴僕となり一度入獄して其後目明しとなりわが養女君香と云歌妓島田が妾となつて其緣故にて島田が家に親く出入し機密の用を辨じたる也。字郷玄番は江戸の堀二郎が廢帝の先例を取調るに付き玄番と文通し玄番も力を添たりと云風聞行はれて天誅に逢たるなり。

彦根藩も此ごろ長野主膳を斬罪に處したと云話を聞た、伊藤俊輔が長野を斬にいつたなどと云噂もあつたが事實は分らぬ岡本半介と云家老が梁川星嚴の門人で勤王論の人であつたから岡本一派が當時勢力を得て長野を死罪に行つたので有ふと思ふ。長野と同類だと云ので京都の町與力渡部金三郎、町同心森孫六、大河内十藏の三人が東海道石部の宿で斬られた。斯云物騒な最中に島津三郎

が生麥村で美人を切たと云騒動が初つた。

八月十八日大原は登城して將軍に暇乞をして廿一日に江戸をたつ事になつた。島津三郎は三百人の壯士を率つて廿一日の未明に江戸を立ち大原は午後に出立した。島津は生麥へ掛ると神奈川の方より外國人が三人、一人は女だ馬を走らして來た。島津の行列の右の方を地道に乗つて來た。島津家の家法で打物(薙刀)と駕籠との間が十四五間もある。其行列の中に當日の決死隊と云がある。これが二行十八人、左側の九人がイザと言つて決死して其場に臨むのである。此日は大久保市藏、松方正左衛門(正義)も居る。海江田(信義)が供目付、奈良原喜右衛門もたしか供目付で有たらう。外國人が近々と乘て來たから誰であつたか管笠を持って跡へ返れ、と煽つて見せた。外人の事だから一向分らない。打物の内へ乗込で左り側を廻つて引歸さうとした。其を見て奈良原喜右衛門が直く斬た。外國人は馬より落る。其跡へまた一人是も横さまに乗入たのを斬た。是は尻を切られて一散に逃た。女は驚て引返したと云。島津は其儘戸塚まで引取で警戒をしたさうで有るが。一時は英國の赤兵が押出して餘程騒動したらしい。先に斬られた外國人は死に

切らずに倒れて居たのを其日供番でない薩藩士が跡から十四五人もぶらぶらやつて來た。此處に夷狄が斬られて居る一ツ刀を試さうと云様な事でもまた斬つたと云話だ。其時分は島津が英人を斬た實に愉快だ。杯と浪人共は非常に喝采したのである。是が爲に島津の威望はますます熾んになつた。時勢と云ものは妙なものである。然ども薩藩がこれが爲に外國の艦隊に鹿兒島を砲撃されて大に苦戦した。のちには償金を取られた。償金も島津は出さないさう。幕府に出させたのである。此償金問題も一時八釜しい事に成たが其は別の話であるから他日にしよう。

第廿五 岩倉の蟄居

文久二年の八月十三日であつたか何でも其頃に相違ない。廣橋忠禮、正親町實徳、庭田重胤、柳原光愛、三條實美、姉小路公知、壬生修基、數十三人が朝廷へ建白をして岩倉千種(有文)富小路敬直、久我建通の四人と少將の局、右衛門局、この六人を處分せよと云ふ意見書を出した。岩倉千種等初め六人の者は先年來所司代の酒井若

狭守と心を合せて幕府の爲に内々盡力し専ら關東へ阿諛して朝廷の御爲にならぬ者どもであるケ様なる不忠の者は速に御處分を願たい、彼等が關東へ志を運ぶ證據は先日關東より家祿加増の恩命に浴した其石高の多少にても相分るではないかと言ふ主意である、十三人の公卿が公然岩倉初めを退けやうとした其内情と云ものは必竟浪士等がかねて岩倉初め酒井と親しく往復したのを見て直に幕府に同意したものと誤解した結果であるが最も主として排斥に力を盡したのは此數日の後に暗殺された本間精一郎と云事だ、彼が薩藩の藤井良節にやつた手紙がある其手紙には岩倉等十名許りと二人の姦嬖朝廷にある故に不正の朝議のみ行はれて正論が行はれぬ彼等を是非除かねば震襟を安ずる事は出来ぬと言ふ事が書てある、三條家の村井修理結城筑後守大に奮激して廣橋以下の堂上を説廻り十三人連署させて關白まで右の書面を出した、然るに主上の思召はどうかと言ふに主上は全く御考が違つて居る其頃の御震翰に連署熟考致候に先以て不容易暴論冤罪の段心痛の事に候併何事も權威盛んにて善惡不明の所置實に悲歎之に過す尤薩長へ申付速に退治有之事になら

ば早々御申付併し薩州の處も同類歎云々

とある、主上は岩倉初め斯く他に悪るゝは冤罪である、寧ろ十三人の者の暴論惡むべしと仰られた次第で、岩倉等に取ては實に難有い次第であるが主上の思召はいかにもあれ、浪士等騒ぎ立て威迫的の投書をしたり、貼紙をしたり、今にも危害を加へさうであるから主上も是は却て四人を退けて蟄居させた方が寧ろ四人の一身を安全にする道である、いま暴論者に逆つて彼等を取鎮めやうとすれば益々反動を生じ岩倉初め暗殺されるも知れずと思召たかと察し奉るのだ、吾等は岩倉の心事も兼て知て居る、殊に同族の間柄でもあつたから其人物も他よりは多く知て居ると言てもよい、世人は姦佞を以て目し、三條なども其當時は姦物と思つた様子、決して姦物ではない餘りに頭腦が明晰で決斷に富み、深謀遠慮あつて非凡の天才と云ふ様な人だから爲す事も言ふことも長袖者流から見ると超越して居る、俗人にはまづ不向な人であつた、主上は岩倉の人となりも能く御承知になつて御信任遊ばしたのは實は感服いたす事である、吾等は十三人が、村井、結城などに煽動されてブツ／＼言出した時ははいかぬ岩倉に密に知ら

せて退身させやうと心付たから八月十五日の夜と思ふ徹行していつた處岩倉も已に形勢の日に非なるを知て居たから吾等に向て、世間がだいぶ騒々しく自分を攻撃する様ふだが此は自ら身を退て當分草野に隠れ様と思ふがどうあらふと云相談である、其事に就て吾等もお尋したのだ早く身をお隠しになるがよい随分暴論も行はるゝから萬一危害を加える様な暴客がないとも限らぬまた時節もあらふ當分身をお引なさいと言たのだ岩倉も實にさうだと跡々の相談をして密かに西加茂の靈源寺へ移つた、其跡で蟄居辭官の命が下つたのである、猶ほ危険たと言ふので落飾して岩倉村の農家に潜伏する事になつた、岩倉の蟄居は其當時實に氣の毒な事と思たが後に考て見ると此の蟄居が岩倉の爲には將來の利益であつた、此時の形勢では或は斬れたかも知れぬ、身を隠したから生命を全ふした上に蟄居中いくらか學問もいたした、後には密に有志の士と交りて天下の形勢に通ずる事も出来た、香川敬三などは早くから祕密に交通して諸藩の形勢を岩倉に話したのである、後には薩の大久保、土佐の坂本、長の本戸などにも逢ふ様になつて維新の大業を計畫したのもこの岩倉村蟄居の間に工夫

したのである。

第廿六 再度の勅使

薩州と長州が在京して禁闕を守護し、薩長二藩と稱し浪士などが泰山北斗の如くに尊敬するを見て土佐藩士もまた運動を初めた、土佐には家老吉田元吉と云者が佐幕論であつてこの者が藩政を握て居る間は一向振はない、武市半平太、吉村寅太郎、小南五郎右衛門等の攘夷派が吉田を殺して藩政を改革して初て藩論を勤王攘夷と云事にしたが、隠居の容堂は依然佐幕勤王主義で幕府を佐けて勤王をすると云考であるから武市、吉村などの急激な論とは違つて居る、薩長の勢ひがよいのを聞て吉村寅太郎、宮地宜藏が國を脱して京都へ來て三條家に就て京師の模様を探り、國許へ文通して、この際藩主にも上京して王事に力を盡さねばゆかぬ、天下の權は薩長二藩に傾きさうに見ゆる中山卿、三條卿へも御相談申た處是非登れとの御内意であると言送つたから武市等大に喜び主人土佐守幸ひ參觀として關東へ下る時節が來て居るから伏見まで登た處へ朝命が下つて

其儘在京する様な都合に拵えた是も内實吉村、宮地などが運動した結果で三條實美よりも土佐守へ書面を出して上京を促した、三條と山内は親戚であるから山内が在京すれば三條の勢力も自然加はる様な次第である、土佐守豊範は六月の下旬に大阪へ着て大阪で麻疹を病でそれがために滞在して七月の末に伏見へ来た、三條家より迎ひの者が出る、朝廷よりも御使があつたこの時武市半平太小南五郎右衛門なども供をして登て来て、薩長同様在京して國事に盡力すべしと云勅命を蒙つた、此に於て薩長土三藩の名が初めて世間に顯れて土佐藩も大に幅を利す様になつた次第である、程なく容堂も登つて来て土佐守は江戸へ下り容堂が在京する様な都合になつた藩主土佐守は若年でもあり人物もまた人に知られぬ隠居の容堂は器識超凡な人で名望があるから此人であれば島津三郎、毛利慶親と對等の位置を保つて共に相談する事も出来ると武市等此に考が付て容堂を引出したものと思ふ。

然る處また關東へ勅使をやつて將軍に攘夷の期限を迫らふと云論が起つた、是は九月八日の朝議で御決定になつて堂上地下へ御達しとなつた、御沙汰の儀に

就て關東へ別に勅使を下さる其人體に於ては追て御沙汰の旨仰出さるとある、其十五日には今度關東へ下る勅使は賢にして人望に應じたるものを選びべき旨御内命が出た、斯う云御達を見れば二度目の勅使も全く朝議より出て主上の叡慮も再度の勅使を必要と遊ばされたかと思ふであらふが是は考ふべき問題である、獅子王院宮尊融親王は主上の御相談相手で何事も御打合せになる方であるが親王は今度の勅使には反對である、公卿中にも反對の人が多い、實際の状況より推て考て見ても僅に一ヶ月前に大原が勅使として下向して三ヶ條の御下命を幕府は遵奉して居る、一橋を後見とする事も春嶽を政事總裁とする事も將軍上洛の事も悉く御受をして來二月には上洛と云達しを出して居る、五大老の事だけはまだ極らぬ是は上洛の上で大藩と協議の上となつて居る、攘夷の事も岩倉が下向の時に十年と約してあるのを大原の時には上洛の上議定せよと云事にした、然らば今度の勅使は何の爲であるか攘夷の催促と云ふ名義は甚だ變なものになる、親王が御不同意も無理のない事と思ふ、其内情を言ふと島津が大原を連れていつて味く仕事をして歸つたから、今度は長州と土佐で三條を勅使

にして今一度幕府を責てやらふと言ふ希望より出たのである。

羽阜云この勅使の事に就て参照すべき事實を左に掲げて参考の料とすべし
「尊融親王御日に云記姉小路入來尊融の決心を訊問只今の處緩々の御沙汰可
然、嚴に候は、事を敗り且つ宮中未だ全然ならず然らば末を勤め本を忘るゝ
の策如何と及返答候事

姉小路入來別勅使の事且攘夷の事訊問に付少々異論候事」とある

「土藩平山收二郎記に曰九月十五日朝廷攘夷の詔の儀に付其使する處の人を
選む三條卿正使云々議未だ決せず薩州異論を生じて云攘夷の機會未だ至ら
ず暫く時を待つに如す此論全く一藩の意に非ず青蓮院宮近衛みな其意なり
と此に於て余姉小路をして宮の意を探る果して然り云々

「三條公記曰初め朝廷既に 勅使を定むと雖も或は幕府の武威を憚る縉紳あ
り、又は佐幕論を主張する廷臣あり、議論區々なり、或云去月大原左衛門督特別
勅使として關東に下り幕府 聖旨遵奉の實効を表せし上は朝憲斷然公張し
たるなり今又別 勅使を發するは朝廷の重きを示す所以にあらず故に勅使

を下さんよりは後見總裁老中の内の人を京師に召し急に將軍に上洛を命じ
速に攘夷の實効を奏せしめんには如す然らば則ち朝憲も益々振ひ幕府も亦
異議なく詔命を奉すべしと是が爲に朝議また沸騰し 勅使東下の議稍止む
公(三條實美)此事を深く慷慨すと雖も如何ともするなし病に託して辭す云々
(平井收二郎記)九月二十日勅使の事中止異論頗る沸騰、而して三藩縱橫反目し
て後繼に定むるを得武市吹山尤も力あり云々

是よりさき大原勅使として下向し、其事を濟して歸京いたし、薩州、長州、土佐が各
々兵を以て朝廷を守護する様になつてから、時勢はたしかに一轉して、朝威は盛
んになり、幕府の勢力は多少減殺せられたのである、此の文久二年は朝權回復の
幕明きをなしたものと認めねばならぬ、吾等が記憶する處を話せば、其事實の顯
著なるものが澤山ある。

幕府は慶長以來京都に所司代と云ものを置て朝廷を守護した是は足利家の
末より初つた職で織田信長も最初羽柴秀吉を所司代とし次に村井と云者を
置き、秀吉時代には前田德善院を置き、慶長の十年ごろより板倉伊賀守を此職

に任じて上は朝廷の御用をつとめ西國大名の指揮監督をして幾内の政務を總理すると云大任であるが其實は朝廷を監視して大名との交通をさせない爲であつた所司代は關東の權勢を代表して朝廷を厭伏するに過ないのであつたのが大原勅使後京都守護職を置た、徳川の一門松平肥後守(會津)を之に任じた、守護職と所司代とは別に違ひはない様であるが事實の上から見ると朝廷を尊敬する道に於て確かに一の進歩である。

次に朝廷の勤王攘夷黨とも言ふべき公卿の氣に入らない酒井若狹守(のち修理太夫)所司代在職中不正の行爲があつたと云名義で一萬石を減じ其上に隠居を命じ、若狹守の席を黜けて帝鑑の間詰とした、是も朝廷の御機嫌を伺つたのである。

其から井伊掃部頭(大老)が在職中の所置を追罰して三十五萬石の内十萬石を召上げ、戊午の事件に係した家老木股清左衛門、瀧原助右衛門、及柏原與兵衛、宇津木六之允、三浦内膳等を處分せしめ、長野主膳を死罪にする様訓令してとうとう主膳を殺させた、是も朝廷の意を迎えた處置である。

久世大和守、脇坂淡路守の老中を免じて朝廷の氣受のよい小笠原國五郎を老中に任じ、井上河内守をも老中とした、總てが朝廷の御機嫌を損せぬ様にしたのである、其上、従來は諸大名より直に朝廷へ物を獻する事は嚴禁であつたが、島津三郎が米一萬俵獻上したのを知ても一言故障をも言ぬのみか、所司代へ島津より念の爲め話した時は御尤の事と賛成の意を表した、時勢とは言ながら萬事が此通り變じて來て居る、其故浪士ども大に調子に乗つた氣味もあるのだ。

異論があるに抱はらず、武市小楠等が運動で勅使は三條實美、副使は姉小路公知と極つた、三條は九月廿日に議奏加勢を仰付られ、其ころ正三位中納言に昇進した姉小路は侍従である、其頃の朝廷は中々勢ひがよい、姫路の酒井雅樂頭(忠績)がまた會津に登らぬ前少しの間、京都取締を命せられて上京した所司代同様に權力を振ふ事が出来ると思つて上京したが、京都の模様が昨年とは大に異つて、内して形の如く龍顔を拜し天盃を頂戴したが、其取扱が頗る冷淡で、議奏などの權幕が強いを見て大に畏縮したと云話である、其ころは朝廷と幕府の間に三

百年來行はれた儀式其他を改正しやうと云論が盛んに起つて居た。天皇と將軍と兩敬と唱へて傳奏から出す書面にも大樹公益々御機嫌よくと書く。幕府から朝廷へ物を奉るのを進せらるゝなどと云。朝廷よりも下賜と云事は一切言ない。矢張り進せらるゝと云様な事で君臣の名分が一向立ない。家康の時はこんな事はない。二代秀忠の女が後水尾天皇の中宮となつて秀忠は天皇の舅である。此時から御兩敬などと云事を關東から持出したもので有ふ代々それで押通したのだ。此筆法でゆくから關東へ勅使が下ても立關まで迎に出るのは高家一人出るのみ。老中が殿上の間へ出て挨拶をする。將軍は上段に居て勅使が下段に着座し將軍の會釋で上段に登つて勅を傳えて直ぐ下段で平伏するなどと云。不敬千萬な體であつた之を改正しやう左もなくば朝威は立ぬと云事を有志の徒が唱へ出した。此の事を主張したのは村井修理少進、結城筑後守でこの二人より鷹司家の三國大學、三條家の丹羽筑前介、富田織部に相談して五人で薩藩の藤井良輔、本多彌右衛門に説き、其から長藩の宍戸九郎兵衛、久阪玄瑞、土佐の武市半平太なども賛成して廣幡三條に同意させたのが初りである。この論が追々熾んになつて

來たから一時躊躇して居た。再勅使もこれが爲に實は決定したのである。こんな矢先へ酒井雅樂頭が參内したから耐るものではない。酒井も一ヶ月許りで國へ逃歸つた。

其からまた一問題を提出した。是は長藩の前田と土佐の小楠が考出した問題で朝廷に御親兵を置き諸藩より所領の石高によつて人選の上壯士を出し之を御親兵として京都の根本を堅めモシ幕府因循せは天子自ら大元帥となつて大軍を率ひる其根本を造らうなど云説で薩長土三藩も同意して三條へ話しようとう。是も朝議御決定となつた。此問題をも今度の勅使が携てゆく事にした。今度の勅使は攘夷の催促と名分の改正、勅使取扱方の改正、御親兵設置と云が大問題である。十月十二日に三條、姉小路は京都を出發したが、今までにはない行列であつた。三條は諸太夫二人、用人二人、君側、供頭、近習、中扈從、青士、引供などと四十一人、森寺大和守、柳田加賀守、丹羽筑前介、富田織部なども諸大夫で供をする。今の尾崎三郎も前田典膳と稱して供頭であつた。用人柳川左門と言ふのが土佐の武市半平太同く佐久間佐兵衛も長州藩、外に長州土佐の兵二百人護衛として従ひまた

藏人所の村井修理、世古格太郎(伊勢の人)も後藤小藤太と變名して供をした皆な、朝權回復の運動の爲に腕の利く人物を選んで連ていたのである。三條が京都出立の前に關東へは禮節改正の條目を送て置たのであるが是が果して注文通り承諾するかどうか分らない必ず一悶着起るものと覺悟していつた處が廿四日に三島へ着た時松平肥後守(會津より)野村佐兵衛宗像眞太郎の二人を早駕でよこして、この頃大樹公及和宮とも流行の癩疹はしかに腦み勅使御着になつても直に命を拜す事が出来ぬかも知れず、然ども主人肥後守、松平春嶽精々盡力いたし仰下されし通りに仕るべく候間御安心の上御安着まち奉ると云使だ、三條初め大に歡んで世古格太郎を早追にて京都へ返し關東の様子を京都へ報告したのである。

第廿七 勅使の待遇

勅使が藤澤驛の本陣へ着した時また松平肥後守より使者柴秀次を以て、勅使取扱方改正の要點を知らせて來たこれですす／＼勢ひがよく成て戸塚までゆく

と幕府より徒士頭三騎、諏訪庄左衛門、戸田寛十郎、藤堂將監が馬上で徒士廿人づつ引つれて出迎ひに出た、これより土佐の一隊十人先驅となり其次に徒士頭一組、次が三條の行列、徒士二隊は後押おしとなつて鹵簿肅々として練てゆくこんな勅使は初めであるから沿道目を驚したさうだ、さうで有ふ是迄の勅使はかう云體裁のものではない大原の時でも島津とは別々に歩だから人數は至て少い、三條の時は三百五十人位の同勢である、川崎に着すると松平土佐守の使者二人、長州の使者二人出迎に來る、そこへ幕府より命を受けて御馳走役松平丹波守(信州松本六萬石)が麻上下着用にて出迎に出て是がまた供をして是より行粧は隨分立派にして其日(廿七日)品川の本陣へ着た、直く老中松平豊前守が將軍の名代で慰問に來て杉重一組進せらると云て持て來たこの進せらるは天子様へ上る事に使つた言葉であるのが勅使へ用ゆる事になつた、廿八日江戸へ入て龍の口の傳奏屋敷へ着くと松平丹波守が案内で玄關へ駕を横付にさせ座敷へ通ると將軍の名代として水野和泉守(老中)土岐出羽守(高家)がやつて來て平伏して將軍の口上をのべた、此前は老中が來れば上使と稱し上席に坐して御意なさるなどと馬鹿

に尊大に出掛たものだ。今度は全で違た。老中が歸ると總裁松平春嶽、守護職松平肥後守、老中松平豐前守、板倉周防守、小笠原圖書頭初め高家、若年寄、三家の家老より諸大名の使者吾もくくと來て天機伺ひと云ふ有様實に前代未聞の盛況である。

(參照)丹羽筑前介日記に曰予は今度江戸に來り土地人民の景況を見る事初めてなり兼て此地の模様を聞及びたるに、幕府の勢威廣大にして老中、若年寄御目付杯と云へる者幕權に誇り阡陌を縱横するに一人として指す者なく又諸大名逆も威光凜然たる由を聞たるに今日に至り目前其景況を見るに幕府高官及び三家三卿大小名たりともみな天威に怖れ勅使旅館門前に馬を繋ぎ市をなすさまを見るに將に王政復古も近きにあらんかと思はる愉快々々云々三條勅使が京都を起てまた道中に居るころ、幕府は非常の混雜であつた。今度の勅使は攘夷の期限を迫ると云が眼目であるから第一に攘夷の覺悟せねばならぬ。幕府の役人は何としても攘夷の出來やう筈はないと初めより覺悟して居て一時通れに連れて今日に至つたのであるが今度は愈々手詰の勅使だから大に

恐惶を引起し一橋刑部卿が第一にこの勅命は御受は出來ないと云論だ。越前春嶽は山内容堂と相談をしてある容堂は日々登城して頻りに議論しつゝ迫る。今度御受せねば天下の亂を開く事になる皇國の安危存亡に關するから是非御受をせねばならぬと云春嶽は同意したが一橋が聞入れない。老中一同も勿論不承知であるから、容堂も持餘した様子、其中に春嶽は病氣と稱して引籠る容堂が説破して引出し春嶽に一橋を説伏せてとうく幕議を纏めたと云様な次第である。或人の説には容堂が水野、板倉に向てもし此勅命を御受にならぬ時は此の容堂も大に覺悟が御座るから左様御承知を願たいと言切た。其權幕が謀反を起し朝廷の御味方をすると言ふ様に取れた。老中大に愕て是が爲に幕議は一變して一橋も登城したと云。容堂の事だからそれ位の事を言たかも知れぬ。

(參照)薩藩吉井幸助が本多彌右衛門に贈る書面に(前略)營中此間より議論紛々として大混雜、一橋公を初め閣老以下愚論、越前はわざと御引入、容堂公一人にて必死を以て御論破、一旦は愈々御受不仕事に相決居候處、此上は徳川家二百年來厚恩を蒙りたれど君臣の大義には難替に付去り可申と大目附岡部駿河

守と申者へ散々御論破、岡部苦々しき目に逢退出、其儘御引入一橋公も三日許り引入り、已に廟堂兩立の勢の處ろ廿六日に至り終に愚論の徒屈服いたし、春嶽公も此日七ツ時分より俄に登城、一橋公も登城是迄の儀別して後悔と申事にて今は懸念も無之候併し内情難斗候、此競ひにて突當り不申ては守返され候儀も可有之候云々奉迎の儀も容堂公盡力にて誠に氣味よき次第に候將軍家は痲疹の由云々とあり。

羽阜云幕府は三條卿が奉じた勅旨の御受をする事に決し十一月廿七日勅使入城と極つたのち是も三條卿より諷された事であるが俄に朝廷へ通りの悪い役人を罰する事にした、現職の者の中には井伊大老の信任を受て安政の大獄に關係した人もあるから其等を罰して朝廷の御機嫌寧ろ浪士の御機嫌である)を取るは已を得ざる事であるが數年前に退職した人まで追罰したのはどう云譯か少も筋が立ぬ、例へば井伊掃部頭の所領を減じて父大老が朝廷を欺くと云を責め、内藤紀伊守(老中)を勤めし人を追罰して一萬石取上げ間部下總守(老中)の一萬石を減じ堀田鴻之助の父備中守正睦を更めて蟄居に處し、久

世謙吉の一萬石を取上げて父大和守に永蟄居を命じ安藤鴻之介の二萬石を取上げて父對馬守(見山)に蟄居を命じた如き少し狼狽た様に見ゆる、また幕臣では松平出雲守(目付)大久保越中守(京都町奉行)松平式部少輔(勘定奉行)黒川備中守(目付)石谷長門守(町奉行)池田播磨守(町奉行)久貝遠江守(大目付)在職中の勤方宜しからずとて免職、差控等に處し、高松の松平讃岐守も不正の筋があると云名で蟄居、其外松平伯耆守(寺社奉行)松平和泉守(老中)脇阪淡路守の養父中務大輔等まで悉く罰した、幕府の政綱と云ものが一向に立ない勅使の鼻息を窺つて斯云失體な事をする、現職の老中ものちには復た朝命で進退する様な例を開て慶應のころは朝廷の命で老中を免職する事になつたは此時幕府自分から開た例である。

廿七日に勅使入城となつて松平丹波守が長上下の高股立で案内して高家は衣冠にて大手門前で出迎ひ勅使は乗輿の儘立關へ乗付將軍は自ら立關式臺まで出迎へた衣冠を着して居たと云ふ一橋春嶽、老中は式臺の下段まで出て迎へた大廣間で勅命を傳ふる時は勅使二人は上段へ並んで列坐して將軍は中段に坐